

平成26年第2回東大和市議会定例会会議録第12号

平成26年6月5日（木曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
主事	吉川和宏君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（27名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	川口莊一君	総務管財課長	東栄一君
職員課長	原島真二君	総務部副参事	廣瀬裕君
納税課長	中山仁君	環境課長	関田孝志君

都市計画課長 神山 尚 君  
建築課長 中橋 健 君  
給食課長 梶川 義夫 君  
社会教育課長 村上 敏彰 君

土木課長 寺島 由紀夫 君  
学校教育課長 岩本 尚史 君  
学校教育部  
副参事 小板橋 悦子 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 中 村 庄一郎 君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、9番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔9番 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。9番、自由民主党・みんなの党、中村庄一郎、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1番といたしまして、多摩都市モノレールの延伸についてでございます。

国の運輸政策審議会答申18号の目標年次が、平成27年、2015年に迫っていることから、東京都では今年度、平成26年度広域交通ネットワークに関する調査委託を行い、費用対効果などの検証を踏まえ、次期整備路線の優先順位を決めていくとされております。多摩都市モノレールの延伸、上北台から箱根ヶ崎間でございます。に関しましては、答申18号の目標年次である路線の一つに位置づけられておりました。しかし、現状は未着手となっております。上北台以西の延伸区画については、武蔵村山市などが主となりますが、東大和市においても広域交通の利便性、まちの活性化など、市民生活にも大きな相乗効果が期待されると思っております。このことから、次期運輸政策審議会の答申に再度多摩都市モノレールの延伸が優先整備路線として位置づけられるかどうか、重要な課題と考えます。

まず1番といたしまして、現状と今後の課題であります。

アといたしまして、上北台から箱根ヶ崎間の各市の状況は。

イといたしまして、東大和市の状況は。

②といたしまして、利便性とまちの活性化について。

③といたしまして、近隣市との連携についてであります。

続きまして2番です。ふれあい市民運動会について。

①といたしまして、現状と今後の課題について。

3番、平成26年2月の大雪による除雪対応の検証会議について。

平成26年5月15日木曜日に開催されました検証会議についてであります。

1といたしまして、今回の大雪時の対応方法について。

2といたしまして、意見交換会について。

3といたしまして、今後に向けて。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔9番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、多摩都市モノレールの上北台、箱根ヶ崎間の延伸についての各市の状況についてであります。武

蔵村山市におきましては、都市核土地地区画整理事業の施行などにより、モノレールの沿線にふさわしい都市基盤の整備を進めるとともに、市民を対象としたモノレール募金の設置等により、延伸の機運を高める取り組みを実施しております。また、瑞穂町では殿ヶ谷土地地区画整理事業などの施行により、新青梅街道沿道のまちづくりに取り組んでおります。

次に、当市の状況であります。モノレールの導入空間となる新青梅街道拡幅事業の進捗に合わせて、芋窪、上北台地域沿道の土地利用の変化が見込まれるため、地区計画の活用により沿道の住環境の保全について検討しているところであります。今後の課題であります。モノレール経営のさらなる安定化を図るのはもとより、平成28年度に予定されている国の交通政策審議会の答申において、多摩都市モノレールの延伸が優先度の高い路線として位置づけられるよう働きかけていくことが重要であると考えております。

次に、利便性とまちの活性化についてであります。多摩都市モノレールが延伸され公共交通ネットワークの充実が図れますと、箱根ヶ崎方面の利便性は大きく向上するものと考えております。また、延伸により多摩地域の連携、交流が一層深まることも予想されます。当市にとっては、立川、箱根ヶ崎の両方面からお客様を迎えることにより、観光を初めとした地域の活性化など、元気にぎわいのあるまちづくりに寄与するものと考えております。

次に、近隣市との連携についてであります。延伸の実現に当たりましては、近隣市との連携が重要と考えております。そこで、武蔵村山市、瑞穂町とともに、2市1町で毎年東京都に対する要望活動を精力的に実施しております。本年も5月9日に東京都に対して要望書を提出したところであります。

次に、ふれあい市民運動会についてであります。昭和45年の市制施行当時に始まり、以来43回続けてまいりましたふれあい市民運動会は、昭和40年代以降の急速な都市化による人口急増の中で、スポーツを通じての市民交流の場として、大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、近年では参加団体の減少など、改善すべき課題も顕在化してきたことから、国体開催と重なる平成25年度は中止とし、関係する団体等の方々へ今後のあり方について御検討をいただいていたところであります。

なお、現状と今後の課題等につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、本年2月の大雪による除雪作業の検証会議における報告についてであります。平成26年5月15日に開催した検証会議は、本年2月の大雪時に災害時における道路施設等の応急対策業務に関する協定に基づき、協定締結団体である東大和建设同友会に除雪作業を要請したことから、関係者が一堂に会し、今後のよりよい対策に向けた検証を行うことを目的に開催したものであります。会議では、初めに東大和建设同友会と市の双方で2月の除雪対応についての経過を報告し、当時の実施状況を再確認したものであります。

次に、会議での意見交換についてであります。市及び東大和建设同友会が実施した除雪対応について検証し、問題点を洗い出し、東大和建设同友会に依頼する時期や作業場所の確認、ショベルローダー等の重機の確保、交通規制の方法や集積した雪の置き場などについて意見交換を行ったものであります。

次に、今後に向けてであります。今回の検証と意見交換を踏まえ、今後の大雪に対し迅速かつ確かな除雪対応ができるよう努めてまいります。また、今回の会議において、東大和建设同友会から大雪に限らず、大雨、地震等の災害への対応に資するため、定期的に危機管理会議を開催することの御提案をいただきました。安全に効率よく作業を行うためには、さまざまな状況を想定した上で対応策を検討していくことが大切であるため、今後も関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） ふれあい市民運動会についての現状と今後の課題についてであります。昨年度は国体開催の時期と重なったことから、ふれあい市民運動会を中止とし、16名の関係者からなるスポーツ行事活性化検討会議を立ち上げ、今後の行事のあり方について視察も含め、8回にわたって検討を重ねてまいりました。その検討結果につきましては、本年3月26日に来年度以降に実施するスポーツ行事のあり方についてという報告書を市長に提出いたしました。その内容の中で、これまでのふれあい市民運動会と大きく異なる点は、対抗種目の参加を、これまでの自治会単位だけではなく、さまざまな団体にも参加してもらえるようにしようとするものであります。現在は報告書の内容に沿った行事を実施するため、実行委員会を立ち上げ、実施内容の検討を行っているところであります。今後の課題につきましては、この新しいスポーツ行事にいかにして多くの市民の方が参加していただけるようにするか、その仕組みづくりが課題であると認識しております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず最初に、多摩都市モノレールの延伸についてでございます。

まず最初に、延伸について質問するに当たりまして、なぜ上北台駅が終点になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 多摩都市モノレールの現在の運行区間といえますのは16キロになっております。この事業の決まっていた経緯でございますが、まず東京都におきまして、昭和54年、55年度、2年間で多摩地域都市モノレール等基本計画調査を行いまして、そこで全線93キロにわたる構想路線が設定されております。その後、昭和57年12月に策定されました東京都長期計画、当時はマイタウン東京21世紀を目指してというふうと呼ばれていたものでございますが、その中で多摩の南北方向の公共交通を充実させるため、この構想路線93キロのうち、多摩センターから新青梅街道までの16キロを整備していくという方針が定められたというふう聞いております。この16キロを選定した経緯といたしましては、需要予測であったり、また事業の規模、一度に整備する事業規模として10キロから20キロ程度がふさわしいのではないかといったようなところから、決められたというふうになっております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

今お話があったように、当初の予定では多摩センターのほうから上北台のほうに向かって、それから箱根ヶ崎の駅、それからそれをぐるっと回って八王子方面を回って、また戻ってくると、こういうぐるっと1周したルートがございますよね。でも、今お話しがあったとおり、幾つかの問題をクリアしながら上北台で終わったわけですね。ということは、なぜ上北台で終わったかというのは、要するにそういう構想がもともとからあったわけで、それから当初の話ですと、第三セクターで上北台から所沢方面というふうなことも考えられるというふうな想定のもとで上北台駅、それにはインフラの整備等々もしていきながら、ここを一つの発着点というか、そういう形にしていくんだということでございました。

次に、モノレールの導入区間とも考えられる新青梅街道の拡幅について、確認しておきたいと思っております。

上北台、箱根ヶ崎間の新青梅街道拡幅事業の現状はどうなっているか、教えていただきたいと思っております。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都は上北台から箱根ヶ崎までの区間、約6,700メートルにつきまして、平成17年3月、道路の幅員18メートルから30メートルに拡幅する土地区画変更を行っております。東京都は当該

区間を5つの区間に分割して整備する予定としております。上北台から神明4丁目までの1,100メートル、それから瑞穂町の1,400メートルが現在事業中ということになっております。武蔵村山市の三本榎から三ツ木交差点までの1,500メートルにつきまして、平成25年11月、東京都が事業説明会を実施しております。近い将来、これが事業化される見込みでありまして、当該区間が事業化されましたならば、延長6,700メートルのうち4,000メートル、約60%が事業化されるという状況であります。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

これは、あくまで道路の拡幅ということですが、着実に進捗している中、沿線の機運も高まっているというふうに思われるわけです。また、武蔵村山市のモノちゃん募金は市民の思いを受けとめる方法として、ユニークであると思えますけれども、例えばこれの金額がどのくらい集まっているのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） モノちゃん募金でございますけれども、モノちゃん募金はモノレールへの延伸の思いを募金という形でいつでも受けとめられるように、平成25年7月に武蔵村山市において開始しております。25年度9カ月間の募金額でございますけれども、約16万円ということになっております。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

まだまだいろいろ利用する金額にはほど遠い金額ではありますけれども、本当に金額は多くないとは思いますが、寄附を募るという行為、この方法もやはり非常に市民に対して、いろいろな活力を生ませるといえるか、そういうことであると思えます。また、そういうことを当市のさまざまな事業においても活用できる場面があるというふうには思えます。イベントの際や、そういうところに合わせて実施すれば、PR効果もあると思えます。今後、モノレールにかかわらず、このようなやり方も参考になるのではないかとこのように思うのが、まず1点です。いずれにしても、行政だけではなく市民を含めた中で機運を盛り上げていく必要がある。要するに、モノレールのことも当市でも武蔵村山市ではモノレールを呼ぼう市民の会が都への要望活動等を行って、機運を高めております。しかしながら、モノレール、今度上北台が出发点になるわけですね。当市、東大和市がやはりそれだけの機運を盛り上げないと、いけないのかなというふうに思えます。まだ、当市にはそういう盛り上がり期待されない。先ほど、市長のお話の中では、答弁の中では、3市が定期的に行くんだと。そういうことではなく、やっぱり出发点である東大和市が、それを引っ張っていくぐらいの形でお願いができないかなと、あくまで起点が東大和市にあります。ですから、そういう意味では市が延伸の機運を盛り上げていくことができないでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） これからの上北台からの延伸につきましては、当市の中に駅の計画は構想でも出てこないといったようなことがございます。そういったことから、まるっきり軌道系の駅のない武蔵村山市との取り組みとの差が出てきているというふうには感じております。また、東大和市は既にモノレールの運営に参画しているという立場もございまして、モノレール株式会社につきましては、平成20年に策定いたしました経営安定化計画に基づきまして、運行の経営改善に努力しているところでございます。市は、沿線の上北台、芋窪地区につきまして、基盤整備という区画整理的なことというのは難しい中でございますけれども、そのような状況になっても対応できるように、地区計画などによる環境整備を検討しているところでございます。

また、経営者として経営基盤の強化や安全運行の確保に対する取り組みを優先する中で、延伸要請に取り組んでいるといったのが現状でございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 経営基盤の中でというお話もございましたけども、都議会の中ではもう3年間のモノレールの経営も黒字が続いているということでもありますよね。ならば、なおさらこれから延伸ということ想定して、いろいろな計画を各市で考えていくと、インフラは整備していくとか、そういうことをしていかないと、これ延伸というふうにはつながらない。また、もう一つはまず東大和市も今政策で観光行政というようなことも行われています。観光行政を主としているまちが延伸の話で、これだけ盛り上げてきているということがあるのに、それを表に出さないというのは、これは市の経営としては逆にどうなんだろうかね。やはり、そこのところ、今観光だ、観光だといって、今回も一般質問の中でたくさんのお話が出ておりますよね。一般質問の中でも、観光行政のビジョン政策、それから自然環境を生かした市の活性化、郷土博物館、狭山緑地、フィールドアスレチック、女子マラソン、多摩湖の自然を生かしたということです。あとは、地域ブランドの確立、これは「うまかんべえ〜祭」とか、グルメコンテストと書いてありますね。こういう一般質問なんかもたくさん出てきているんですよ。そんな活性化したというか、こういう活力のある、こういう議会の中でもこういう話が出ている中で、少しでも先に路線を進めようというふうな、こういう考え方があっていいと思うんですね。

ちょっと私もいろいろ調べたんですけど、余りそういう資料が出てこない。国交省の資料ですとか、都議会のそういう一般質問の資料とか、あとは多摩モノレール自体の資料ですね、あとは武蔵村山市の資料がたくさんありました。こんな中で、延伸についての市の計画等で位置づけられているものは少ないと、すごく今言ったように思います。例えば都市マスタープランの中では、どのように位置づけられているのか、お聞きしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 現行のマスタープランでの位置づけでございますけれど、都市の構造という分野の中で、上北台駅以西区間を次期整備路線として位置づけております。また、特殊街路等の土地計画決定を連携をとりながら進め、事業の促進に努めますという記述もございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） いつも思うんですけど、その計画とか、そういうプランの中には盛り込んであるんだけど、実際にそれをどうやって動かしていくか、あとはどうしてそれを機運を盛り上げるかという手法が、この大和にはない。やはり、そういうことをどういうふうに市民から盛り上げていくのかということ、一つ一つそういうのを小さいところから進めていかなくちやいけないのかなと思うんです。今回、都知事が変わりましたですよ。多摩地域専任の副知事等とも置くということで置いてあります。ですから、新知事の多摩地域重視の姿勢を打ち出しているわけです。モノレールの延伸について、追い風となる考えは、ここで一つできるんじゃないかなと。また、今年度、都の予算がついたというふうにお話も聞いております。また、その追い風を利用して、2市1町の枠を超えた、要するに大和、村山、瑞穂、この枠を超えたところでは、広域連携が必要ではないかと思うわけですね。ですから、東大和市だけでなく、例えば東村山、小平などの近隣市も含んで、何かの行動をしてみたらどうかというふう思うわけなんですけど、いかがなものでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 近隣市も含んだ取り組みといった中では、現在23市4町村でモノレール事業の促進協議会を組織してございまして、毎年要請活動等を行っております。先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、沿線市につきましては、モノレールに出資をしておりますし、貸付もしております。また、他の面、固定資産税だとか、そういったところでも減額措置をとるといったようなことも行っており、まずは経営の安

定化を第一に考え、モノレール株式会社と連携していきたいというふうを考えており、特にこの連携の中では、先ほど中村議員からも御指摘ございましたように、観光事業に資するためにウォーキング大会等、連携をとっているというふうなことも取り組んでいるところでございます。

それから、東京都の立ち上げた検討会でございますけれども、先日も新聞報道でございましたが、東京の総合的な交通政策のあり方検討会、第1回目を5月30日に開催したというような報道もございました。この会につきましては、国の交通政策審議会、2年後を審議会での答申を目指しているというふう聞いておりますけれども、そういったものも意識しているのと同時に、東京都がことしじゅうにまとめようとしています新たな長期ビジョンの中に、東京の総合的な交通政策を考えるとといったようなことを検討するというふう聞いております。そのため、機会を捉えて要請を継続していきたいというふう考えております。

また、需要予測の数値をもって沿線市、現在運行に参画している沿線市に、やはり経営者として延伸に対する理解を求めていくということも必要だというふう考えておりますので、そのようなことにつながっていくように、私たちも努めていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ぜひ、今言われた率先して、そういう行動をとっていただきたい。また、モノレールを利用したという意味で、ウォーキング等々のお話もありましたけども、実際にあの話は行政側から出た話じゃなくて、もともと商工会の青年部あたりがモノレールとか、あとはある金融関係とかの地域の補助金なんかを使って始めたことなんですよ。だから、そういうところの意識を持たせる、まずはそういうところから喚起を起こさせるということが、やっぱり市の行政側の大切なことなんじゃないかなということ私はいいたいのが一つ。それもありまして、あとは今の経営の関係なんですけども、経営の安定化と延伸を並行して進めるためには、これかなりの費用が必要だと思うんです。延伸区間の事業費の財源を確保することが、まずは有効だというふうに思われます。そこで、モノレール延伸事業についての補助金は、どのようになるのか、その見込みについて、お伺いをしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 補助金の関係でございます。

橋脚とか、軌道桁などのインフラ部分につきましては、東京都が事業主体となる見込みです。これにつきましては、国の社会資本整備総合交付金の対象となっておりまして、補助率につきましては55%、残りの45%は事業主体の東京都の負担となる見込みでございます。また、車両費とか、配電設備等のインフラ以外の部分についてでございますが、こちらにつきましては、モノレール株式会社のほうが事業主体となる見込みであります。国庫補助につきましては、国との調整により補助対象となるものもあるようでございますが、現時点では整備内容が定まっていないものですから、詳細についてはわからないという状況でございます。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。そうすると、インフラの整備とインフラ外の整備を含めて59.9%以内が国の補助ということになるんですかね。

次が延伸すれば市民の生活の足に、また経済効果など大きな影響が非常にあると思うんですよ。その利便性とまちの活性化については、どのような認識を持っていらっしゃるのか。また、上北台駅が通過点になりますね、今度ね。そのときに、多摩湖を観光の目玉にして人を呼ぶようなことを考えないといけないと思いますね。先ほどもいろいろなお話もさせていただきましたけども、今回の一般質問でもいろいろあれが出ております。その中の多少の予算をかけても、呼び込むことを考えたほうがよいと思うんですけども、そのことにつ

いて、お伺いをしたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在のモノレールが開通したときに、当市で最初のウォーキングマップ、郷土博物館編を上北台から郷土博物館を案内するウォーキングマップを発行いたしました。ただ今度、延伸されてしまいますと、上北台駅が通過駅になるというようなことがございますので、単なる通過駅とならないように、いろいろな取り組みをしていく必要があるのではないかというふうに考えております。具体的には、多摩湖やプラネタリウムなどを活用したイベントであったり、モノレール株式会社や商工会等と連携をとり、市内にお客様をお迎えできるようなことを考えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 実は、このモノレールが開通するときに開通式、この開通式の費用なんかも立川とか、ほかの地域に比べると大和は非常に開通式の式典の費用なんかも少なかったんですね。それで、商工会のそのころの青年部あたりもいろんな企画を考えたり、あとは地元というか、上北台ですから芋窪のみこしの保存会ですとか、そういう自治会ですとか、そちらからも御協力を得て、その式典を成立させたとか、そのお祝いをしたわけでございます。何といいましても、そういうところのことをずっと今までの過去も踏まえて、少しそういうところの意識が薄いのかなと大和に関しては思われるわけです。やはり、商工会関係でも例えばあの橋脚を利用して、子供たちの絵を展示しようとか、前回の、前の議会の一般質問等々にも、駅から自転車を利用して郷土博物館ですとか、そういうようなのが散策できるようなこともどうかというような、そういう一般質問も出ておりましたですね。だけど、一向にそういう話の動きも、それは一般質問でやったからやれということではございません。ただ一つ、それなりの答弁もいただいてある内容であるということであれば、何かしらのアプローチがあっただけいいのかなというふうに思うわけでございます。

また、上北台駅はもともと商業地域として想定されていたと思うんですね。それで、できてからの後の地権者の期待感というのは薄れてきちゃったなという気もするんですね。ですから、こういう意味では上北台駅前のにぎわいが必要だというふうに思うわけですが、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 当市で用途地域で商業地域が指定されているところは、東大和市の駅前と、この上北台駅周辺でございます。同じ建蔽容積の指定で商業地域にしております。また、東大和市の駅前周辺では地区計画等の決定はございませんが、上北台では地区計画により業務及び商業の施設を誘導するような政策を打ち出しているというところがございます。ただ、なかなか店舗等の進出がないといったようなところは、モノレール開通後の経済状況の変化等から、描いたようなスピード感では進んでないというふうに感じておりますけれども、当初考えたように商業地域に設定し、そういう店舗等の誘導を行っているということには変わりございませんし、今後もそのような方針でいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 実は、そこなんですよね。今何かたくさん新築のビル関係が建ち始めてきておりました。にぎわいと言えば、にぎわいでしょけれども、それがどんな利用方法になるか。例えば東大和市の場合、準工業地域が今の私が言うまでもなく議員間も、行政側でも、ああいう状態になっていることは事実であります。ここを商業地域として決めている中で、いろんな動きが出ているようでございます。そうしたら、その計画に沿った今までの要するにインフラの整備というものは、どういうふうに変っていくのかなと。例えば想定した思惑と大きく変わりつつある可能性もあるわけですよ。ですから、そういうこともよく踏まえて、やっぱりそれが一つの市としての政策になっていくんだと思うんですね。ですから、勝手気ままにどこにどうい

うふうに用途地域の問題もいっちゃうのか、またこういうことは今回モノレールの関係のお話をしていますけれども、そういう大きな問題も踏まえた中で、インフラが整備してないから鉄道が敷けないよという問題では、またこれもいけないんですけども、そういうところをどういうふうに行政として見定めているのかなというのが一つの問題なんですよ。せっかく、そういうところで位置づけて、他市からもいろんなお客さん来てもらおうと、これから観光もやろうというときに、いろんな用途の違う目的でもし使用されるようなことになってくるといことになりますと、これ大きな財産を失ってしまうという可能性もあるわけですよ、市としてね。ですから、そういうこともよく考えていただいたほうがよろしいのかなと。延伸には、何ととっても都の理解が必要であると思います。都の予算の中についても、ちょっと教えてほしいと思います。予算をつけて、今度は何をするのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京都の予算の中身でございますけれど、東京都は需要予測、それから概略構造検討、事業採算性などの基本的事項を検討するとしております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、2市1町で5月9日に都の技官に対して、要望活動をしているというふうに言っておりましたけども、感触はどうだったか、お聞かせ願いたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 5月9日の東京都技官に対しての要望活動をしたときの技官とのお話の内容でございますが、都としては都市間の連携や鉄道不便地域を解消させる観点から、交通ネットワークの充実が大切と認識しているという技官の発言がございました。また、5期連続で経常黒字を確保している一方で、長期債務を抱えている。来年予定されている交通政策審議会の答申に先立ち、都は今後の鉄道ネットワークのあり方などを検討するため、学識経験者などで構成される委員会を立ち上げる。この委員会で活用するため、先ほど都市計画課長からも答弁させていただきましたが、需要予測や構造の計算、事業採算性の検討を行うということで、冒頭東京の総合的な交通政策のあり方検討会が開催されたという、その以前のお話だったので、こういったことをやっていくというような回答を得ております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、今後の課題ですね。次期交通政策審議会の答申に、優先度が高い路線として位置づけることにあると思うんですね。それには、現行の運輸政策審議会答申第18号は平成27年度に計画期間が満了いたします。結果はどうだったのか、お聞かせください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） この運輸政策審議会答申第18号につきましては、平成27年度までにどのような計画をしていくかといったようなところが分かれ目になっております。この位置づけはA1、A2、Bの3つのランクに分けられておりまして、今まで事業化されていた路線につきましては、全てA1ランクに位置づけられたものが事業化されてきておりました。したがって、最高ランクに入ったかどうか計画の実現の分かれ目であったというふうには考えられます。モノレール、今回の上北台からの延伸の部分につきましては、A2路線というようなことで、他にも今オリンピックの関係もございまして、都心の中でも地下鉄のどの路線を再編するかというようなことが議論されておりますけれども、その路線につきましても、A2路線につきましても、手がついてないというような状況でございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、次期の交通政策審議会の答申の見通しについて、お伺いしたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 国のほうでも、既にこの審議会を立ち上げて議論に入っておりますが、平成28年度の答申に向けて都市鉄道のあり方を検討中というふう聞いております。2020年開催予定のオリンピックの影響というものは、かなりあるというふうに感じるところでございます、都心に大分注目が集まってしまうのではないかとことを危惧しております。ただ都のほうでも、長期計画の中に位置づけるための検討会も設置してございますので、交通政策審議会でどのような影響があるかといったようなこと、動向を注視しながら要請を続けていきたいというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） そうなんですよ。やはり、今A2ランクということでもあります。2番目ということですよ。どこかのあれで1番じゃなきゃいけないと言ったあれがありましたけど、これ1番じゃなくちゃいけないんですよ。じゃないと順位の関係で、まずはそういうところに影響してくるということで、ましてやこの時期、オリンピック招致の問題、それからこれはちょっと市によっては一部問題もあるところではございますけれども、横田基地の軍民共用、こういうものの大きな動きがある中で、やはり何らかのこういうものを利用した上で、モノレールを誘致していく、そういう必要性があるのかなというふうに思います。

あとは、他の議員も言いましたけれども、東大和市には財務省の土地、警視庁の土地でしたっけ、国の土地がございます。そんなようなことも含めて、やはり今大和が動かなきゃならないことってたくさんあると思います。そういうものも例えば利用することによって、モノレールによって、確かないろんなお客さんを招く、これで観光行政を一つの形にしていくとか、あとはもう市の中でも財政的な問題もいろいろとあると思います。やはり、外からの外貨を稼いでいかないと、なかなか発展もしないというふうな問題もあります。そういうことも含めまして、とにかく足しげくまずは通うこと、それで東京都、国にも通うこと、またそれは行政のトップが通えば相手の受け取り方も全然違うと思うんですよ。そういうことを一つの考えとして、市長はよく頭は幾らでも下げに行きますよと、どこへでも出ていきますよという話をされます。ぜひ、そういう意味ではどんどん足しげく通っていただいて、まずはそういうことをしていただく。それには、やはり大和も今度は大和のほうから、まずはそこから延伸ということでございますので、当然インフラの整備等もある程度覚悟のもと進めていく必要性もあるのかなというふうに思います。そのように声を上げていかないといけないかなと思います。交通政策審議会の答申が来年でありますから、ことしが最大限のポイントではないかなというふうに思います。市長、そのことについていかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） おっしゃるとおり、私自身も職員のほうにも国も含め、特に東京都については、よく顔を出すようにということで、用事があるなしにかかわらず行くようにというふうな話は庁議等を含めて、いろんなところで話はしているわけです。やはり、それぞれ顔を合わせることによって、いろんな話もできるだろうし、また顔を合わせることによって、何かというときには東大和市はこんなことをやっていたんだというのを思い出していただければということも含めて、人と人とのつながりというのは大切にしていきたいというふうに思います。この間も東京都へ行ったついで、ついでと言ったら語弊がありますが、特に用事があったわけではありませんけれども、お世話になっている担当の課長さんのところに、たまたま行きましたけれども、残念ながらちょっと私ども東大和市の職員と会談中だということで、お会いはできなかったもので、そんな形で都に行ったときは、ちょくちょくと関係する部署のところに顔を出して東大和市をよろしくというふうなことをやっていこうと、これは従来からずっとそんなつもりでやってきて、これからもそんな形でやっていこうというふうには思っているところです。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） 市長、ありがとうございました。

ついでに通っていただいているということですが、ぜひついでじゃなくて、やはり東京都へ行く人間は行く人間決めて、足しげく月に1回とか、何とかということで、その担当を決めて行っていただくと、そういう話もして行って、機運は高まっていますということを推していただきたい。それには、やっぱり市長みずからもきちんとアポをとって、こういう要件ではっきりとした話をしますよということで、きちんと膝を突きつけ合わせて話をしてくれていただきたいというふうに思います。

それもそうなんですけども、本来やはり大和自体、市民自体から機運は高まっていかないと、この問題もそれこそA1ランクにしていかなくちゃいけない、この答申の中では、こういう問題はまず第一であります。やっぱり、市民のそういう活力というか、そういう機運を高めるための何らかの策を、これから打っていただきたい。私どもも、ぜひ民間のいろんな意見もこれから取り入れて、そういう形のを何らかの形のをしていきたいなというふうに思っております。

そんな中では、今回の一般質問、このことについては武蔵村山市のほうでも同じような意見を上げるというふうな、これは自民党の連携でございましてというふうな話にもなっております。ぜひ、こういう連携、会ったときだけしかなくて、ふだんからのこういう連携が必要であるかなというふうに思うわけでございますので、ぜひ市長には力強くそういう形のをとっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、ふれあい市民運動会についてでございます。

実は、このふれあい市民運動会については、私も情報を一切持っておりません、たまたま私が住んでいる芋窪の地域というのは、自治会を主体にいろんな組織がその協力をしながら、まさに協働という形のをとっておりまして、その中から今度ふれあい市民運動会がちょっと形態が変わるんだよと、どうなのか、御存じなのかと言われると、私のほうには情報は一切知らないんですけどねという話から始まった一般質問でございます。そんなことなので、ちょっと質問させていただきたいなというふうに思っております。

市長の答弁にはございました。また、一般質問の通告後に各議員にはいろいろ情報提供という形でいただいたようでございます。市長の答弁にございましたように、ふれあい市民運動会については、解決すべき課題もたくさんあると思います。その中では、具体的にはどのような課題があるのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○社会教育部長（小俣 学君） ふれあい市民運動会の課題でございますけども、このふれあい市民運動会につきましては、昭和45年の市制施行の年にレクリエーション大会という名称で第一中学校の校庭を使いまして、市内を7つのブロックに分け、ブロック対抗の形で始まったものでございます。その後、昭和53年から一昨年の第43回の大会までは、10のブロックに区割りを変更して実施してきたところでございますが、平成12年のころ、3つのブロックから参加がなくなりまして、7つのブロックで実施してきたという経過がございます。参加者につきましても、多いときは2,000人を超えるような時期がございました。しかしながら、ここ10年に当たりましては、大体1,000人から1,400人の参加者の推移できております。

また、第43回、おとしですが、この運動会の際には自治会とマンション管理組合合わせまして114の団体に参加のお声がけをさせていただいたんですけども、そのうち御参加いただけたのは28団体という状況でございました。このようにブロック割、それから参加者数並びに参加団体数の減少傾向が大きな課題というふうに私ども認識をしてきたところでございます。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

参加団体数が随分少なくなっているようですね。先ほどもお話ししたように、私の住んでいる地区では、自治会の方々を中心に毎年ふれあい運動会に参加をしておりました。また、うちのほうの私が住んでいる地域というのは、自治会単位で運動会を過去にはしておまして、それでその運動会もやっぱり市の運動会と同じように、大変なこともあるということで、それで貯水池を歩くということで、歩こう会ということをしております。この間、市長にも参加していただきましたですかね。そんなふうには、やっぱり事業展開はしてきておるのは事実であります。また、参加をされてないほかの自治会やマンションの管理組合の方、よくマンションの管理組合さんも最近では自治会という組織をつくってくれというふうな要望も市のほうでもしているようでございますけれども、そういう方々はどのようなお考えなのか、その点を把握しているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 自治会長会議等でお話をお伺いいたしますと、役員の方々の高齢化が進んだりとか、なかなか運動会の選手の確保が難しいとお話もいただいております。また、桜が丘地域等に多くありますマンション等の管理組合の方々からは、まずブロック、あそこのブロックはFブロックなのですが、まずブロックに加盟しないと運動会に参加ができない。あるいは、ブロックの取りまとめ、これをどなたかがやらなければならないと、こういう部分が大変だと、このようなお話は何っております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

そうした課題を持つふれあい運動会について、昨年度に関係者でスポーツ行事活性化検討会議を立ち上げたということですが、その中ではどのように改善すべきだという方向性が示され、また現在ほどまでそれが具体化しているのでしょうか、教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 昨年度、国体の関係で1年間、このスポーツ行事活性化検討会議というのを立ち上げまして、今後のあり方について検討してきたわけなんですけども、その中では参加形態の見直しや、市民と協働して進めることが望ましいなどを含め、大きく六つの内容がございました。そのことを踏まえまして、先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、本年4月25日に実行委員会を立ち上げ、現在に至っております。これまでの議論の中では、大きく3つ具体化をしてきております。

1つ目は、本年9月28日、これは従来から9月の最終日曜日を実施日としてきておりますけども、その日にちを踏まえまして、本年につきましても9月28日ということで、その日にちがいいんじゃないかという話から、日にちを決めたということが一つございます。

2つ目につきましては、参加形態でございますけども、従来の自治会単位の参加につきましては、これまでどおり何ら変わらない参加の仕方していただけるんですが、そのほかに10名以上の団体であれば、対抗種目に出られるというような、そういう仕組みをつくって見たらどうかということで、それを決定してきているところでございます。

あと残りの一つでございますけども、この今回の実行委員会を進めてきている中で、一つ新しい行事にしていくに当たりまして、市民の方にも新しくなるということを印象づけるためにも、行事の名前を募集してみたかどうかというようなお話が出ました。その関係で、市民から名称を募集するというので6月1日号の市報等で募集をしたということで、以上の3点につきまして、具体化をしたということでございます。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） それでは、10名以上の団体となりますと、例えば少年サッカーや少年野球チームの参加もできるわけですね。裾野を広げることは、すごくよいことであると思うんですけども、これまでのブロックという取りまとめがなくなるわけですので、参加者数、こちらに影響は出てくるのではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 御指摘の参加者数への影響についてでございますけども、このことにつきましては、実行委員会の中でも参加形態を見直すことで参加者が減ってしまうのではないかということは再三議論になっているところでございます。しかしながら、これまで多くの課題があったということもありますので、現在は実行委員会の中で課題の解決に努めておりまして、これまで以上にたくさんの市民の皆さんに参加してもらうことができるように、委員全員の皆さんが一生懸命意見を出し合って審議をしている、そういう状況でございます。今後につきましても、月2回のペースで実行委員会を開催しまして、魅力ある行事、そしてPRの方法などについて検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） 内容については、よくわかりました。

これまでのふれあい市民運動会については、自治会や体育協会などの方々が企画運営委員会を設置し、具体的な内容を詰めてきたというふうに伺っております。この企画運営委員会と現在の実行委員会の関係は、どういふふうになっているのでしょうか、教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 中村議員の言われるとおり、これまでのふれあい市民運動会につきましては、毎年自治会長会議でブロックごとに企画運営委員を選出していただき、その方と体育協会、スポーツ推進委員、障害者団体等の皆様によりまして、企画運営委員会というのを立ち上げて、その中でさまざま詰めてきた経過がございます。昨年度、スポーツ行事の活性化検討会議ということで8回の会議を進めてきたわけですけども、そちらの会議を立ち上げる際にも、この企画運営委員、当時の一番直近の平成24年度に企画運営委員として、運動会をいろいろ考えてきてくださった企画運営委員の方に入っていただいていたまいりました。スポーツ行事活性化検討会議につきましては、この企画運営委員7人、全部で7人の方がいるんですけども、そのうちの2名の方に入っていただいて、8回の活性化検討会議に入っていただいていたまいりました。本年4月ですけども、実行委員会を立ち上げる際にも、この2人に声をかけさせていただいて、そのうちのお1人に実行委員会に入ってきていただいております。その後、現在もそうですが、具体的な内容に入っていくに当たりまして、平成24年度のお世話になった企画運営委員の残りの方にも声をかけ、今後一緒に内容の検討をしていただけないかということで、お話をさせていただきました。その結果、3人の方から御協力いただけるというお返事をいただいたので、今後の会議に加わっていただく予定でございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 今後の内容については、よく理解をしたところでございます。ただ、この今までのふれあい市民運動会、前市長もそうだったんですけども、市の主催で市民が一堂に集まれること、これが大切だというふうに言われていました。そんな中で、自治会という単位の中から、やはりそういう企画委員を出して、要するに今の市長が求めている協働みたいなどころがあるんですね。ですからそういう意味では、ぜひ市民が一堂に集まれることというところも目的の一つでありましたし、そういう企画をしていく何か企画の中では、種目をあれするのは大変だとか、けがのないようにとか、いろいろ選手を選ぶの大変だということもたく

さんあったと思うんですけども、ぜひそういう一つの目的でもありましたので、協働とか、市民が一堂に集まって何かできることということ、こういうことを今の内容では、ちょっと思い知ることができないと思うんですね。ぜひ、そういうことも今後企画の中に入れていただければと思います。詳細はこれからということであります。開催日が迫ってくるので、時間が余りない中、実行委員会の方は大変だと思いますけれども、多くの人が参加できるような、やっぱり市民が一堂に参加できるような楽しいイベントになることを期待しております。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時41分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、次に大雪による除雪対応の検証について、お伺いいたします。

まずは、この検証していただいたということは、非常によかったなというふうに思っている次第でございます。なかなか事業をしても、事業の検証しないなんていうことも結構多いようでありまして、やはりこれ検証することによって、次につなげるんだということは大変なことじゃないかなと思っております。また、こういうふうな非常事態の対応については、現場を知っていくこと、そのときの対応がいかにあつたかということは、反省すべきことは反省する。また、事前にそういうことの対処を考えておくこと、これが非常に大切なことだというふうに思っております。

それでは、今回の大雪の対応について、市が東大和建設同友会と結んでいる協定は、どのような内容か教えていただきたいと思っております。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回のこの協定につきましては、東大和市地域防災計画に基づく協定でございます。平成24年10月15日に市と東大和建設同友会の間で締結をしたものでございまして、名称としましては、災害時における道路施設等の応急対策業務に関する協定書というものでございまして、地震、風水害、火災等の災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合における応急対策業務についての協定でございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、この会議の出席者を教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回この会議ですが、全部で14名の出席でございました。市と建設同友会の双方ですが、まず市のほうですが、主管部主管課でございます都市建設部長、土木課職員3名の計4名と、あと災害対策本部の事務局でございますところで、総務部参事、防災安全課職員2名、市の職員としましては7名でございます。建設同友会につきましては、14社ある中で会長さん以下会員の方6名の7名で合計14名ということになっております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、対応報告の方法を教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回会議の中での対応の報告の方法でございますが、まず最初に市が行った経過の報告を時系列的に説明をさせていただきました。その後、東大和建設同友会が同様に経過報告を行いまして、この双方の経過報告を踏まえまして、その後意見交換を行ったものでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、その意見交換について教えていただきたい、意見交換をした中で市長答弁でもあったように、建設同友会に依頼する時期を教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回2月8日と14日に大雪があったわけですが、今回の対応につきまして、大雪の前日の天気予報での大雪になるおそれがあるという予報がありまして、それを受けて建設同友会の会長さんのほうに、これから積雪の状況により、あす除雪の要請をする可能性がありますので、準備のほうをお願いしますというような内容で事前連絡を行いました。そして、大雪の当日、その積雪の状況で要請をしたわけですが、会議で話し合った中では、今後も同様に事前に大雪の予報があった場合には、準備のほうの連絡をいたしまして、当日の朝とは限りませんが、積もった段階で要請するかしないかを判断して、連絡をするという形をとることで決定してございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） なかなか予期せぬことでございますので、さていかにどういふふうに進めていくかということも、当日になると大変だと思うんですね。その中で、今回はいろんな話し合いを持っていただいたということでございますけれども、業務委託する除雪場所について、例えばあらかじめ取り決めをしておくべきというふうに考えますけれども、その対応について、お伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の除雪の対応につきましては、市のほうでは新青梅から南の部分のほうにつきまして、各駅の歩道の除雪等対応させていただきました。そのような中で、建設同友会さんのほうには、市内の北側の多摩湖に向かう路線を主に除雪していただきました。そのようなことを検証した中で、今回6路線を今後建設同友会さんにやっていただくことになりました。

その6路線でございますが、順を追って申し上げますと、まず1番目、市道第8号線、奈良橋の農協から北へ上る諏訪山橋の先のあたりまで、その部分をやっていただくことになりました。

2カ所目が同じく市道8号線なんですが、狭山2丁目、清水1丁目あたりのやまと苑のところのクランクになっているところの前後ですね。ここは、ちょこバスが通るのに狭いということで、ここも建設同友会さんのほうにお願いするということになりました。

3カ所目が市道第563号線、これは高木から上がった元水道事務所があったところの路線になってございます。急坂を中心に除雪をしていただくことになってございます。

4カ所目が市道第569号線、これは八幡神社前の路線でございます。こちらの坂の部分をやっていただくことになってございます。

5点目が市道第822号線とほか1路線でございますが、鹿島神社の西側のところから、貯水池の中堤防までの区間でございます。

6カ所目が、その東側に当たります元ガソリンスタンドがあったところなんですが、そこから上がって貯水池中堤手前のT字路の信号までのところの区間で823号線ほか2路線というところでございます。この6路線を今後建設同友会さんのほうにやっていただくことで決定してございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。6路線ということでございますけれども、これは建設同友会さんのほうの、またそのときの事情、いろんなこともあるわけだと思うんですね。例えば今回も私は、たまたまこの路線の中に入っていた地区に私がいきましたものですから、ずっと作業なんかも見させていただけいたんですけれども、やはり同友会さんのほうでも実際に自分が出動できないと、今回の大雪なんかで、そういうふう

な対応のときもあったと思うんですね。だから、時差なんかもいろいろ出てくると思いますし、これは話し合った上での中での、またそのときの対応というのは、なかなかこれからの検討の一つにはなっていくかなと思うわけでございます。

また、今回はショベルローダー等の重機の確保が大変だったというふうに聞いております。重機の確保については、どういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の会議の中で、ショベルローダーの確保が大変だったということが議題といえますか、問題となりました。各会社のほうで、なかなかショベルローダーを持ってないということで、レンタル会社のほうから借りるところが多くなっているんですが、そのレンタル会社のほうが、もう既にほかに貸し出してしまっており、建設同友会さんのほうで確保することができなかったということで、重機の確保に苦労したという報告がございました。そのようなことから、市内に3社ある重機レンタル会社と大雪時の除雪重機を何台か確保しておくなどの協定みたいなものが市と結べるかというところで、今後調整することになりました。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。確かに、今各事業所でも重機の確保というのが、なかなかリリースの関係が多くなっていますので、なかなかないもので、何か他市のお話をちょっと聞きますと、やっぱりそういうレンタル会社さんとも提携結んでいて、非常時には1台とか、2台とかという形で確保していただいているということもあるようでございます。ぜひ、そういうところは検討していただきたい。

また、除雪中に一般車両が進入してきて除雪がスムーズにいかなかったというふうに聞いております。交通規制について、どのような話し合いとなったのか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず、2月8日の大雪についてでございますが、こちらは東大和警察署から市に対しまして、市道第822号線、市道第823号線の通行どめの依頼がございました。822号線は鹿島神社の西側、823号線は先ほど申し上げましたように、その東側の路線となっております。この2カ所の通行どめの依頼がございまして、同じく2月14日も同様に通行どめにしました。そのような中、市職員が交通誘導して通行どめの措置をとったわけですが、やはり警察官じゃないというところで一般の車が無理やり入ってきたということがあったということで、今回の会議で警察官を配置してもらったほうがよいのではないかというような意見がございました。そのようなことを受けまして、今後東大和警察署のほうと調整が必要じゃないかということで、その会議では終わってございます。

もう一つ、今回市道第822号線と823号線を同時に除雪を行いました。別々に行ったわけですが、そんなところから両路線に先ほど申し上げましたように、車両が進入してきまして、除雪の効率が大変悪かったというような報告を受けております。その会議の中で話し合った中で、今後は一方の路線のみを先に通行どめにして、除雪を行いまして、そちらの除雪が完了した後、そちらを解放してから、もう一方の路線を通行どめにして行ったほうが効率がよいのではないかということで、今後はそのような方法でやりましょうということで決定してございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

先ほども言いましたように、私もその822号線の沿線に私の自宅があるものからおりまして、また823号線も、これは埼玉県の所沢のほうとの幹線道路になっております。実は、去年の成人式の日も雪が降っ

たときもそうだったんですけど、私のほうもまずは警察署のほうへ電話を入れたんですね。それで、交通規制をということで話をしましたら、去年もそうだったんですけど、ことしも同じように、まずは調査をしてからと言うんですね。もう大体あのぐらいの雪が降ると、こういう状況にあるということ、やはり市のほうでしっかり伝えておいていただいて、調査をさせますというんで、いやいやもう車が1台も2台もスタックしちゃってとまっちゃっているところへ、これから調査だよという話になったんですけど、そういう面もぜひ事前に話をさせていただいておく必要性もあるかと思えます。

また、やはりどうしても市の職員さんとか、建設業者とかというと、一般の人が余り理解しないんですね。やはり制服を着て立っていますと、そこで一步考えるというふうなことがあるようなんですね。ですから、できれば警察署の方には、それなりの関係のことをしていただく、お話もしていったほうがよろしいかと思えます。

それでは、積雪した雪の置き場については、急遽沿線の民間の土地を借りて仮置きしたというふう聞いております。また、道路の隅に寄せるような処理もしていたために、消火栓が埋もれてしまったというようなこともございます。この雪の置き場について、意見交換はございましたでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） ただいま議員がおっしゃられましたように、道路の端に寄せるような処置もしていたため、消火栓が埋もれてしまったという話もございました。そのような中、今回は沿道の土地の所有者の方の了解を得て、除雪した雪を応急的に置かせてもらったという経過もございます。また、別な路線でございますが、市道第569号線、八幡神社前のところについては、道路から緑地内へ投棄させてもらった経過もございます。そのような中、この雪の置き場についてでございますが、今回の大雪、大量の大雪ということで、市の施設に例えば庁舎の北側の砂利敷き駐車場だとか、そういう市の施設に運ぶ等も考えられますが、かなり大雪ですので、ダンプでの運搬の往復時間にかかなり時間を要してしまうということで、ちょっと効率がよくないのではないかとということで、できれば沿道の空き地へ仮置きするのが効率的ではないかということになりました。今後沿道の現地調査を行いまして、除雪した雪を仮置きできるような土地について、あらかじめ地主の方の承認を得ておくようにしてはどうかというような意見がございました。そのことが今後の課題となってございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

ぜひ、その雪の処理についても、やっぱりよく検討していただいて、また例えばそれは業者じゃなくても、私が見てもすぐく自治会単位みたいのところ、家の集合体の単位みたいのところ、若い奥さん連中がスコップがないので、ちり取りや何かでこうやって掃いたりなんかしているんですね。そうしたら、それをどうするのかなんて私も聞かれたんですね。どうするかと言われても、ちょっと困るので隅っこに置いてくださいみたいな話になっちゃったんですけど、できれば自治会によっては四駆の軽を持っている農家の方なんかがいらっしゃいまして、そこへ積み込んで、積み込んだはいいんだけど、さてどうしようかという話もあったようです。ぜひ、置き場については仮置き場にしても、処分をされる場所にしても、個人というか、そういうことが申請してできるというようなことも考えていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

あと今後に向けてということで、今回の会議で今後に向けて、どんなふう考えているか、お聞かせ願ひたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 除雪に対する対応方法について、いろいろ問題提起をいただいております。同

友会さんと市の双方で、その問題点を共有できたということは、一步前進したというふうに考えております。今後でございますけれども、いろいろな課題に対して、ただいま中村議員から御指摘いただきましたような仮置き場的なものとか、雪の措置についてはいろいろと問題がございます。原則雨等と同じで民地内のものについては、民地内で処理していただくというのが原則になっている中でございますけれども、なかなかそういったところが難しい環境もございますので、そういったことを整えていくというには、どのようなことができるかといったようなことが、同友会さんからも今度検証会議の中で現地を歩いてみて、何ができるかといったようなことを検討しようではないかという提案をいただいておりますので、そのような形で生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、市長の答弁の中で建設同友会からの危機管理会議を開催することの提案があったというふうに答弁がありましたけれども、今後の実施について、お伺いしたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 危機管理会議につきましては、関係するさまざまな部署が一堂に会して行うことが大切というふうに考えております。市全体のことでございますので、この除雪の作業をする部署だけでなく、地域防災計画の中で協定を結んでいる他の関係する機関にも出席を求めていくことが、効率的ではないかというようなこともございますので、今後よりよい方法で会議を開けるように、建設同友会とも相談しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） やっぱり、そういうことって今回の検証のように必要だと思うんですよ。これから、やっぱり危機管理会議というのは、例えば定期的にやっていくとか、広範囲になるから検討だということじゃなくて、こればかりはいつどういう事情になってくるかわからないわけで、現在で想定し得る震災の問題とか、ある程度あるであろう想定の中のそういうところの中では、危機管理、それとよく私も建設業をあれしてはいますけれども、業界の中では現場に聞けという言葉があります。現場に聞くことってたくさんありますよね。現実を見ろということですよ。やはり、現実を見て今回こういう検証されたということは、非常にすばらしいことで、ですからぜひこういうことは今後も進めていっていただきたい。これは、この災害の問題に限らず、私は市の行政の事業全てに対しては、検証をすべきかなというふうに思っております。検証ということはというのは、私が目標値が過去の一般質問なんかをさせていただいても、目標値はどうだったのか、最後に費用対効果はどうだったのかということを何回もお聞きしたことがありましたけれども、余り数字的に出てこなかったり、明確な答弁が出てこなかったりすることが多いんですよ。やはり、そういう意味ではしっかりと事業に対しての検証をしてきたのかなということが、まず必要かなというふうに思うわけでありまして、ましてや、今回のようなこういうことをきっかけに、これから市としては市長どうでしょう、やはりそういうことを危機管理会議、このようなことの開催においては、いかがお考えでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 会議の中で同友会さんから御提案をいただいたということでございますが、そういうことがなければ一番いいというのは、みんな思っていることですので、実際には何十年に一度ということで、いつ起きるかわからない、また必ずそういう可能性があるということでございますので、御提案をいただいた危機管理会議でございますが、先ほど部長からも答弁させていただきましたが、より多くの方に参加をしていただいて、いい意見が出せるような会議を、ぜひ前向きに検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、市長さんはいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 今副市長が言ったように、これから大勢の方と意見を交換しながら、危機管理というこ  
とで広い範囲でございますので、検討していければということです。

○9番（中村庄一郎君） 実は、今回の3つの質問の全て、こういうところなんですよね。要するに、危機管理  
というのは、いざこういう問題があったときだけの問題じゃないんですよ、要は。先ほどのモノレールについ  
ても、自分のところはもう通っているからいいやという問題じゃないんですよ。次に、どこへつなげていく  
かという問題がありますよね。

それから、ふれあい運動会についても、ふれあい運動会がもう例えば自治会も苦になるよと、今度どうい  
ふうにしていこうかといったときに、実際に私も知らなかったんですよ、議会としても話がなかったし、こ  
ういう検討もなかったということで、それでいよいよになって、実はこういう方向になるみたいよというこ  
を、自治会から聞いたような話なんですよ。ですから、そういうことがそういうところで私のほうに情報が入  
ってくるということなんですよ。それだと、ちょっとルート違うんじゃないのという話ですよ。ですから、  
このこともそうなんですけども、一つ一つ危機管理というのは、やっぱり行政がしっかりと危機管理とい  
うのは、そういうことも全部含めてやっていかないと、そうしないと行政の一つの形態として、そういうこ  
もしっかりと見定めて、それで今何をすべきか、どういうことをしなくちゃいけないのかというのが危機管理  
であると、全てがね、そういうことも含めて、ですから今回のこの雪による検証ですか、これというのは非常に  
すばらしかったなというふうに思うわけでございます。ぜひ、危機管理会議、常に理事者の中でも、そういう  
気持ちを考えた上でいろいろ各部署でも考えていただければというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 関 田 貢 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、14番、関田 貢議員を指名いたします。

〔14番 関田 貢君 登壇〕

○14番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました自民クラブ、14番、関田 貢です。平成26年第2回定  
例会に当たりまして、一般質問を通告に従いましてさせていただきます。

最初に1番、地域道路計画の促進についてであります。

地域の住環境の向上を図るため、道路の機能分担を明確にし、その地域の土地利用との整合性を図っていく  
必要があります。このため、都市の骨格を形成する重要な道路であり、生活道路への通過交通の流入を防止す  
る役割も担っている都市計画道路については、計画的な整備に努力されております。また、生活の中心となる  
地域道路については、平成元年に作成した地域道路計画の検証を行い、地域の特性に合った整備を推進します。  
さらに、都市計画道路や公共性の高い地域では、全ての人が安全に通行のできる歩行空間の整備に努め、バリ  
アフリーの歩行空間のネットワーク化を目指した事業の現況と課題について。

①として、道路計画の指針としての、その活用の法整備について、現況での進捗はどうか、お伺いた  
いと思います。

②進捗を高めるための改善策については、どのようにしていくのか、お伺いいたします。

2として、町名地番案内図の管理について、お伺いいたします。

市民の人が僕のところへ匿名にて町名地番案内図が30年以上も放置され続けている。案内板について、読めないところや落書きされていたり、フレームのところ鉄さびがひどくなったところ等の、いろんな状況下について、市役所はなぜ長年放置しているのでしょうか。もしかして、管理台帳もないのかもしれないと匿名の人が思っております。このことについて、2点お伺いしたいと思います。

まず①として、現況の案内図は何か所設置されて、設置した当時の予算は、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

②として、市勢資料の2010年に記載がない理由について、お伺いをいたします。

3番、東大和市駅前トイレについて、お伺いいたします。

市民から駅前トイレ対策について、いろんな意見が市のほうにも寄せられていると思いますが、まずは悪臭対策、そしてトイレ施設について、現在の環境に合った駅前トイレ設計をし直し、新しく作り直して市民利用の期待に応えて実現していただきたいと思います。

そこで何点かについて、お伺いします。

①駅前トイレについては、いつ建設されたのか。

②当時の建設費について、お伺いします。

③市民よりの苦情が市のほうへ寄せられていないのかも、あわせてお伺いします。

4として、市民利用の人が駅前には時代に合った新しいトイレに建て替える計画を、一日も早く実現していただきたいという声を寄せられております。このことについて、お伺いしたいと思います。

4番、東大和市駅前交番について、お伺いいたします。

昭和63年11月21日、全員協議会に西武鉄道より初めて発表され、駅前計画については東大和市基本計画や計画趣旨では、東大和市駅は市の表玄関の新しい顔として、新たに商業及びホテル施設を加えた複合施設にすることにより、市の商業、文化、両方の発展に寄与したいと発表された施設です。順に施設を紹介しますと、最初はアイススケートセンター等々、ホテルに転換等との次に東大和マンション計画122棟の15階建てが、そしてスポーツ施設3階建て計画、最後に立体駐車場500台の地上6階建ての計画が発表されました。いまだに実現できていないのは、東大和市駅ビル計画だけがおくれているだけで、他の大型施設が完成されております。駅周辺の利用客が増加傾向にあるのに、交番設置についての努力をしていただきたい。

①として、現在ある東大和市行政コーナー・警察官立寄所の場所を改善して、東大和市駅前交番としてできないものか、お伺いしたいと思います。

5番、環境問題について、お伺いいたします。

①として、特別管理産業廃棄物の高濃度PCBと微量PCBの保管状況と今後の対応について、お伺いいたします。

アとして、東大和市内でのPCBに関しては、どのように対応されているのか、お伺いします。

イとして、PCB廃棄物の管理は法令では、どのように位置づけられているのか、お伺いしたいと思います。

6番目、教育のまちづくりについて、お伺いいたします。

大分県豊後高田市の教育は、市長が先頭に立って塾頭としての提唱をしております。（学びの21世紀塾）は、学力の低下が懸念される中、子供たちに確かな学力の定着、体力づくりの機会を提供し、地方の子供も都会の子供も、またどのような家庭状況、児童・生徒であろうとともに、学習機会や場を平等に保障して、あらゆる

格差をなくしていくことが行政の責務だと考え、教育のまちづくりの一環として開塾いたしましたと、豊後高田市長の永松市長が全国に誇れる教育のまちづくりに努力されております。このような動機について、尾崎市長はどのように思いますか、お伺いをしたいと思います。

②として、2011年に起きた大津市のいじめ自殺事件では、機動的な対応がとれず首長が機動力を発揮できる体制への改革を求める声が広がり、実現されました国の教育制度について、地方教育行政法が改正され、当市の教育制度に、どのような期待ができるのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

③として、夢のあるまちづくりを目指す中で、市民向けピラの中で教育については、学力テストは多摩地域最下位グループに位置していると、尾崎市長は指摘されておりました。市長になってからの改善効果について、お伺いをしたいと思います。

以上、質問いたしました。再質問につきましては、自席よりいたしますので、よろしくお願ひいたします。

[14番 関田 貢君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、地域道路計画の道路計画の指針としての活用についてであります。東大和市地域道路計画は生活道路のうち、地域形成の骨格となる主要な道路について配置計画を定めたものであります。都市計画道路や地区計画で決定された道路と異なり、法令に基づく建築制限の対象とならない計画であります。しかし、地区計画を検討する際に、地域道路計画を踏まえた検討を行うとともに、民間等の開発事業の計画において、当該計画に基づく道路整備の指針として、その役割を果たしているものであります。

次に、進捗を高めるための方策についてであります。地域道路計画に基づき生活道路の整備を行うことは、相当な期間を要するものとなります。そこで、地区計画の検討や開発事業の際の指針として活用を図るとともに、整備の実現性を高めるため、地区計画等で決定した道路の整備規定に基づき、条件の整った箇所の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、町名地番案内図の管理についてであります。現況の案内図は市内に22カ所設置しております。また、設置した当時の取得価格であります。備品台帳によりますと22カ所の合計で約420万円であります。

次に、市勢資料2010年への記載についてであります。市勢資料2010は第二次基本構想の見直し及び第四次基本計画の策定に当たり、検討の基礎資料とするために作成したものであります。

なお、これまでの市勢資料にも町名地番案内図の記載はないところでありますが、今回の作成に当たっては、記載について検討をしております。

次に、東大和市駅前トイレの建設時期についてであります。平成元年3月に東大和市駅前広場整備にあわせて建設をしたところであります。

次に、建設費についてであります。トイレの建設に当たっては、駅前広場整備工事として街渠、車道舗装などを含めて行っており、総額で1億4,300万円となっております。

次に、苦情についてであります。主なものとして、照明が暗い、においがするなどの苦情をいただいております。また、施設に対しまして、落書きが頻繁に行われている状況であります。

次に、建て替え計画についてであります。建設後25年を経過しておりますが、日々の清掃を実施しており、ふぐあいがあった場合は早急な対応を心がけておりますことから、現在のところ建て替えを計画するまでには至っておりません。

次に、行政コーナー・警察官立寄所の場所を改修して、東大和市駅前交番にできないかについてであります。

が、東大和市駅前には交通の要所であることや、防犯等の観点から極めて重要であると認識しております。現在の東大和市行政コーナー・警察官立寄所は、平成10年に開設し現在に至っておりますが、この施設を改修する前に、まず警察署で交番の設置を認めていただかなければなりません。そのために、市では毎年東大和市駅前への交番設置につきまして、東大和警察署に対して要請をしております。今後も粘り強く警察署に要請をしております。

次に、PCBの対応についてであります。東京都においてPCBの紛失などによる環境汚染の未然防止や保管中のPCB廃棄物だけでなく、使用中のPCB製品についても適正な管理が必要であることから、PCB特別措置法を補う指導要綱を定め、厳格な対応を行っております。また、東京都ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定し、計画的に処分等も行っております。

なお、市の公共施設から廃棄されたPCB廃棄物につきましては、適正に処理するまでの間、庁舎敷地内に東京都の計画に従い適格に保管しているところであります。

次に、PCB廃棄物の管理についての法令での位置づけについてであります。平成3年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正で、PCB廃棄物は特別管理産業廃棄物として厳格な管理が義務づけられております。また、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定され、都道府県においてPCB廃棄物の保管状況等を把握することが求められております。このことから、東京都では毎年度保管、使用、処理状況を公表することとしております。

なお、PCB廃棄物につきましては、平成39年3月31日までに適正に処理することが義務づけられております。

次に、教育のまちづくりに係る豊後高田市長の動機づけについてであります。豊後高田市では市長のトップマネジメントとした学びの21世紀塾を開塾し、教育のまちづくりを推進していることを認識しております。当市におきましては、平成26年度から今後5年間を見据えた教育ビジョンとして策定されました東大和市学校教育振興基本計画に基づき、学力向上に取り組んでいくことが重要な課題の一つであると考えております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う教育委員会制度改正の趣旨についてであります。これまで当市では教育課題を解決し、教育行政を推進するため、教育委員会と市長部局が十分な連携と情報共有を図り取り組んでまいりました。新制度では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長部局との連携強化が図られております。引き続き、教育委員会と市長部局の連携、協力体制を強固にし、地域、学校、家庭、行政が一体となって学校教育の振興に努めてまいります。

次に、教育に係る改善効果についてであります。学力の向上につきましては、改善の効果が徐々にではありますが出始めております。児童・生徒が基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけるとともに、それらを活用して思考力、判断力、表現力を育ていけるよう、学習環境の整備や教員の研修機会の充実に取り組んでまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○14番（関田 貢君） どうも説明ありがとうございました。順次質問をしていきたいと思っております。

最初に、地域道路計画の促進についてということで、私はこの東大和市の1,250本のある都市計画道路は地域道路を含めて、その中で都市計画道路、あるいは狭隘道路、あるいはそういういろんな道路が、この4年間

の僕が経験した中での地域道路計画の促進については、それぞれの具体的に質問をされ、その質問された件数に対して、平成元年に発表されました地域道路計画から今日まで、どのくらいの達成率になっているか、全体でも結構ですから、その部分的でも結構です、教えていただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和市地域道路計画でございますが、平成元年度からの進捗状況の全体について報告したいと思います。

延長が計画では3万6,172メートル、整備済み延長が6,433メートルで進捗率は17.8%となっております。面積についてでございますが、全体計画では12万3,104平方メートル、整備済み面積としましては1万4,917平方メートルで、進捗率としましては12.1%でございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 今全体の話を聞かせていただきました。この進捗率の中で、東大和市が一番大きいこの人間で例えれば血の流れる血管に例えると、大きな動脈は都市計画道路と私は思っています。そして、静脈については、地域のそれぞれの生活道路が位置するというので、私はこの地域道路計画で一番大事なことについての年間のそれぞれの達成率の目標が過去に余り示されてない。そして、私が都市計画道路の推進を始めた当時と、前回質問をしたときに都市計画道路では65%が今日ようやく整備済みが65%、あと都市計画道路は35%が残っているという、そして地域道路計画については、ここの皆さんが発表している13メートル以上、5.5メートル以上、5.5メートル未満、3.5メートル未満のそれぞれのデータが私は調べてみました。そうしたときに、東大和市でまちづくりにするについて、都市計画道路は計画的に東京都・国の予算の補助で進められることができると思うんですが、当市の開発、この年間、この四、五年の間に開発件数で、そういう道路の進捗というのが図られると思うんですね。開発というのは、年間さかのぼって1年、どれくらい行われていて、近年の5カ年では、どれぐらいの開発が行われて、道路の占有率が開発面積に対して、10%か、20%ぐらいの道路占有率になると思うんですが、その計画について、お伺いしたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 個々の開発事業につきまして、今ちょっと統計的にどのくらいの整備率だというデータは持っておりませんが、宅地開発事業、平面開発等が行われる場合、道路を入れなくてはならないといった開発だった場合の敷地、開発区域面積に占める道路の割合といったものは、20%を超えるぐらいの負担で整備をしていただいております。ただ、それは今関田議員がおっしゃられた都市計画道路であったり、地域道路計画に位置づけられた道路というような重なる部分では必ずしもございません。と申しますのは、開発は市がいろいろと検討して、その部分にどういう宅地造成をするといったような開発を行っているわけではございませんので、例えば区画整理事業のようなものであれば、その中の一体的な連続した道路の整備といったものが確実になりますけれども、個々に個人の都合により出てくる開発等につきましては、開発の基準といったようなもので行われておりますので、こういった計画とリンクする形での道路整備には、直接的にはつながっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 今開発での道路の整備率を聞いたら20%前後で道路が開発、年間さかのぼることの今話は聞けなかったんですが、僕が過去のデータで調べてみると、東大和市の僕は開発で道路促進がかなり進んでいるんじゃないのかなというのが、5.5メートル以上の道路幅員が平成元年では6万9,016メートルだったんですね、長さでいきますと。そして、ここの平成25年の去年のデータで調べますと9万167メートル、そしてここに占める差が約23.1%ぐらいが増加しているんですね。そして、5.5メートル以下が6,724メートルが7

万442メートル、ここも2,718メートル、その差を調べますと。そうしますと、そういう5.5メートル前後のまちづくりの道路影響が非常にこの開発では大きかったんじゃないのかなと。そして、東大和市で今度は逆に3.5メートル以上、3.5メートル未満の道路の変更状況を見ますと、この平成元年の当時は2万3,000メートルだったのが1万3,341メートルに減り、狹隘道路の3.5メートル以下が4万1,000メートルが3万5,366メートルと、ここの道路が20%から占めている、こういう道路の状態です。ですから、こういう道路の状態を整備していくと、市民からこの道路状態によって、いろんな諸問題が発生するんですね。ですから、今までの道路の整備の環境から見て、今度は具体的に私が今の道路のそういう状況の中で、私が過去に開発指導によって、この道路はつくっていくんだというふうに言われたときの工場地域の市道704号線、これは僕が議員になってから何回となく工場地域のメルス工業の会社がある当時から私は質問しております。

そして、そのときに会社の社長たちは車が大型化になったのに合わせたスピードで道路幅員をお願いしたいと、こういうふうに工場地域の皆さんからは言われていました。しかし、なかなか実現がこれではできなかった。そして、今日皆さんの何回となく、これを704号線を都市計画道路の玉川上水のほうへ抜いてくださいというお願いはするたびに、この道路が開発行為でできた暁には、玉川上水に抜きますよというお話が、この市道704号線は開発指導の力によって道路を促進していくんだと、この例ですね。これの最終目的である玉川上水に抜く道路ということで、いまだに抜けていませんよね。あそこが最後の会社が、あの道路の後退をすることが約束だったんですね。だから、開発指導で市の指導によって道路が寄贈されて一定の幅員が、あそこは幅員が8メートルですから、8メートル確保されていた。確保されれば、当然あそこの道路の玉川上水の都市計画道路に接道しなければいけない。今現在接道できない理由は何ですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 最初に、ちょっと地域道路計画のところでも少し私の説明が足りなかったで補足させていただきたいと思いますが、関田議員御指摘のように、開発事業に当たりましては、市が定めました地域道路計画に基づいて、道路後退等のお願いをしております。私が先ほど申し上げましたのは、敷地内に道路をつくることについて、答弁させていただきましたけれども、敷地に接する地域道路計画がある市道につきましては、道路後退を求め協力していただき整備を進めているということで、地域道路計画が開発事業等の整備の指針になっているといったようなことで、効果が出ているというふうに考えているところでございます。

それから、ただいま市道第704号線、工業地域の中の森永のところから南に南北にありしている道路でございます。カシオ計算機の用地の東にある通りでございますけれども、ここにつきましては、地域道路計画の位置づけを工業地域内は704号線と705号線について、地域道路計画の位置づけを持っております。704号線につきましては、開発のときにその目標といたします幅員での整備といったものをお願いしておりますけれども、なかなか用地の取得まで全てを御協力いただけない状況の中で、共同住宅等の建設に当たりまして、歩道部分については、敷地内の通路という形で整備していただき、車道部分につきましては、整備後市に寄附していただき市が管理するというような形をとっております。そのような形で、地域道路計画で定めております幅員よりも少し広い現況幅員として、徐々に整備ができてきておりまして、ただいま関田議員から御指摘いただきましたように、あと南の部分、総合福祉センターのちょうど東側の部分、その部分を整備すれば抜けるといったような状況がございます。

地域の防災性や利便性を考えた上では、そこを早く抜いて交通が今のようなどまっているような状況じゃない状況をつくればいいというふうに考えているところでございますが、ただここにつきましては、通学路等

としても使われておりまして、ちょうど開発等が終わったところにつきましては、協力を得られ歩道の整備もできておりますが、まだ北側の部分、2号線との交差点の部分につきましては、狭いような状況もございます。済みません、先ほど総合センター東と言いましたけれども、総合センター西ですね、総合福祉センター予定地の西の道路の部分です。ただ、北の部分、この東西の道路の2号線との交差点部分につきましては、歩行者の安全を確保できるような手だてが今のところないということで、こちらの部分について同様な確保ができるような状況になったときには、考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） これ道路の促進の仕方、僕は思うんですけど、市道704号線は開通をできるんですよ、最低限の道路幅員が4メートルが4メートル、5メートルが5メートル幅員ができていますから、ですから僕は一刻も早く道路形態をつくってあげるのが先じゃないですか。ですから、この土地についての道路線形のあり方は開発指導で、いつもこの指導で土地の後退指導によって、寄贈をお願いして道路はつくっていくんだということの哲学は変わらないでしょう。僕は開発で指導して、この道路をずっとつくってきたんだと。ですから、入り口のカシオ計算機なんかだって面的整備で個人住宅の小規模面積だったら、市へ届けを出さないと、そういうときは心配ですよ。だけど、これだけの一定面積の開発があれば、必ず行政が指導する、そうしたときには道路と幅員計画が地域道路計画で8メートルあるんですから、センター振り分けで協力していただきますよと、これはできるんですよ。

しかし、できる道路の中で安全対策を講じながら、歩道をつくってあげて、そしてカシオ計算機が大きな事業を展開したときに、間違いなくそれができ上がれば完璧な道路になると。その完璧な道路は開発指導によってできた道路なんだということを、僕は代表的にこれを言いたいんですよ。ですから、そういうふうに一々住民に対して、車の規制があるならば、一方交通にするなり、自転車規制するなり、いろんな交通安全対策を講じて、この道路は早く抜くべきですよ。もう何十年かかっているんですか。ようやく、ここで住宅のそういう諸事情が全部終わったんですよ。ですから、開発で必ずできるんですよ。ただ開発するか、しないかの問題で、その問題がカシオ計算機だけの問題ですから、あとはもう道路できているんですから、車が通れる、ただ危険だったら危険のように交通規制をかければいいんですよ。そういう道路を、ぜひ要望しておきます。これが、地域道路のこういう問題の開発で後退指導をとりながら、道路をつくっていくのが現実だということ、これが一つの一例。

そして、もう一つ、あと僕が過去に518号線の幅員11メートル、市のこの事業は地域道路計画にない道路なんだけれど、市がこの提案されたときには、東部区画事業の周辺の人たちが市役所に来るのに不便地域であると。だから、518号線の道路は都市計画道路に抜くんだということで、これは市が買収したんですよ。市が買ってまで、この事業をやり遂げるということで、518号線が途中でとまっている。こういう計画に対して、皆さんは歴代の職員が518号線の意味をつないできたならば、必ずこれは完成させなきゃいけないんですよ。この点について、今現況はどうなっているんですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市道第518号線、市役所通りの今関田議員がおっしゃられるのは、東へ抜けていく計画のことだと思います。この518号線につきましても、平成元年に定めました地域道路計画では、現在整備されている位置とは多少ずれておりますけれども、地域道路計画に落とされていた路線でございます。この路線につきましても、市でも抜く必要があるという考えから、地域道路計画に基づいて整備をできればという考えでいたところ、相続等の発生によりまして、生産緑地の買い取り申し出等が出てきておりました。その用

地につきまして、市で道路用地として取得し整備を進めたという経緯もございます。そのようなことから、当初定めました地域道路計画等の位置からは、大分北にずれておりますけれども、東のほうにつないでいくということを、個々のこれは開発事業の中での協力をお願いしながらという、なかなか短期間で道路事業として進められる状況ではございませんが、そのような中で考えていきたいというふうにして進めているところでございます。

また、地域道路計画全般につきましては、このように個々の開発に委ねていた場合、連続した道路としてつなげていくというようなことに、非常に実効性が乏しいというようなことがございますので、市の考えといたしましては、市長からの答弁にもございましたように、地区計画等を考えるときの一つの指針としております。その地区計画を、もし地区単位で考えた場合には、権利者の方たちにも一緒にここの地域については、道路整備にどういう課題があるかといったようなことを認識していただき、協力をお願いできるといったような効果もございますので、地区単位での地区計画等を検討する際に、大いにこの地域道路計画について、地区の皆様と議論をし、位置づけていき、実効性を高めていく必要があるというふうと考えている計画でございます。

以上でございます。

- 14番（関田 貢君） 今部長、僕はこの道路の取り組みには、いろんな姿勢があるというか、その姿勢を今公表しているんですよ。僕も、これを促進していただきたいといった、そういうような答弁は前回もいただいている。こういうのは、市が計画で自分たちが提案したんですよ、これ行政が。提案した事業は、もっと責任持って、これは何年まで、地域の皆さんの要望に応じてということで、市が買った事業だったら、それはどんどん買って促進するべきですよ。これ補助金じゃないんでしょう、市の一般財源でやったことですよ。そういうのを計画性がないなんていうのは責任がないですよ、皆さんのやっていることは、そんなのはだめですよ。

こういう例も地区計画、そしてもう一つは地区計画の中で、この東大和市が1,250本ある中で都市計画が9本ある。その9本あるときの促進を図るときに、しやすいところから僕はやるべきだと思う。そういう意味で、都市計画道路が過去は2本ずつ補助金をもらえて進めていた時代がありました。それが、国や都の財政事情で補助金が1本都市計画を進めるのがやっとだということで、桜街道が補助金を切られた最初なんですよ。ですから、桜街道のこういう住宅事情の前回も、前議会のときも質問しましたが、僕は桜街道の住宅に入る開発は、いろんな開発にしても四、五本あるんで、直線道路の約700メートルが直線なんですよ、あと残る。その700メートルのできる都市計画道路は幅員は早急に僕はやるべきだと思うんですが、その辺の考えはどうか。

- 都市建設部長（内藤峰雄君） 都市計画道路の17号線、市道第2号線の桜街道の今関田議員がおっしゃられるのは、イトーヨーカドーのところからユニオンガーデンの前あたりですね、桜が丘市民広場の前の都市計画の直線部分だと思います。ここにつきましては、都市計画道路の整備計画、多摩地域の都市計画道路の整備計画の中で、現在第3次の優先整備路線といったものを中心に整備をしているところでございますが、その中でも優先整備路線に位置づいている路線でございます。以前の答弁でもさせていただきましたが、現在芋窪のほうで進めています都市計画道路3・5・20号線の進捗の状況を見て、こちらに着手したいというふうと考えているところでございまして、具体的に3・5・20号線が大分進捗が見えてきておりますので、こちらの3・4・17号線の整備着手に具体的に今後検討を進めていきたいというふうと考えているところでございます。

以上です。

- 14番（関田 貢君） ぜひ、都市計画道路の桜街道については、ぜひ促進をしていただきたいと。

もう1点、道路のことについて、促進をするための事例で、こういう事例の開発がありました。これは、狭

山の230号線の道路の宅地開発が行われて、宅地開発と個人住宅の申請のニアミスのために、道路幅員がまちまちになっちゃったと。そういう計画について、行政が開発指導で全体面積では道路後退が指導できたんですが、その隣の小規模住宅については、立川の東京都多摩建築指導事務所の指導によって、センター振り分けの道路指導をされたために、その道路が幅員が確保できなくなった。こういうニアミスの問題を、僕はほかの地域にもあるんだろうと思います。こういう事例についてのニアミスを解消するためには、東大和市は人口が30万都市、東京都が建築事務所を委託するというにはないけれど、東大和市みたいに開発地域がどんどん行われときに、建築指導と市の開発のニアミスが行われます。こういうすき間をついた開発が行われて、道路が市民に御迷惑をかけるという道路築造のあり方については、もっともっと知恵を絞らなきゃいけないと思うんですが、その感想はどうなんですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいまの市道230号線、狭山のところで狭山神社から少し西に行ったところだと思います。こちらにつきましては、路線としては地域道路計画にも位置づいておりませんでした。開発があった時点では、その道路の扱いが建築基準法上の42条第2項の扱いということで、現況の道路から2メートルバックし、それで建築が可能だという位置づけになっていたところのため、開発全体がその部分につきましては、2項下がりと呼ばれている法に適合する下がり方の築造で確認がおりていたという経緯がございます。そこにつきまして、開発の中でお願いできる範囲を超えてくる部分がございます。他のところでは、この開発におきましても、もう少し多く後退を協力していただいたという経緯もございますけれども、それ以外のところでは、法に適合した部分で協議を調べざるを得ないというような場合もございますので、なるべく現地周辺の道路状況等、その開発の協議に当たりましては、事業者のほうにきちんと説明をし、御理解をいただきながら、道路整備に向けて今後も努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 私が一般質問で過去にいろんな問題が取り上げた事例です。こういうふうにして、東大和市の道路を築造するには、大変難儀の問題がたくさんあるということです。僕が一般質問で取り上げて実現できてなかったり、あるいはそういうトラブルで巻き込まれて、私も大変その開発行為が行われたけど、行政と密接な関係を持てばいいのかなということについて、東大和市では市道と私道の行き詰まりの道路、狭隘道路の整備規定とか、あるいは認定外道路の取り扱いが東大和市の土地には多いですね。市の市道の行き詰まりという道路については、これ本来は公道から公道へ道路をつなぐということが目的で、その道路には道路として市は寄贈を受けないというようなのは建前ですよ。しかし、そういう行き詰まりの道路に行政が一番東大和市として問題になったのは、市道じゃなくて私道を持っていた行き詰まりの道路について、勘違いしたのは、下水道工事が押したからですよ。下水道工事に行き詰まりの道路は5件以上、開発のできる区域があれば、下水道を引きますというのが大和の例なんですよ。

それで、私の相談された人は、たまたま大和で村山は土地を持っていて、村山と大和との違いを明確にできたのは、私道は個人負担、武蔵村山市はだから私道の行き詰まり道路はやりませんと。ですから、下水道事業は個人でやってくださいよと。ですから、大和の地主さんは村山に持っていた場合は、自分でみんな下水道を入れた。ところが、大和の人は市がやってくれるから、私の道路に公共下水が入れば、これはあくまでも市の管理地の土地に私はふさわしい。ですから、そういう道路は寄贈を受けられるものであれば、ぜひどんどん僕は受けるべきだと。じゃないと、僕はそういう道路だったらば、固定資産税、道路の減免を僕はする必要はないと思うんですよ。自分の財源で公共財を投入して、そして行き詰まり道路をつくってあるんですよ。公道から

公道をつなぐのが原則です。しかし、土地の事情で行き詰まり道路で宅地開発され、そこへ下水道が引かれ、そしてその道路については、私の道路だから通しませんなんて意地悪しているんですよ。

そういう認定外道路とか、狭隘道路について、皆さん、あるいは個人でいまだに僕は南街の5丁目ですか、あの個人の道路がありますよ。そして、向原にもあります。そういう個人の名称についての寄贈は、その時代、時代が反映しているから、なかなか寄贈はいただけない。しかし、住宅をつくるときには、狭隘道路を例えば3メートルの道路を4メートルにすると1メートルは最低、昔の都市計画で言えば4メートルですから、1メートルは後退指導で寄附するんですよ、住宅をつくるときに。そういう住宅をつくる時の手続行為を、東京都の建築指導事務所の個人開発でやるから、その部分が隠れちゃうんですよ。それで、市は一体開発で3階建て以上の開発は市が行政指導を受けるときに、道路の地図を見ることができる。ですから、開発区域と小規模の開発にはニアミスができて、そこのミスに公道から公道で通さなきゃいけない道路というのが、東大和市に僕は何か所も、あともう少しであれば道路がつながるのに、なぜこのところがつながらないのか、仲原地区にもあります。蔵敷にもあります。僕が開発で、そういう隣土士のけんか事故に巻き込まれました。そういうような開発の行為も、こういう狭隘道路のあり方や認定外道路について、僕は提案したいのは、後退指導をしたときに、寄附を受ける、市はお金の30万円だって感謝状をもらえるんですよ。土地の寄附の後退指導はただなんですよ。ですから、僕はここに荒川区でこういう道路標識の後退表示板を見たんですけど、手に入りませんので、市の担当者の協力によって私の言っている後退表示板が品川区でもやっていたということで、品川区の例もありますので、後退指導についてのこういう狭隘道路とか、あるいはこういうセットバックしたときの指導についてのあり方は、今後検討されたほうがいいんじゃないかなと思うんです。一言お願いします。

○議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど関田議員から、他の自治体で道路後退の協力を得たところで、その旨の表示をするようなことを行っているところがあるということでした。現在市で確認できておりますのは、品川区におきまして、細街路拡幅整備事業によって整備を行った場所に、四角いプレートをL型の上につけてまして、そこのプレートに「この道路は建築主等のご協力により拡幅整備したものです」というような表示を行っている例は把握しております。区部におきましては、幅員4メートルに満たないような狭隘道路の整備が懸案になっております。そのようなことから、建築基準法上で位置づけられているようなところ等につきまして、4メートルにしていくということが喫緊の課題ということで、このような取り組みをしているというふうに考えられます。

当市の地域道路計画につきましては、4メートル以上の道路につきましても、5メートルなり、6メートルなりとか拡幅する必要があるだろうという位置づけもしてございますので、同じような取り扱いにするというのは、検討が必要かなと思いますけれども、ただ協力をいただいているというようなこと、またはっきりとした地区計画等のように、法的に位置づいている道路であれば、その計画があるというようなことを周辺の方たちに知っていただくという意味からも、有効な手段ではないかと思っておりますので、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) ありがとうございます。今の答弁のように、大和も3メートル以下とか、そういう狭隘道路的なそういう認定外道路とか、そういう道路の後退とか、あるいは今言われた都市計画道路の中で、そういう後退指導があると言われたとおりでと思います。ですから、協力いただいた後退指導の表示は、こういう地域の皆さんに協力いただいたということで、そういうお願いをPRしたほうが協力段階にいいんじゃないかということで提案しておきますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、町名地番案内図の管理についてということで、市長答弁では案内の数は22カ所あると。そして、その費用については420万円、こんなにかかったのかなというふうに僕は今思っています。そして、1と2もありますから、2のほうを先にやっちゃいます。

2のほうの市勢資料2010年の記載がない理由について、私はなぜこれを言うかといいますと、こういう管理台帳的な資料は、私たちはいただいている資料の中では、この資料しかないんですね、数字的に、表示的に見る資料と。ですから、これは少なくとも私たち議員の任期、4年の任期ですから、4年から5年の任期のサイクルに10年もかかるんじゃないなくて、そういう直近の我々任期中の資料作成にさせていただきたいということで、市長は先ほど答弁では、次回には掲載したいと、その次回とはどういうふうな予定なんですか、お願いします。

○企画財政部参事(田代雄己君) 市勢資料の関係でございますけれども、この市勢資料につきましては、基本構想や基本計画の参考資料ということで作成してきた経緯がございます。また、今関田議員がおっしゃったように、内容的に地域を知るための資料にもなるということも認識はしているところでございますけれども、今後の他の刊行物と重複する部分があって、あるいは費用対効果の面もございまして、現在発行時期等も含めまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○14番(関田 貢君) 今の言葉尻で捉えると、発行部数とか、費用対効果というのは、本に費用対効果を求めるというのはおかしいですよ、答弁。訂正してください。本というのは、市民が買っていいか悪いかというのは、市民が判断するんじゃないですか。費用対効果を求めて、この本を出すか出さないかというのは、私は市民の代表して、こういう本は市民に見せるのに非常に僕は役立っているんですよ。ですから、毎回市民に私は家で相談するときは、この資料でどういうことがあるかという、これを見せることが一番早いんですよ、言葉でしゃべるより。そういう資料の大事さをもって、僕なんか言ったときに、この本の有効利用している人から見れば、すごい価値がある財産なんですよ、違いますか。

○副市長(小島昇公君) 必要であるという御指摘はもっともな話だと思います。そして、費用対効果という言葉をもって説明させていただきましたが、次回の発行に向けては総合的に判断をさせていただくということで、御理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○14番(関田 貢君) じゃ、1番に戻ります。

1番は、私は町名案内図については、匿名の人から写真をいただいて、この3カ所を見て担当者のところに行き、東大和市のこの町名案内板は何カ所あるんだということをお聞きし、その案内の資料をいただきながら、私は全部市内を見て回りました。そうしたときに、私の感想から言いますと、5カ所については地名、桜が丘1丁目という地名が表にあり、町名地番が裏側にあった表示の看板が5カ所、そして南街町名地番案内図といって、裏なしということは、桜が丘1丁目とか、芋窪6丁目とかという表示のないもので、町名板、表だけが10カ所、そして3カ所については、市民憲章が2カ所、駐輪場に1カ所あったのは自転車の注意事項を喚起し

たので、裏表が使われておりました。それで、市民憲章が2カ所と自転車置き場1カ所で3カ所が両面が使われていたと。そして、残りの4カ所は上北台と立野地区にあるのは、新しくつくられた、これ枠と言ったらいいのか、鉄柱がステンレスでできていて最新のものです。そしてまた、この4カ所については、私は疑問を感じます。上北台1丁目に2カ所ある、立野に2カ所ある、ほかの町名では部落に清水地区の例を言いますと、武蔵大和駅の駐輪場に1カ所あって、そして南は三光院の住宅のところに川向こうにということで、そこにある。それで、ですから町名は清水1丁目と、あそこは4丁目になるのか、5丁目かな、そういうふうになる、町名が離れています。町名の中に2カ所も、これは合理的につくった、こんな無駄なつけ方しているのかなというふうに私は印象を受けました。

今言ったように、22カ所の中で5カ所が両面使われ、10カ所が町名地番だけで使われ、それで3カ所が裏表の注意喚起で市民憲章が2カ所、自転車置き場の注意事項が清水ですね、1カ所あって、それで4カ所については、上北台1丁目、立野2丁目にある、これはステンレスで豪華につくってあります。こんな豪華なものがありながら、これをつくるときに、なぜこういう過去の18カ所の看板に気がつかなかったんでしょうか。そのときに、ここだけ上北台1丁目、2丁目の案内板をつくるときに、ほかの看板については、どのように処理されたんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市内の町名地番整理図でございますけれども、立野地区、上北台地区以外の町名地番案内図につきましては、昭和55年度まで行ってきました市内の町名地番整理が終わった後、昭和56年度及び58年度で市内に設置したものでございます。その事業の目的といたしましては、以前は地番として字を使っていたけれども、それを整理をするというような目的から行ったために、その区域に1カ所ずつ設置したのではないかというふうに考えられます。それで、その後の比較的いい材質でつくってあるという上北台地区と立野地区の街区案内図につきましては、こちらは土地区画整理事業の施行に伴いまして、土地の区画ケースの変更と同時に、地番の整理を行っております。そのことから、その区域の中で案内をするために2カ所、適当な場所を2カ所というようなことを選び、設置したものと思われまます。

それで、これに一貫性がない、また両面を使っていたりだとか、タイトルですね、表示板のタイトルと一貫性がないという御指摘でございますけれども、まずは地番を整理したということ、まずはわかっただくというのが第一のものだったと思いますが、なかなかその事業を行っていた部署と、その後引き継いで管理をしていった部署が違っていたりだとか、また土地区画整理事業につきましては、土地区画整理課という執行の組織が別につくられて事業を行っていたというようなことがございまして、一貫性に欠けていたものと考えられます。これにつきましては、看板等の設置の状況だとか、管理をどうするかといったようなことを、きちんと考えるべきだという考え方から、今再検討しております、都市建設部の都市計画課がこういう案内板を管理していこうというようなことから、今後は一体的にきちんと管理していけるように努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 今後管理していくということは建設部がやっていくというのはわかりました。しかし、今の現状において、現状の看板は非常に見苦しいですよ。これは一日も早く、これは改善を要望したいと思うんですが、これひどいもんですよ。写真が、もう日に焼けちゃってぼけちゃっていますよ。そういうぼけた写真、そしてフレームがもう鉄さびでひどい、こういうようなことが私は村山にこの間選挙に行ったときに、これ関心ありましたから、ずっと看板があるところ、あるところに行ったら、村山は全部白いペンキでき

れいになっていましたよ。だから、たまたま僕なんか村山へちよくちよく行く用事があったので、そこを比較してみました。どこかに、そういう抜けがあるかなと、僕が見た限りの看板ではみんなきれいだったですよ。それを東大和市が55年、56年、58年ですか、区画事業して町名地番に使ったと。こういうふうには市民の匿名の記事がなければ、私なんかも言われてみて、そこに目が行くんであって、それで私もこういう管理が今まで、どうしてこういうふうにして修正したり、改善できなかったのかなと疑問に思いましたから、私はこの3カ所を中心に質問をして、東大和市の実態、こんなようなものは何カ所あるんだと、資料をいただけたらいただきたいとって、僕は3カ所のこれ以外に全部見てきて22カ所の看板、どれをとっても褒められた看板は一つもないですよ。上北台の4カ所は別ですよ、18カ所、全てさびですよ。それを市が表の顔になる、そういう駅のあるいは警察の横にある看板なんかは、もう鉄さびですよ。東大和警察の隣の表は芋窪6丁目、裏の看板、そういうのを見たら見苦しいですよ。ですから、そういうのを計画していますじゃだめですよ。市長さん、今の話聞いて即やるということを、市長できないもんですか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今関田 貢議員のほうの御質問のほうは、町名地番案内図ということで状況のほうのお話、いろいろお聞きしました。現在ですね、市全体でこのような看板も含めまして、一斉に関係部署、管理しているところが市内全域調査をしている状況でございまして、今後庁内の検討する部会のほうも設けておりますので、そちらのほうで全部を網羅しまして、今後優先順位を確認しながら予算化に向けてということで、現在企画財政部のほうが中心となりまして、全庁的な動きをしておりますので、今後予算化に向けて考えてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） ぜび、今のように前向きに検討していただいて、一日も早い改善をしていただきたいと要望しておきます。

次に、今度は駅前トイレについての話が市民から私寄せられて、市民の言葉どおり悪臭対策が一番、次に落書き、修理をお願いしても鏡がすぐ割られちゃうとか、そういうようなこと。それで、においが残っているそうです。ですから、僕はそういうにおい対策の残るといことは、あそこは掘り下げてあるんですよ。ですから、そういうことも踏まえて、東大和市の表玄関ですから、30年も使わないで、それだけもう毎回、私だけでなく他の議員も駅前のトイレの悪臭対策とか、いろんな提案されています。ですから、こういうふうに駅前には10年ごとに変わるんですよ、駅前の顔は。やっぱり、一番の顔はきれいにしておかなきゃいけないですよ。いろんな人が来て、西武の親方も言っているんですよ。東大和市という名前をつけて、市の表看板には協力しましょうと最初は言っていたんですよ。今も、そういう表看板の表玄関になっているわけですから、その表玄関にふさわしいトイレに僕は改築をするべきだと僕は思うんですが、市長どうですか。

○副市長（小島昇公君） 駅前のトイレにつきましては、過日もお答えをさせていただいたかと思うんですが、正直言いまして市長への手紙の中でも、やはり暗いということとか、においにつきましては苦情をいただいております。対処療法として、緊急の対策はとらせていただいておりますが、実際に現地も私も見に行かせていただきました。そして、ちょうど一部使用中止になっている状況で、昨年度の国体がちょうどボウリングが駅の前で行われるということもありましたので、その駅前の整備と絡めて国体に対する補助金を活用できないかということで、検討もさせていただいたんですけども、どうもそこが補助金を活用することがだめだということもありまして、今改築するということまでは至ってございません。ただ、東大和市の顔であるということは認識してございますので、すぐに改築ができるかどうかというのは、ちょっとなかなか難しいところがござ

いますが、皆さんが苦情を持ってられるというところを、なるべく速やかに解消していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 今副市長、私は他市の資料を取り寄せたときに、清潔できれいなトイレづくりのための指針とか、こういうことを、そして今言われたトイレの配置基準を半径で50メートルを目安とした圏内で整備していくと、このまちは。そして、トイレの移動時間を10分以内に歩行圏の中に置くと、そういうことでまちづくりにゆっくり歩くことを想定し、1分間に50メートルという歩行速度を基準として、手洗いをつくってあると。非常に親切に、そしてここにいろんな苦情なんていうのを、僕が聞いた苦情と、やはり同じような苦情が、どこの市にも寄せられていますよ。トイレの施設が汚いとか、トイレ内が汚い、トイレ内が暗いとかというのは当たり前のこと言われている。そして、そういうことの苦情対策をするために、今度はここで施設の設計方針ということ、誰にも優しいトイレ整備、利用者に対応したトイレ整備とか、安心・安全のトイレ整備とか、こういう項目で新しいトイレをつくっていかうというふうにされています。

ですから、僕はこういうトイレを東大和市はつくっていかないとというのは、私がゆうゆう体操で月曜日に都立公園のところでゆうゆう体操に行きます。そのときに、皆さん、一生懸命、高齢者の事業団の人が委託を受けているんだろうと。それで、たまたま向原公園、あるいは清水の東京街道の交番跡地の公園のところに手洗い、すごくいつ行ってもきれいですよ。ですから、僕はそういうきれいなトイレに、そういうゆうゆう体操の皆さんが年いった人が家から離れて、今言うように距離で1分間に50メートルということで、500メートルの距離から来た人が手洗いに帰れるかといったときに、僕は帰れないと思う。そういうときに、そういう公園にすてきなトイレがあれば、皆さん、みんな利用する。そうして安心して、そういう事業に参加できるということも、僕は大切な事業で、ですからそういうことでは東京都がつくっていただいた東京街道の公園内、あるいは高木団地、都営内の中の手洗いはすごく皆さんきれい設置されていますよ。

ですから、東大和市も駅前周辺のトイレはきれいに僕はしていただきたい。そこに、においが駅前の汚いなんで言われるとみっともないです。僕は、そういうことを思って、僕は松下幸之助さんの「夢を育てる」ということで、僕はポケットに1冊ということで、これ全文を読むと長いので、松下さんが「夢を育てる」ということの中で、こういうふうに登録されていますのが、この新聞の報道では「日本が復興の途中、昭和26年、初めて訪米で公衆便所の美しさに感嘆、さらにきれいなのは当たり前、そのために税金を払っていると聞かされて、再度感嘆するなど、実るほどに頭を垂れ下げ、謙虚に学び、新たな課題に挑んだ」と、こういうふうには幸之助さんが言うんですよ。やはり、手洗いというのは、一旦直感で言われちゃうんですよ。だから、そこで有名人に来たときに、有名人に手洗いを使ってもらったときに、東大和市の行政はどうなっているんだと、一遍に言われちゃうんですよ、そういう怖さがある。ですから、こういう東大和市の表玄関は、いつも僕はきれいにしていただきたい。そういう意味で、僕は今の手洗いは古過ぎるから、再構築をしていただきたいということを要望して次に行きます。

次に、4番目は駅前交番についてです。

この駅前交番については、先ほど市長の説明ですと10年に開設されたから、何度かを要望していますというふうに言われています。この要望をただしていたんじゃ、僕は具体性がないんだろうと思うんですよ。そして、具体的に行政は、どうしたらいいかということで、私は現在ある東大和市の行政コーナーと警察官立ち寄り所を、これを全部改めちゃって、ここに東大和市駅前交番として整理をして、それで東大和市がこの交番を今ま

での流れでいくと、101万円だかでお借りして清掃もかかっている。その費用を西武から借りて、そして借りた施設で南街交番の近くにある今度は東大和交番だと、こういうふうに言って、前の答弁では1,000メートル以内にあるからだめだと、総務部長の答弁が前回ありました、私のときに。だけれど、そういうことも含めて、私はこの交番のあり方というのが、東京都で僕が勉強してきたときに、生活環境施設の誘致距離というのがあるんですね。そうしたときに、交番の距離って御存じですか、部長さん、担当の。もしあれだったら、僕が時間の関係で交番は調布の例でいきますと800メートル、そして半径で警察、派出所、駐在所というのが、福生では半径500メートル、ですから500メートルから800メートルで警察署、派出所、交番をつくらうとすれば、この生活環境施設の誘致距離の東京都、区市町村の事例でちゃんと報告されているんですよ、交番はこういう距離であればできますよと。そういうことについて、どうですか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 東大和市の駅前は交通の要所であるということは、防犯等の観点から極めて重要などころであるというふうに認識してございます。今お話しの500メートルから800メートルという接近状況でございますが、これにつきましては、まちの形成とか、犯罪等の発生状況、また道路の状況等を鑑みながら交番等の接近距離を加味した中で、警察署長が上申をしていくというふうなお話を伺っているところでございますが、東大和市の駅前につきましては、犯罪の発生状況、ことしになりまして不審者の部分があったんですが、件数的に議員さんがおっしゃられました福生市、調布市等と比べますと、犯罪の状況については厳しい順位には上がっていないということがあります。ですが、交番の接近距離、交番同士の距離を鑑みますと、現在南街交番とは1キロ弱という形になってございますので、この辺が既に開設しております行政コーナー・警察官立寄所の関係もでございます。16年がもう経過しているわけでございますが、その間駅前の環境も状況が変わってきているということがございますので、市としては引き続き地元の東大和警察署に対しまして、交番設置の要請をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） 今の行政ですということ、僕は先ほどただお願いに行ったんではだめですよ、警察というところは。だから、市が何をしていくかという僕は提案しているんじゃないですか。行政のコーナーをつぶして、警察官立ち寄り所を一つにして、そこを交番にするのか、新しくするのかじゃ意味が違うんですよ。そこを、きちっと教えてくださいよ。

それと、今南街の交番から東大和の駅につくると、僕がこの縮尺の計算して625メートルあるんですよ、南街交番からの距離で。そうしますと、625メートルというのと、悠々交番の距離からするとできるんですよ。そして、僕は図書館との協力もいただきながら、この資料を駅前交番をつくって、この苦労したまちがないかということで資料を取り寄せました。そうしたら、あるんですよ、交番つくって。それは、どういうことであるかということ、みんなやっぱり地方自治体が土地を提供するか、県がそういうお金を出してくれるとか、県に持たせるとか、市が出すとかということ、本厚木の駅前交番が新築移転になったということについての経過で話しますけれど、県が建設費3,800万円を負担し、小田急電鉄株式会社が所有していた駅前広場を交番建設予定地として市が取得したと。市が取得して、県警へ提供する形で新築移転が実現できたと。こういうふうに、お土産の話ができなかったら、これは議会でただお願いしますと言ったって、警察は今までは警視庁は交番縮小計画でやってきたんですから、だからその事情、事情で東大和市が本当に必要なんだったら、今の場所だっておかしいんですよ。行政コーナーだって、最初は500平米だったかしら、50坪の土地を東大和市駅前は何とか協力すると言っていたでしょう。その50坪を土地を行政コーナーの形を残したくて、今の現実

になっちゃっているわけです。本来は何で行政のコーナーに東大和市が警察官を、あそこをお願いしなきゃいけないんですか。そういうことだっておかしいことだらけなんですよ、交番のいきさつは。

最初は西武鉄道が、青梅街道のときに交番をつくります。そして、駅ビルが中止になったんで、アミューズメントの3階建てのスポーツ施設をつくるよといったときに、今のところに派出所をつくるよという計画が発表になっているんですよ、西武で。そのときには、市は行政コーナーの600平米だったかな、500か600平米の行政コーナーが3階建てにつきますよということで、全然別個の話だったんですよ。そういうことを考えて、歴史をきちっと整理して、今度はお願いするときには、どうしてもあの場所なきゃだめなのか、あるいはこっちの成功例の市を見ると、うちは東大和市は今の手洗い、先ほど言いました手洗い所を壊して、一緒に警察署と手洗いを併設して、あれは市の土地ですよ。そういう市の土地に代替案で警察署を、ここに派出所、交番をつくるから、こういうことで検討できないのかとか、そういうものを持っていかなかったら、何回行ったって、もう何年かかっています、この交番の話が出て。そういうことを行政がしっかりしなきゃいけないんだと思うんですよ。もう一度お願いします。

○総務部長（北田和雄君） 東大和市駅前の交番の設置については、先ほど参事が御説明しましたとおり、毎年警察のほうに要請はしておるところでございます。それから、今関田議員からお話のありましたとおり、当初東大和市駅前の西武の開発計画の中では、交番を設置するという計画案が図面には示されておりました。ただ、それが昭和63年の時期のことですけども、その後平成5年に警視庁の本庁、それから東大和警察、西武鉄道、市で協議をした中で、警視庁の本庁のほうから駅前に交番と名のつくものがなかなか難しいということが言われております。これは、やはり距離の問題とか、いろいろ設置要件の問題があるかと思えます。私どもも東大和警察に要請に行ったときに、お話をお伺いしますと、東京都全体でもなかなか交番要望はあるけども、新たな新設というのはなかなか認められていないというのが現状だというお話でございます。理由としましては、交番一つつくと警察官の増員がかなり必要になってくると。今警察官を増員しておりませんので、なかなか交番をつくって人を置くという状況までいかないよ。それどころか、警察官のいない交番が出ているというような状況で、そちらの補充のほうにどうしても比重がいつてしまっているという状況の説明を受けております。

ただ、あの場所に交番が必要だという認識は市のほうでも十分持っておりますので、交番をできますよという見込みが出てくれば、土地の問題も何らか手を打つことができるかと思うんですけども、その警察のほうがいかにせん一貫して、あそこには要望はしているけども、できないという中で、土地はありますから、ぜひお願いしますと言ったところで、やはりできるかどうかというのは、まだちょっと見通しが全然立ちませんので、まずは警察のほうに粘り強く要望することで、本当に必要としているんだということを説得をしていくと。ある程度、できそうだというような見通しが出了らないうちは、場所の確保、今ある行政コーナーでは手狭ですから、新たに交番を設置する場所を、どこにするか、市の土地が利用できれば、そこを利用することになるでしょうし、適当な土地がなければ、ほかの土地を取得するなり、借りるなりという方法をとるということになってくるんじゃないかというふうに思っております。ですので、今のところは何しろ警察には強く、本当に必要なんだということを言って、少しでもいいから扉をあけたいというのが我々の今の考えです。

以上です。

○14番（関田 貢君） ぜひ、前向きに部長さん、努力していただいて実現のための努力をお願いして、要望しておきます。

次に5番目、環境問題については、先ほど市長さんから答弁いただき、厳格に対応しているとか、このPCBの廃棄物の管理には法令では、どのように位置づけられているかとお伺いしたところ、厳格に義務づけられているので、きちっと処理をさせていただいているという、法令どおりのお話で大きな問題は、これは起きてないわけですから、この問題については今後このような問題が発生したときは、速やかな処理ができるように体制づくりだけはしておいていただきたいと思いますとお願しておきます。

6番、教育の問題であります。

教育について、市長さん一番の問題で豊後高田さんの市長さんは、こういうふうな選挙公約の中でいろんなことで悩んで、どの子供たちも平等に与えるんだと、それで教育のまちづくりということを一口に言ったときに、全国に響き渡る、全国に誇れる教育のまちづくりをするというアドバルーンを上げられたんですね。市長さんに、そういうことを豊後高田市さんの市長さん、永松市長さんはそういう気持ちでやられて今も頑張っているというふうに言われています。ですから、こういう市長の姿勢というのは、リーダーになるには、そういうリーダーシップの発言というのは、僕は大事だと思っています。そういう発言に当たる言葉というのは、市長さんの場合、どういうことで着任後、教育の問題のメスを入れるところを捉えているか、再度お伺いします。

○市長（尾崎保夫君） 教育ということ、学力の向上を目指すということが基本的な考え方にあるわけですが、御存じのように私自身が最初に市長になったときは、教育長ということで、なかなか難しいところがあって、不在というふうなときもありましたし、そういった意味で東大和市の教育ということを考えて、教育のプロというか、そういう方をお願いしようということで、現在の教育長ということになるわけですが、そういった中で現在教育長、真如教育長が考えている東大和の子供たちの学力を上げるということも含めてですけど、それらを含めて東大和の学校教育振興基本計画というものをつくられたというふうに思っています。

学びの学校21世紀塾というのもインターネットですけども、資料は私の手元に届いてきていますけども、やはりこれらの内容につきましても、決して私どものほうの学校教育の振興基本計画は劣っているというふうには思ってございませんし、そういった意味で私自身が教育に詳しいということであれば別ですけども、そういうわけではございませんので、真如教育長にお任せすると。私どものほうは、学校教育の環境をできる範囲で一生懸命整備していけばいいのかなというふうに思っているところです。

以上です。

○14番（関田 貢君） ぜひ、市長さん、そういう気持ちで豊後高田の市長さんと競争するかのよう、全国に誇れる教育のまちにしたいと思っています。

次に、この2011年に起きた大津市のいじめ自殺の事件では、今度は改正でいろいろと指導力の問題が発揮できないということで、そういう声広がって国の教育制度において、地方教育行政法が改正されました。当市の教育制度について、どのような期待ができるのでしょうか、再度これを確認したいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 教育委員会制度の改革が、現在まさに国会のほうで審議がされている状況でございます。新しい制度では、先ほど趣旨ということでありましたが、政治的な中立性、継続性、安定性を確保するために、教育委員会という制度を引き続き執行機関としていくということとされております。一方で、現行の制度では教育委員長と教育長職がございますが、そちらを一本化して新たな責任者として、新教育長ということで職が置かれるということとされております。市長が議会の同意を得て任命、また罷免を行うなど、教育行政の責任の明確化を図るといふ、そういう趣旨と考えております。

また、市長は教育行政の大綱及び重要な教育施策につきまして、その方向性、また今御質問にもございましたように、何らかの緊急の事態の場合には講ずべき措置について、協議、調整を教育委員会と行うために、新たに総合教育会議も設置するとされております。このようなことの法案を見ておりますと、より一層迅速な危機管理体制が構築されること。また、より一層市長と教育委員会の連携強化が図られていくのではないかと、そういう面の期待がされるところでございます。

以上でございます。

○14番（関田 貢君） わかりました。ぜひ、そのように頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、最後の夢のあるまちづくりを目指すということで、市長さんが選挙で市民向けに学力テストは多摩地域で最下位のグループに位置していますというふうに、市長は指摘されて市長になってからの改善効果について、再度お聞きしたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 先ほど、教育委員会制度の変更ということがございますけども、私どものほうというか、私自身は地方教育行政法、どのように変わろうとも、東大和市の市民、そしてその子供にとって、どういう教育がいいのかということ、私どもは真剣、要するに基本に考えていけばいいのかなというふうに思っていますし、これもそういった意味では制度の動向、どのように変わっていくか、それをしっかりと見きわめながらいく、そして議論を尽くしていくことが大切だろうと。そして、教育の中立性ということ、しっかりと確保していければというふうに思っています。

学力の向上につきましては、一応教育委員会、真如教育長を初めとする各委員の方々、あるいは学校の先生を含めて、大勢の方の御協力をいただいている中で、上向きになってきているということでございまして、3年で上向きですから、そういった意味では、これから期待ができるのではないかなというふうに思っています。先ほども言いましたように、私どものほうはしっかりと教育環境の現場を支えていくという方向で、しっかりと対応していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○14番（関田 貢君） 市長さん、私はその教育の学力テストということは、そういう捉え方をしたということとは事実なんですから、学力向上については、先ほど教育環境を整備していきたいというふうに言われていましたね。ですから、教育ということについては、学力を上げることについては、新教育長を迎えて専門職を呼んだという、それも一つの方法、立派な功績だと、これは市長さんの大いなる手柄になると思います。そういうことで、新教育長に期待するところは大きですが、その一方、そういう環境の問題からすれば、小中一貫校というのが話題になっています。そして、そういう公共施設が老朽化をしております。そして、そういう老朽化のことも市長が発言を発信することが、一番強烈に市民に響き渡ります。ですから、教育環境を上げる、そして教育レベルを上げるということで一貫教育をするということで、一貫教育をするためには今の学校教育の中で、小学校の校舎はどこが古くて、どこが人数が少なくて、小学校の合併問題やら、あるいは小中学校の合併やら、そして武蔵村山市みたいに小中一貫校を同一施設内につくる、そういう環境の目玉も教育の中では成績を上げるということでは、市長が言うことと我々が言うこととは違うと私は思うんですね。ですから、そういう教育レベルを上げるというときに、教育環境ということで耐震化を今こういうふうに進めるということで、耐震化の事業が終わったと、耐震化が終われば古い校舎はそのまま30年、40年いっても、そのまま改築しないでもいいのかという疑問も生まれます。ですから、そういう施設も含めて、市長さんがそういう教育の姿勢に発言をしていただくということは、僕は大事な言葉だと思っています。

ですから、教育環境や学力上げるときには教育長に任せる、環境施設については市長が環境を整えてあげる、その一貫教育のやり方が一貫校で同一施設の中でやることもいいでしょう。あるいは、今のやり方で別々の敷地でもいいという、そういう発想ということを経験レベルを上げるための方法ではいろいろあると思うんですが、そういう方法についてどうですか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校教育をめぐるさまざまな課題がございます。まず、環境の整備ということでは、今お話しがございました耐震化ですとか、普通教室での冷房、そういうものが順次されてきております。また、ソフト面でもさまざまな学校特色化補助金の事業の新設など、さまざまな予算的な面でも市長部局の御協力できてきていると思います。今いろいろとお話しありましたが、東大和市が進めております教育改革、施設の分離型での小中一貫も、これから進めていくと、進めている最中でございますので、また学校教育の振興基本計画も昨年度作成いたしました。そちらの計画に沿って、教育がより充実していくように、市長部局と連携して努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**14番（関田 貢君）** ぜひ、そのように教育の関係については、市長と教育専門家の真如教育長を中心とした教育レベルを上げていただく。そして、市長には教育環境の整備をしていただくということで、努力をしていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○**議長（尾崎信夫君）** 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 御殿谷 一 彦 君

○**議長（尾崎信夫君）** 19番、御殿谷一彦議員を指名いたします。

[19番 御殿谷一彦君 登壇]

○**19番（御殿谷一彦君）** 議席番号19番、公明党の御殿谷一彦です。通告に従い一般質問を行います。

1番目として、公金収納の決済手続について、お伺いいたします。

4月30日に総務省から、地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究会報告書、また地方公共団体の財務制度に関する研究会報告書が出されました。この報告の中で、2050年には人口の25%が減少すると予想され、その人口減少社会の中で地方自治体の経営環境が変化し、新たな行政サービスが求められていると報告されています。さて、その報告の一部分ですが、その中で電子的な手法での収納に関する提言もなされております。今回は、この収納について、お伺いいたします。

①として、東大和市の現在の決済手段と税目別手段の割合について、お伺いいたします。

次に、②として、新たな決済手段の導入について、お伺いいたします。

アとして、金融機関からの自動口座振替制度利用時の割引制度ができないか、お伺いいたします。

イとして、クレジットカードによる支払い手段の導入について伺います。

次に、大きな2番として、発生主義・複式簿記での公会計制度の導入について伺います。

このたび総務省から報告書が出されて、今後のスケジュールも含め、かねてから話題になっていた新公会計制度が具体化してきました。

そこで、①として、平成26年4月30日付で総務省から出された今後の地方公会計の整備推進についての位置づけと内容把握状況を伺います。

アとして、そこで報告された今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書の公表、平成26年4月付につ

いて、内容の把握状況を伺います。

そして、2番目として、この中で述べられている全自治体に適用する新基準の策定について伺います。

アとして、総務省は全自治体に適用する新基準の策定を目指していますが、現在の財務諸表4表の評価は、どのようにされているのでしょうか。

イとして、新公会計のシステム導入準備はどうなっているか、伺います。

同じく、この中で述べられている固定資産台帳について、伺います。

③として、新公会計制度には固定資産台帳の整備が重要ではないか、伺います。

アとして、現在の行政コスト計算書の減価償却の算出方法はどのようなものか、伺います。

イとして、同時に提示された公共施設等総合管理計画の策定要請を、どのように把握されたか、伺います。

aとして、インフラ施設の状況把握、今後の施設管理のために固定資産台帳の前倒しでの整備が必要でないか、伺います。

同じく、④として、ここで述べられている発生主義・複式簿記の導入について、伺います。

アとして、現在の財務諸表4表の作成時期について伺います。

イとして、発生主義・複式簿記の導入により、事業別状況、施設別状況の把握分析が充実するのではないか、伺います。

そして、⑤として、職員のスキル充実を進めるべきではないか、伺います。

以上で壇上での質問を終了いたします。再質問は自席にて行わせていただきます。

[19番 御殿谷一彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、公金収納の決済手段と税目別の割合についてであります。平成26年度からモバイルレジ収納を開始し、市税の決済手段は4種類となりました。具体的には、納税通知書、口座振替、コンビニエンスストア及びモバイルレジで支払う方法でございます。税目別の割合につきましては、後ほど担当部長から説明いたします。

次に、金融機関からの自動振替制度利用時の割引制度導入についてであります。自動振替につきましては、当市においても口座振替制度を活用することで実施しておりますが、税についての割引制度につきましては、過去市税の納期前納付に対する報償金制度を導入し、納税に対する積極的な協力や納税意識の向上、早期税収確保を図るなどの目標を掲げ実施しておりました。しかし、現在は納付に対する納税者、皆様の御理解、御協力をいただき、当初の目的が達成されたことから実施はしていません。

次に、クレジットカードによる支払い手段の導入についてであります。新たな公金収納の方法につきましては、平成24年度、コンビニエンスストア収納を実施し、平成26年度から自宅で納付が可能となるモバイルレジ収納を実施したところであります。市民の利便性の向上を目指し、クレジットカード収納も含め、引き続き検討してまいります。

次に、発生主義・複式簿記の公会計制度の導入につきまして、国の新地方公会計の推進に関する研究会報告書の内容についてであります。この報告書につきましては、これまでの新地方公会計制度研究会報告書及び新地方公会計制度実務研究会報告書の内容を基本として、各地方公共団体におけます現在の取り組み状況と課題等を踏まえて検討された内容となっております。今後の地方公会計のあり方といたしましては、統一的基準

による財務書類等の作成、固定資産台帳の整備、複式簿記の導入につきまして、整備促進していくことが報告されたところであります。

次に、現在の財務諸表4表の評価についてであります。当市におきましては、現在総務省方式改訂モデルを採用し、財務諸表を作成しておりますが、既存の決算統計数値を活用して作成することが可能でありますことから、事務負担や経費負担が非常に少ない作成方法となっております。また、企業会計の考え方を取り入れた財務諸表の作成によりまして取得した資産と負債の関係等につきまして、認識することが可能になったと考えております。

次に、新公会計システムの導入準備についてであります。今後の地方公会計の整備促進に関しまして、国は財務書類等に関する統一的な基準を新たに設定し、平成29年度末までに作成することを地方公共団体に要請するとしております。また、新基準による財務書類等の作成に当たりましては、各地方公共団体において活用できます共通のシステムを国が一括して構築し、平成27年度の早い時期に無償で提供するとされております。

次に、新公会計制度における固定資産台帳の整備についてであります。新公会計制度を導入します目的の一つといたしまして、現金主義会計の処理では把握が難しい固定資産等の情報を明らかにし、資産の適切な管理を進めることにあると認識しているところであります。固定資産等の現状につきまして、より詳細に実態を把握するために、固定資産台帳の整備が有効な手段の一つであり、台帳の整備によりまして、財務書類の精度を一層高めるとともに、公共施設等のマネジメントにおきましても、その活用が可能になると考えております。

次に、現在の行政コスト計算書の減価償却の算出方法についてであります。当市におきましては、総務省方式改訂モデルを採用し、行政コスト計算書を作成しておりますことから、減価償却費の算出方法につきましては、決算統計数値を活用しました固定資産の計上額を評価する内容となっております。具体的には、国が示しました固定資産の耐用年数等に基づきまして、各資産の減価償却費を算出し、行政コスト計算書に反映させているところであります。

次に、公共施設等総合管理計画の策定の要請についてであります。平成26年4月22日付で総務省から各都道府県知事に対して、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定の要請があり、同時に市町村に対しても連絡があったところであります。その策定に当たっての指針の中に、公共施設等の維持、管理等に係る中長期的な経費の見込みを算出することなどに活用するため、将来的には固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであると記載されております。このようなことから、固定資産台帳の整備は重要なものと認識しております。

次に、インフラ施設の状況把握、今後の管理のための固定資産台帳の前倒しの整備についてであります。公共施設等を管理運営していく場合においては、固定資産台帳の整備が重要であると認識しておりますので、公共施設等総合管理計画を検討していく中で、同時に固定資産台帳の整備方法についても考えてまいります。

次に、発生主義・複式簿記の導入についてであります。財務書類の精度を高めるためには、固定資産台帳の整備に加え、発生主義・複式簿記の導入が不可欠とされており、取引ごとに仕分けを行うことにより、事業別の詳細な単位でコスト情報が明らかになるとされております。また、この場合、日々の仕分けを行うこととなりますことから、出納整理終了後の決算におきましては、早い時期に財務書類の作成が可能になると認識しているところであります。

次に、現在の財務諸表4表の作成時期についてであります。当市におきましては、総務省方式改訂モデルを採用し、決算統計数値を活用した財務諸表の作成となりますことから、前年度の決算統計数値が確定した後

に、作成事務を開始しているところであります。現在財政課の職員が担当し、財務諸表の作成を行っているところでありますが、公表に至るまでは一定の期間を必要とする状況であります。

次に、発生主義・複式簿記の導入によります事業別の状況、施設状況の把握と分析についてであります。複式簿記によります会計処理を導入した場合には、取引ごとに仕分けを行うことにより、事業別や施設別の詳細な単位でコスト情報が明らかになるとされております。このことから、各事業の評価等を行う場合におきましては、そのコスト情報を反映した詳細な分析等が可能になると考えております。

次に、職員のスキル充実を進めることについてであります。今後の新地方公会計の推進に当たりましては、統一的基準による財務書類等の作成、固定資産台帳の整備、複式簿記の導入が予定されておりますので、これらの分野におきまして、職員の知識等の向上が必要になってくると認識しているところであります。新地方公会計に関しましては、現在財政課の職員を中心に東京都会計制度改革研究会等に参加し、制度導入におけます課題等を習得しているところであります。今後におきましては、公会計の事務に関係する職員が研修に参加するなど、職員の育成に努めていく必要があると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○市民部長（関田守男君） 市税の税目別収納割合につきまして、平成25年度の納期内納付で御説明させていただきます。

まず、市都民税普通徴収でございます。

納税通知書での納付でございますが36.7%、口座振替での納付は38.8%、コンビニエンスストアでの納付は24.5%でございます。

次に、固定資産税、都市計画税でございますが、納付書での納付は32.1%、口座振替での納付は55.8%、コンビニエンスストアでの納付は12.1%でございます。

次に、軽自動車税でございますが、納付書での納付が45.7%、口座振替での納付は7.0%、コンビニエンスストアでの納付は47.3%でございます。

次に、国民健康保険税でございますが、納付書での納付は33.8%、口座振替での納付は47.2%、コンビニエンスストアでの納付は19.0%でございます。

各税目に関するモバイルレジ収納に関しましては、今年度から実施してまいりました関係で、現状では集計してございません。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

---

午後 2時43分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（御殿谷一彦君） どうもありがとうございます。

先ほど、平成25年の納期内納付の収納割合を聞かせていただきました。本当に、コンビニエンスストアでの納付ということで、大変な効果が上がっていると思うんですけども、24年と25年の比較で、どのようになっているのか、もしおわかりになりましたら教えてください。

○納税課長（中山 仁君） 24年度をまず基準といたしまして、平成25年度がふえているのか、減っているのか、納期内納付の件数の割合を御説明させていただきます。

まず、市都民税普通徴収でございます。納税通知書は2.6ポイント減、口座振替は0.1ポイント増、コンビニエンスストア納付は2.5ポイント増という形でございます。

次に、固定資産税、都市計画税でございます。納税通知書は1.3ポイント減、口座振替は0.8ポイント減、コンビニエンスストア納付は2.1ポイント増でございます。

次に、軽自動車税でございます。納税通知書は6.1ポイント減、口座振替での納付は0.2ポイント減、コンビニエンスストア納付は6.3ポイント増でございます。

次に、国民健康保険税でございます。納税通知書は2.6ポイント減、口座振替は0.3ポイント減、コンビニエンスストア納付は2.9ポイント増ということでございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ありがとうございます。

本当に、全体としてプラス・マイナス、同じような数字になっておりますが、でもやっぱりコンビニエンスストアが皆さんにとっては非常に便利な納付手段になって、皆さんが御利用なさっているんだというふうに思います。このように、コンビニエンスストアの納税方法に踏み切っていただいた、この点については大変評価、感謝したいと思います。また、今回モバイルレジということで、これは各家庭でできる、またスマホでできるということで、新しい手法、これについても今後の収納を期待したいと思っております。

24年からコンビニエンスでの収納を開始し、それぞれポイント数伸びているわけですけども、先ほどもちょっとちらっと述べさせていただきましたけども、市のほうとしては、このコンビニエンス収納が伸びている、その理由をどのように分析されているか、お伺いしたいと思います。

○納税課長（中山 仁君） まず、市のほうで考えている要因という形でございます。

まず、社会ニーズとしまして、昼間にお支払いできる方が多くなくなった、少なくなってきたのかなというところがございます。また、コンビニエンスストア自体では24時間納付が可能だということ。また、全国での納付窓口があります。また、その店舗数も多うございますので、そういった関係から納税者が納税しやすい環境が構築できたということが一番大きな要因であると考えております。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ちなみに、このコンビニエンス納付をやって全体で収納率の向上が、どれだけ寄与しているか、影響を受けているか、おわかりになりますでしょうか。

○納税課長（中山 仁君） パーセンテージ的なものにつきましては、大変申しわけございません。そこで比較という形で数字は持ってございませんが、コンビニエンス収納を始めた24年度から、収納率については上向きになってございます。その関係から見ても、コンビニエンスストアは有効な手段だったというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 全ての数字が示しているように、市民にとって便利な手段がいろいろ提供されれば、それによって市民が応えてくれる、それで有効に使っていただく、このような新たな手法、手段を市としても、どんどん前向きに行動して動くことが必要ではないかと、その数字が示されているのではないかとというふうに思っております。

その前に、今回数字でも示されている口座振替、やはりこれが一番大きな数字なんですけども、ちょっと戻る形になりますけども、市民にとって口座振替をすることのメリット・デメリット、また市役所にとってのメリット・デメリット、整理されているようでしたら教えてください。

○納税課長（中山 仁君） まず、口座振替につきましては、市としては推奨させていただいております。申し込みいただきます市民の方に関しましては、口座に入金さえしていただければ、自動的に市税の関係については引き落としがあるという形は、まずメリットで納期限を気にする必要はなく、確実にお支払いをしていただけるというふうに考えております。また、手数料が安価であるということもメリットとしては、市としてはあるというふうに考えてございます。

その中で、口座振替に関しましては、納税者の方がまず手続をするという観点で考えたときに、銀行での届け出印が必要になるという形でございます。これにつきましては、複数印鑑を所持されていらっしゃる方もいらっしゃるやまして、どの印鑑か判別することが難しいというところもあります。また、そういったところ、また記述する様式につきましても、複雑になってくるというところもございまして、申し込み自体が少し敷居が高いような形で考えられているところがあるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 今いみじくも銀行振込、口座振替の手続について、ちょっと面倒かなというお話をお聞かせいただきました。市役所のほうとしては、口座振替を何とかふやしてほしいということで、いろいろ手だてをしていると思います。先ほどもおっしゃったとおり、手数料も非常に安価だということで、この辺の手だて、どのような努力をなさっているか、お聞かせください。

○納税課長（中山 仁君） 現状実施していることではございますが、まず市報への掲載、あとホームページへの掲載を行っております。また、納税相談に来られた方に関しまして、口座振替を使用できる方がいらっしゃれば御案内をさせていただくというような手続をとってございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） まず、口座振替に関して、先ほどもおっしゃったように、非常に申し込みが面倒、ここが一つのネックではないかなというふうに思っております。今皆さん方も銀行取引においては、ほぼATMのカード、キャッシュカードというやつで出したり入れたりしておりますし、ほとんど印鑑を使うことがない。そういう中で、この口座振替の申し込みは該当の口座に対して、該当の印鑑でなければ申し込みができないというふうになっているんだと思うんですけども、この手続が非常に面倒なのが一つの欠点というか、弱点ではないかなというふうに思っております。これを克服するためというか、これを乗り越えて、市民に、それでも口座振替の申し込みをしていただくためには、何らかの市民にとってもお得なんですよ、市民にとっては口座振替をすれば毎月自動的に、毎月というか毎期自動的に引き落とされますので、それはそれで手続的には楽になるんですけども、最初の出だしがいま一步、足を踏み込めないというところがあると思いますが、この辺に関して、私のほうからは口座振替にすることによって、例えば多少の割引があるというようなことを提案したら、割引をしたらということで提案させていただいたんですけども、例えば過去に報償金制度ということをやったというお話が先ほどありましたけども、大体何年ぐらいの話でしょうか。また、その報償金のもう少し内容を教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田守男君） この割引制度につきましては、先ほど市長のほうからも答弁させていただきましたけども、税を納期前に納付していただくという制度でございまして、この期間の詳細は十分把握してございま

せんけども、この目的はやはり納税の意識の向上を図るというようなことで、大きな目的としては収納率の向上が主な目的であったというふうに認識しております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 余りにも、ちょっと昔のことなので把握できてないんだと思うんですけども、国民年金の例えば今国民年金の支払いというのがあるんですけども、これに関しては例えば全納にすると、当月じゃなくて前月納付にすると、それなりの割引、またたしか6カ月単位で払うと、また割引、1年単位で払うと割引とか、たしか細かくは違っているかもしれませんが、そのような制度が今あります。もし、このような制度があるんでしたら、市税もそのような制度を導入できるのではないかと思います、その辺何か制度的な制限とかあるんでしょうか、いかがですか。

○市民部長（関田守男君） 年金につきましては、今御質問者おっしゃいましたとおり、早割といいまして、月に納期内、通常は4月分でありまして5月の末までの保険料の支払いであります、これを4月末にすると若干の割引があると。あるいは、この6カ月、あるいは2年までありますけども、まとめて全納いたしますと一般のものより、最高では1万円以上の割引があると、こういう状況でございます。当市における税の収納につきましては、先ほども御説明させていただきましたけども、納税に対する意識の啓発でありますとか、あるいは納付の利便性等を行いまして、収納率の向上に努めているというところでございまして、現状では納期内納付に対する割引等については考えてないというところでございます。

○19番（御殿谷一彦君） 申しわけない。これは、まだそこまで至っていないということでもいいのか、もしこれに足を踏み出そうとすると、いろんな制度上というか、問題が出てくるというふうに解釈するのか、どちらでしょうか。

○納税課長（中山 仁君） こちらにつきまして、先ほど部長からも答弁ありましたが、まだ終了した時点、昭和57年3月末をもって終了してございます。先ほど部長からもありましたが、まずなぜこの全納制度を行ったかという話になりますと、やはりその時点での納税意識の向上や啓発をするために、まず始めてございます。現状では、やはりそちらの内容につきましては、向上が図られたというような認識を持っておりますので、廃止をしたというような状況でございます。また、制度的な話につきましては、特にございませんで、また条例改正というような話でございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 当初の目的を達成したので、一応矛をおさめたという、そんなような意味合いだというふうに思います。ただ、数字としては決して100%というか、例えば口座振替とコンビニエンスストアで100%全部できましたというわけではないんで、極力口座振替をしていただきたいというお気持ちがあるんでしたら、口座振替をいかにそちらに、口座振替に市民の気持ちを持っていくか、その辺の工夫もぜひともしていただきたいなというふうに思っております。

今回の質問の主題でありますクレジットの活用について、まずはここでお聞きしたいというふうに思っております。

先ほど壇上でも述べました総務省の報告の中で、結構今後の人口減少社会の中で、いろんな問題点をこの報告の中で上げているわけですけども、その大きなたくさんある中のほんの一部ですけども、ICTの活用をして、やっぱり収納を安定的に、また今後の人口減少社会、高齢化社会の中で面倒くさくなく払える、クレジットカードも利用していく。また、今の電子社会の中でクレジットカードの活用も進めるべきではないかという

ふうな報告があります。ちょっと引用させていただきますと、公金納付チャンネル、要は公金納付のいろんな手段の拡大の観点から、電子マネーによる公金納付の制度化を検討したらいかがか。それから、クレジットカードの仕組みの多様化に対応するための見直し、要はクレジットカードでの支払いを進めたらいかがかというふうな報告も、この中であります。

このクレジットカードによって、先ほど口座振替のときに非常に印鑑とか、その辺が面倒くさいというお話がありましたけども、もしおわかりになりましたら、クレジットカードでやる場合に、まず済みません、今クレジットカードで公金、税金が支払える市が近隣でありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○納税課長（中山 仁君） まず、クレジットカードを使って納付ができる自治体ということでございます。

近隣自治体で26市で御説明させていただきます。まず、武蔵野市、日野市。日野市につきましては、終わってございます。昭島市、小平市、西東京市でございます。4市でございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） ちなみに、それぞれ今実施している市の申し込みの方法を見させていただいたんですけども、要は紙でも申し込みます。それから、パソコン上からも申し込めるような形になっているというふうに解釈しておりますが、このときに申し込み方法、非常に簡単になっているのではないかと思います、その辺の御認識、御理解はしていらっしゃいますでしょうか。

○納税課長（中山 仁君） 申し込み自体は、確かに御殿谷議員がおっしゃるとおり、すごく簡単な形で申し込みのほうはできます。納税通知書の番号を入力することや、お支払いを希望する御自身のカードの番号等を入力する、そういったことの入力、また支払い回数を入力するというような形で簡単に御自身で手続き自体は簡単にできるという形で認識してございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） そうなんですね。印鑑が違っているんじゃないかとかという心配を全くする必要はないし、それから紙で当然提出する方法もありますけども、あえて市役所だとか、銀行さんのほうに申込書を提出する必要もない、要はパソコン上の画面で申し込みもできるというふうになっております。そうしたときに、このクレジットの収納、今後非常に進んでいくんじゃないか。また、今現在昔はクレジットは単に決済の後ろ倒し機能、多額な現金を持たないという機能が主体だったわけですけども、今現在いろんな形でクレジットカードが使われております。要は、皆さんがお使いになっているPASMOだとか、Suicaの補充決済機能だとか、いろんなことで使っております。それから、いろんな買い物、細かな買い物も含めて使っております。クレジットカードのそのような機能がいろいろ多様化している中で、このような公金の収納にもクレジットを一つ的手段として持ってくるのが、非常に今後市民にとっても便利な手段の一つになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○納税課長（中山 仁君） ただいま御殿谷議員からもおっしゃったとおり、クレジットについてはすごく有効な手段であるということの認識はございます。

以上でございます。

○19番（御殿谷一彦君） 今回いろんな国のほうの報告書の中でも、クレジットを使った納付手段、これも一つの検討課題というか、今後研究した上での報告でございますが、これ一つ的手段として利用していくべきではないかという報告がなされております。決して国が言ったらから、そのとおりというわけではないですけど

も、このように言っているということは、それなりの社会情勢を踏まえて、このような報告書が出ているんだと思います。市としても、このクレジットの活用、これをぜひとも進めていっていただきたいというふうに思っております。

今回の報告書の中で、このようなことも述べられております。行政手続の電子化をめぐる環境は、申請、申告手続を中心に地方自治体でも大きく進展してきたが、公金の収納方法の基盤整備はおくれている。要は、まだまだ昔のままですよということを、ここでは言っております。電子的な手法での収納を可能とする制度改正も求められているのではないかというふうに述べております。東大和市でも、市民が好きな自分にとって一番どれがやりやすいかという手段が、納税手段が選べるように、今幾つかもうやっていただいておりますが、それだけではなくて、ほかにも手段があるんだったら、それも一つの窓口として解放してあげるのも手ではないかと思っております。さまざまな納税手段の提供を行いながら、さらなる収納率向上を進めていっていただきたいというふうに思っております。大きな1番の再質問については、以上で終了させていただきます。

次に、大きな2番として上げさせていただきました公会計制度の見直しについて、再質問させていただきます。

今回今後の新地方会計推進に関する研究会報告というものが出されたわけですが、このところで先ほどもおっしゃってございましたけども、この中で課題というか、3点大きな課題が述べられているというふうに言われましたが、ここをもう一度ちょっと述べていただきたいと思っております。お願いいたします。

○財政課長（川口 荘一君） 国におきましては、今後の新地方公会計の推進に関しまして、研究をしてきたわけですけれども、本年の4月30日に総務省のほうから公表された研究会報告書の内容でございますが、大きな取り組み項目といたしまして3つございます。市長からの答弁と重なりますが、1つ目といたしましては、統一的新基準による財務書類等の作成。2つ目といたしまして、固定資産台帳の整備。3つ目といたしましては、発生主義・複式簿記の導入ということでございます。

この3つの取り組みが必要となる背景でございますけれども、1つ目の統一基準の財務処理ということでございますが、現在各地方公共団体で財務書類等の整備が進められておりますけれども、現状におきましては、国が示しました総務省の基準モデル、また改訂モデル、そのほかでは東京都方式、また独自の方式をとっている自治体もございます。このようなことから、団体間での比較の可能性といった面で課題がございまして、統一的新基準による作成が必要とされていた点がございます。

2つ目の固定資産台帳の整備でございますけれども、現在各地方公共団体で作成している財務諸表につきましては、多くの団体が当市と同様に総務省方式の改訂モデルを採用しております。このモデルにつきましては、決算統計データを活用した簡便な作成方法ということになりますので、固定資産台帳の整備が進んでないような状況においては、貸借対照表の固定資産計上額の内容に正確に捉えてないといった課題が挙げられておりました。

3つ目の発生主義・複式簿記の導入でございますけれども、発生主義の複式仕分けによらない場合、この場合の財務処理に関しては、やはり内容の正確性であったり、検証性といったものが低くなっていくというふうに言われております。また、人件費や減価償却費などを含めた事業別、施設別でのコスト、その分析を行う場合には、やはり発生主義による複式簿記の導入というのが必要であるというふうに言われていたということ踏まえての取り組み項目ということでございます。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 具体的に解説していただきまして、本当にありがとうございます。そのとおりなんです。もう、そのとおりこの後市の取り組みを進めていただければ、もう私のほうとしては、これ以上何も言うことはないというところですけども、ただもう少し確認はさせていただきます。

この後4月の末の後なんですけども、5月23日に今後の地方会計の整備促進についてというのが、これが各市区町村宛てに新藤総務大臣から出ているかと思いますが、これお読みになりましたでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 本年の5月23日付であります。今御殿谷議員がおっしゃられたとおり、総務大臣名で各地方公共団体に今後の地方公会計の整備促進についてということで通知がございました。この内容につきましては、先ほど申し上げました4月30日付で公表になった国における研究会報告書の内容を踏まえた通知ということで認識しております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） そこでも述べられておりますが、この中で今公会計制度の課題、それから今後こういうスケジュールで行きますよということが、この報告の中にも述べられておりますが、これをもう一度ちょっと確認させていただきたいんですけども、課題と今後のスケジュール、もし把握されているようでしたら、お願いいたします。

○財政課長（川口荘一君） 今後新たな地方公会計を進めるに当たっての課題というところでございますけれども、現在固定資産台帳の整備が進んでない自治体が数多くございます。その要因といたしましては、やはり導入コストがかかるということで、課題が一つあるというふうな認識でおります。この5月23日付の総務大臣通知では、固定資産台帳の整備を進めるに当たっては、やはり地方公共団体、どの公共団体も使用できるシステムの整備が不可欠ではないかということで、国の認識が示されておまして、事務負担であったり、経費負担に対しての国の配慮、これが必要であるというようなことが述べられております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 私のほうからも、この中で要は今例えば先ほどもおっしゃったとおり、総務省方式の改訂モデルが今各自治体においては大多数を占めているわけですけども、ただそれにおいても本格的な複式簿記を導入していないことから、ちょっと報告書から引用させていただきます。

本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができていないのではないかと。また、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないのではないかとといった課題があるというふうにも述べられております。さらに、ここがスケジュールとして提示されているのが、先ほども御報告ありましたけども、この平成27年1月までに、要はことし終わって来年1月までには、具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から29年度までの3年間で、要は3年間全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定でありますということ、要はこの3年で29年までに約1,700ぐらいの地方自治体があるんですかね、その地方自治体が皆さんが統一的な基準による財務書類をつくるようにしていきますよ。そのためにも、国も何とかやっていきますよということが、ここで述べられているのではないかと思います。

今課長さんが述べられておりましたICTも、ここで述べられているのが、こうした財務書類等を作成するために、各地方公共団体において、ICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、その事務負担や経費負担に配慮する必要があると認識しておりますということで、続いてシステム整備の重複投資を回避するため、地方公共団体共通のシステムを一括構築することも重要な課題でありますということで述べられております。

私も、これ蛇足ですけども、機会ある国会議員さんとお話しさせていただくときも、この辺が地方公共団体で新公会計制度を導入するときの一つの大きなネックになっていますよと。このシステム、うちみたいな8万5,000人の規模のところでは個別につくるなんていうのは、とても無理な話ですよということで、国のほうとしてしっかりサポートするには、私自身も絶えず述べさせていただいております。

このような課題と、このようなスケジュール感の中で今進められようとしているわけでございますが、ちょっとさかのぼって、今最終的に今回の発生主義、それから複式簿記、それから固定資産台帳をつくった形での新公会計制度を進めていくということになると思います。いろいろ細かい点はありますけども、その中でちょっと今見直しておかなきゃいけないのが、現在の財務諸表4表、これのしっかりどんなものなのかということのを把握しておかなければ、新しいものがなぜ必要なのかということがわからないのではないかと思います。その上で、今の先ほども市長のほうからもお話がありましたけども、財務諸表4表、これのまずは済みません、作成時期、どのようなスケジュール感で、この財務諸表4表がつけられているのか、もう一度教えてください。

○財政課長（川口荘一君） 現在作成しております財務諸表4表の作成スケジュールでございますけれども、繰り返しになりますけれども、当市におきましては、現在総務省方式改訂モデルということで、決算統計の数値をベースにしております。したがって、作成時期については、決算統計数値が確定した後ということになりますので、例年で申し上げますと10月ごろから、この作成事務を開始して、現在では作成期間としておおむね8カ月程度、またその後特別会計や一部事務組合との連結の財務書類の作成ということもございますので、公表に当たりましては、1年を超えるような状況もございます。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） そうなんですね。例えば23年決算を見たときに、この23年度決算は24年3月で一旦帳簿上は締められると思いますが、これが認定されるのが24年9月、そこから作業が始まりますと、この24年9月に認定された財務諸表4表、これが出てくるのが25年になります。25年の何月ごろになりますか。

○財政課長（川口荘一君） 23年度決算に基づく財務4表の公表時期でございますけれども、例年翌々年の10月ごろに公表を行っているというのが現状でございます。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） この点に関して、私もかねてもちよこっとお話しさせていただいたことがあるんですけども、申しわけないけど、いかにも遅いと言いがたいですね。普通やっぱり3月決算は6月には決算書類が全部整って、うちも9月の決算まで間に合わせてますよと言っているのかもしれませんが、やはり財務諸表のような形、貸借対照表とか、そういう計算書、キャッシュフロー、その他の形で、しっかりその年のうちに、数カ月、3カ月、半年ぐらいのうちに整えていただくのが本来ではないかというふうに思っております。そういう意味でも、新しい制度を私としては期待していきたいなというふうに思っております。

ちょっと話を戻しますが、今の固定資産台帳、これの整備が必要だということで、3つの課題の中で述べられております。統一基準と固定資産台帳と、それから発生主義・複式簿記ということで述べられているわけですけども、今の固定資産台帳が一応固定資産の帳簿というか、そんな形ではつくられているように、かねてから聞いてはいるんですけども、この固定資産台帳、本来の固定資産台帳がつけられるべく、この準備を進めていかなければいけないと思いますが、今のところは、まだこの辺まだ手がついてないということでよろしいのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 固定資産台帳でございますが、そういったものは市のほうでは、まだできておりま

せん。今あるのは、あくまで公有財産台帳で管理台帳でございます。公有財産台帳につきましては、道路ですとか、河川などは外れております。それぞれ道路台帳といった管理台帳を持っておりまして、そちらのほうで管理をしているということで、固定資産を全体的に台帳として整備されているものは、現在市にはございません。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 済みません、固定資産台帳を今なかなか手がつけられない、いろいろあると思うんです。その何か理由、ただ単に頭数が足りないとか、人手が足りないというのは、それはそれで一つの理由なんでしょうけども、何かいろいろと理由があると思いますが、その辺おわかりになりましたら教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 今申しました市の公有財産台帳と固定資産台帳は大分違うものでございます。大きく3つほど差異があるというふうに言われています。

一つは、対象資産の範囲でございます。これは、公有財産台帳は先ほど申しましたとおり、土地、建物の管理センターのものでございますので、道路や河川などは台帳から外れていると。固定資産台帳は、これらも含めて全体を網羅していくということがあります。

あと2点目は、保持情報の範囲でございますね。固定資産台帳の場合は、主眼は金額情報が主眼になっております。しかし、公有財産台帳は先ほど申しましたように、管理を主眼としているため、金額情報について現況が必ずしも反映されておられません。例えば減価償却計算に必要な耐用年数、残存価値等は記載されていないという状況でございます。

あと3点目が、これ付随費用の計上でございます。会計には付随費用という概念があつて、それは資産の取得価格に、その資産を取得するために直接要した金額が含まれるというものが入ってくるんですが、公の会計には、この付随費用という概念が存在しておりませんで、そもそも公有財産台帳にも金額は設定されておられません。これらを全て網羅させないと、固定資産台帳はできませんので、そのためにはやはりそれなりの費用と人手と時間がかかるということが、一応今大きな課題というふうに思っています。

○19番（御殿谷一彦君） それで、今固定資産台帳そのものはできない。要は減価償却そのものもなかなか把握できない、それはそれで今までのやり方ですからしょうがないというか、そういう流れになっているわけですけども、今財務諸表4表を見たときに、行政コスト計算書の中に取得費とか、その一覧の中に減価償却費という項目が入っております。この減価償却費が、この中で数字と上がっているわけですけども、これはどのような捉え方で計上された減価償却費なんですか。

○財政課長（川口荘一君） 現在市で作成しております行政コスト計算書、この計算書における減価償却費の算出方法でございますけれども、決算統計数値を活用して貸借対照表に、まず固定資産の内容を計上しますので、その計上された固定資産に応じて、国が示します耐用年数等に基づきまして算出しております。実務的には、国から送付されましたワークシートに決算統計の数値を入力しまして、そのワークシートの計算式によりまして、その年度の減価償却費の金額が算出されるといった内容でございます。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 大まかに言うと、市が持っている資産台帳というんですかね、固定資産というのか、何ていうのか、ストック台帳みたいなのがあつて、そこからただ単純に国がつくってくれている公式で導き出されているというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 現在の市が算出している減価償却費は、先ほど総務部長のほうから答弁がありまし

た公有財産台帳ですか、そういった資産に基づいたものではなくて、あくまでも決算統計において数値としてあらわれてきたものをベースとしておりますので、実際の固定資産の額とは異なる点もあろうかと思えます。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） ちょっと、この辺をお聞きしたかったもう一つの理由が、前回は質問させていただきましたけども、地方公営企業会計のほうを今一生懸命しっかりやれということで、もう26年から始めろということで来てはいるわけですけども、この中で当然ながら公営企業のほうも、それなりの会計処理をしなきゃいけないということで、その中で要は今まで減価償却という考え方をみなし償却というふうに、ちょっと私がスタディーした中では呼んでおるようでございますが、例えば病院、100の建物を建てたときに、その100のうち50が国の補助、都の補助でつくられた場合に、償却は残り50の分の償却を考えればいいんだよというようなことをしていたと。それを、今回の新しい公営企業会計の中では、それは100は100でちゃんと減価償却しなきゃいけないんだよというようなことを、今回の公営企業会計の修正の中で触れられているわけですけども、この辺は今の一般会計の減価償却、この減価償却は全く違うということで、特に一般会計の中で補助費だから費用として見ないとかという形のとり方をとっているんでしょうか。その辺をちょっとお聞かせ願います。

○財政課長（川口荘一君） 現在市で作成しています一般会計、普通会計と呼ばさせていただきますけれども、そちらのほうの財務書類とみなし償却制度の関係でございますけれども、みなし償却制度は地方公営企業、そちらのほうの会計処理で適用するというところで理解をしております。現在作成しております市の財務諸表の減価償却の算出については、みなし償却制度の導入というのはされておられません。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） わかりました。そこまで複雑にいじってはいないということ、ちょっと認識させていただきました。

ともあれ、ここで行政コスト計算書における減価償却費そのものも本当の減価償却費というか、単に資産価値が100あるものの、それを20年、50年でしっかり減価償却していくとか、そういう形の考え方ではないというふうに一応ちょっと、そこまで厳密ではないというふうに捉えさせていただいてよろしいわけですね、そうしますと。

○財政課長（川口荘一君） 現在の減価償却費ですけども、市の現在の現金主義による会計処理では減価償却費そのものは全く目に見えてこないというところです。この総務省方式改訂モデルでも、採用することによってベースとなる資産の額は決算統計数値ですけども、減価償却というような処理を行うことによって、それが明らかになってきたというのが一つの効果であったというふうに認識しております。実際の固定資産評価額に基づいて、減価償却そのものは行っておりませんので、そういった点ではやはり若干正確性というところでは、欠ける部分はあるかなと思っております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 固定資産台帳をつくるのが、今の現状ではいろいろ制度もできていないので難しいというお話もありますし、それから取得費というか、建設費とか、そういうところもなかなか把握できていないというところもあって、細かい数字が把握できないということで難しいところがあるのかと思いますが、どっちにしても要は今後公共施設をいろんな強靱化計画とか、いろいろ出ていますけども、そういう中で整備していく。また、公会計制度をしっかりと新しい29年までに、しっかりとしたものをつくっていくという、そういう中で固定資産台帳の整備というのは、もう必須なわけですよ、結局。どんなことがあっても、これはつくら

ないといけない。要は会計システムそのもの、それから固定資産台帳をつくるシステムそのものは国のほうで、またはどこかで多摩広域でやるか、国でやるかわかりませんが、そちらのほうから提供はされてくると思いますが、ただうちの固定資産がどういうもので、それがどういう形でつくられたのか、また耐用年数がどれだけなのかということは、今でもこれは必要ではないか、今でもつくることが必要ではないかというふうに思うわけです。

ちょっと先ほども述べさせていただきましたけども、公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進についてという、これも4月22日に総務大臣から出ているものでございますが、この中にも要は今後このところ、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実施することが今後必要になってきますというふうに書いてあります。この国土強靱化計画、ナショナル・レジデンスなんていうことを言っておりますが、これを進めるためにも、こうした国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定に取り組むように、特段の配慮をお願いしますという通知があるわけです。

これは、要はしっかり各自治体さん、公共施設に関して、しっかり把握してくださいよ。固定資産台帳もしっかりつくって、それでいつこの建物が、この施設が幾らかかって、幾らの減価償却がもうかかっている、それで今後これを建て直すとしたら、どれだけかかるかというようなことも、しっかりわかるようにしてくれということだというふうに思います。

もう一つ言えば、実は維持、管理のために、どれだけかかるかということも新公会計の中ではわかるようになっていくわけですが、そういうことを考えたときに、この固定資産台帳の整備ということを目玉に進める、これがどうしても必要になってくるのではないかと思います、お考えをお聞かせください。

○**企画財政部長（並木俊則君）** 今御殿谷議員がおっしゃるように、固定資産台帳の整備ということは、大きく2つの面から導入について迫られているという状況があります。先ほどからお話が出ておりますように、国からの要請でもあります公会計制度の導入、これに伴いまして、固定資産台帳の整備は必ず必要の部類になってきます。

それと、もう一つは今おっしゃられました、これも国からの要請もございましたけれど、公共施設等の総合管理計画、こちらのほうの策定も要請がございました。この2つの面から、両方ともにかかる部分が固定資産台帳の整備ということになります。現在公共施設等のあり方につきましては、既に内部の検討委員会を設けまして、今後公共施設等の白書をまず策定をし、その後公共施設等のマネジメント計画を策定するというような段取りに今考えてございまして、市のこちらのほうのマネジメント計画と、あと国から要請されております公共施設等の総合管理計画、こちらのほうを整合性を持たせた中でつくっていくという考えになりつつございます。

そういう面からも、この固定資産台帳の整備については、かなりうちの市だけではなくて、全国的に大きな課題というふうに認識してございまして、策定の時期は今後いろいろな進め方によりまして、システムの課題もございまして、私どもの職員の人員の問題、あるいは専門性の問題も出てまいりますので、そういったものを全て総合的にいろいろな角度から精査した中で、策定の時期等を見きわめていきたいというのが現状でございます。

以上でございます。

○**議長（尾崎信夫君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

---

午後 3時43分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（御殿谷一彦君） それでは、最後のほうになってきますが、発生主義・複式簿記の導入、こちらのほうについて、ちょっと再質問させていただきます。

私の認識で間違いなければということで御確認をさせていただきたいと思うんですけども、発生主義・複式簿記を導入することによって、今まで例えば23年決算の財務諸表4表が25年の秋ごろにならないと出ないという、今の状況がこの新しい方式を導入することによって、例えば23年決算は24年3月締められて、多分24年の6月、9月までには、財務諸表4表が出されるような形になるというふうに私は期待しておりますが、このような認識でよろしいのでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 発生主義・複式簿記を導入した場合の財務諸表の作成時期でございますけれども、この複式簿記を導入した場合は、日々仕分けの作業をやっていきますので、現在のように出納整理が終わって1年かかっておりますけれども、発生主義による複式簿記の導入によりまして、日々の仕分けということで出納整理終了後の決算においては、推測的になりますけれども、早い時期に財務諸表の作成が可能になると考えております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） もう一つ、固定資産台帳をつくった上で、これらの新しい方式を導入した場合に、要は今皆さんがいろいろ苦勞なされて、私どもも苦勞しています事業別の評価、それから例えば施設別の評価、例えば体育館なら体育館の費用と、それからそこから求められる収益と、費用もただ単に利用料と話じゃなくて減価償却その他全部を含めた上での費用ということですけども、そういうことを鑑みて、それぞれの事業別とか、施設別のそういう健全性というか、うまく経営されているなということがしっかり把握できるようになるのではないかとこのように私は期待しますが、その期待は間違っているのでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） はい、複式簿記の導入によります事業別、施設別の分析等についてでございますけれども、やはり複式簿記を導入することによりまして、それぞれの事業、また施設における減価償却費、そして人件費を含めましたフルコストの情報が把握可能になってまいりますので、そういった点では事業の評価等を行う場合におきましても、より詳細な分析が可能となり、将来的にもその事業のあり方の検討や施設のあり方の検討において、有効な分析資料になってくるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） もう一つついでなんですけども、今現状動いている現状の施設に対しての分析、当然それはできます。と同時に、今後動かすべき今後のものに対しても、こういう考え方を取り入れていけば、これに関して減価償却どれだけかかるんだよ、費用はこれだけかかるんだよ、市でこれだけあるんだよということが、今よりもっとわかるようになるという認識でよろしいですね。

○財政課長（川口荘一君） はい、発生主義・複式簿記の導入によりまして、まず大きなメリットと申しますか、現在不足していることに対する改善になるかと思っておりますけれども、減価償却費といったコスト、将来のコストの把握が一番重要になってくるかと思っております。それぞれの施設が当然減価償却されて、ある一定の時期に施設であれば更新の時期を迎えると、そういったことが将来的に明らかになってまいりますので、その施設の更新が重なるような場合は、財政的に非常に負担になる年度というような認識も可能になってまいりますので、そう

いった点で発生主義・複式簿記、また減価償却の把握、また固定資産の適正な管理というのは、非常に重要なというふうに考えております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 本日に今国も動いております。それから、私どもも前向きに取り組んでいたいと思っております。本当に、この新しい会計制度、これが決して万能薬ではございませんが、一つの大きな手段、大きな薬となっていく、要は役に立っていく手段だというふうに考えております。ぜひとも、前向きに進めていただきたいと思っております。

それから、先ほど市長の御回答の中で、それぞれ担当の部署の職員の方が研究会等に参加しているというふうにお話がありましたが、もしもおわかりになりましたら、研究会に参加された方の御感想というか、どのように御報告を聞いておられるのか、お聞きしたいと思います。

○財政課長（川口荘一君） 現在本市におきましては、東京都の会計管理局が主催する東京都会計制度改革研究会、こちらのほうに職員のほうがさまざまな公会計の課題等について学んでいるところでございます。直接私はその会には済みません、参加しておりませんので、担当職員の報告ということで御理解いただきたいと思うんですけれども、やはりそういった研究会に参加することによりまして、先進市の事例を学ぶということで、本市との取り組みの差といいますか、そうしたことが認識できているのかなというところです。

また、先進市の職員と人事交流ではないんですけれども、人脈づくり、こういったものが可能になってまいりますので、今後の国が要請してきます公会計の取り組みにおいても、こういった人脈も一つの有効な成果であったのではないかとというふうに私は感じております。

以上です。

○19番（御殿谷一彦君） 決して職員さんに任せるだけじゃなくて、課長、部長さんも、よろしくお願ひしたいと思っております。

部長も研修に行つて全然構わないと、私が人事にどうこう言う話じゃないですけども——と思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ともかく、自治体が発生主義・複式簿記を導入する狙いは、費用、収益を現金の出入りだけで認識する現在の現金主義会計では見えにくいコスト、ストック、これらを把握しやすくすることで、財政運営の制度を高めるとともに、住民や議会への説明責任を果たせるようにすることにあると思っております。

また、固定資産台帳の整備も今人口減少が進む中で更新時期を迎える数々の公共施設などの管理、またはいろんな施策の説明に必須です。施設の建設、運営においても、稼働率や施設維持にかかる費用データ、減価償却費等から年々変化する資産管理の把握を行つて、市民に示し皆で議論ができるようにすべきです。今後急速に進められる新公会計の、この制度の準備を着実に進めることを要望いたします。先ほど27年から29年の3年間で進めるというふうに国のほうの方針もありましたが、いろんな条件はあると思っておりますが、本市が先駆けとして、これらの制度を導入できるように、使えるような施策を進めていっていただきたいと要望して、私の質問を終了いたします。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、御殿谷一彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 和 地 仁 美 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、7番、和地仁美議員を指名いたします。

○7番(和地仁美君) 議席番号7番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、新学校給食センター建設についてです。

昨年度、基本設計が完成した新学校給食センター建設について、3月には近隣住民を対象に説明会が開催されたところですが、今後の進め方などについて、不明な点、また説明会では回答が保留されていた点などがありましたので、質問させていただきたいと思っております。

①として、先日開催された市民説明会で出された要望について。

ア、どのような要望が出たのか。

イ、その要望に対して、どのような対処をするのか。

②として、発注者である市の責任について。

ア、請負業者の受注者としての責任と発注者である市の責任について、どのように認識しているのか。

③として、今後のスケジュールと進め方について、市民説明会での答弁では未定となっていた部分がほとんどでしたが、本年度の事業のスケジュールから考えた場合、既に決定すべき部分もあると思われるため、アとして、入札の方法の決定に関する考え方などについて、お尋ねしたいと思います。

2つ目の項目は、市の組織マネジメントと人材マネジメントについてです。

地方公務員数が多いという声は、ここ長らく全国的に出ているところですが、1975年から当時の自治省行政局が始めた地方公共団体定員管理調査では、調査対象となる地方公務員の総数は1994年、平成6年にピークの328万2,492名を記録した後、減少に転じているのが現実です。定数削減の施策は、1981年に発足した第2次臨時行政改革審議会の提言による国鉄や電電公社、専売公社の民営化を最大の柱とする民営化改革に合わせて、1984年に行政改革の推進に関する当面の実施方針について、閣議決定されたことが発端で、翌年の1月には事務次官通知、地方公共団体における行政改革推進の方針、地方行革大綱の策定についてが示され、定員適正化計画の策定と実施が求められることとなったことから続いております。

一方国の財政再建と地方分権改革の進展もあって、地方への権限移譲や新しく地方自治体の仕事として付加される事務事業はふえているのが現状で、地方自治体が直面する処遇困難件数は複雑化し、縦割り行政を超えた創意ある取り組みが求められています。ゆえに、求められる公共サービスは量的に拡大し、公共サービスの担い手は質的、技術的なスキルアップが求められており、今後ますます自治体職員のスキル、またそれを最大限に発揮できる組織、職員のモチベーションを維持する仕組みや評価などが、自治体の発展に大きく影響すると考えられます。

一方で、さきに述べた地方公共団体定員管理調査の対象の職員は、普通会計と公営企業会計などに属する常勤の一般職と常勤の教育長、再任用職員、任期つき職員と研究員、育児休業に対応する任期つき職員が含まれるのみで、地方公務員法3条3項3号、17条、22条などのいわゆる嘱託職員、非常勤職員、臨時職員などは含まれていません。そのためか、全国的にこれら臨時職員などの非正規の地方公務員が急速にふえており、このことが地方自治体の責任ある公共サービスの提供の実現を困難にしているという見方もされています。

東大和市も同じような状況に置かれている一自治体であることは間違いなく、今後市の発展を長期的に見た場合、市の職員個々のスキルアップはもとより、その個が組織という集団になったときに、掛け算のような力を発揮できるように実情や将来に合わせた戦略的な取り組みが必要だと考えます。なぜなら、その結果、市の職員もやりがいを感じながら業務に当たることができ、その行政サービスを受ける市民からの東大和市に住ん

でいてよかったという声を集めることにつながるからです。

そこで、以下の項目を中心に市の組織マネジメントと人材マネジメントについて、お尋ねします。

①として、今述べたように地方分権が進むことに加え、本市には個別大型事業もあり、時代の変化により行政の事務事業は変化していることを踏まえ、ア、東大和市職員定数条例で定められた定数の根拠は。

イ、東大和市職員定数条例で定数を定めたとき、現在の事務量に違いはあるかどうか。

ウ、現在の事務量にふさわしい定数は把握しているかどうか。

②として、正職員以外の活用についての現状と課題は。

③として、持続可能な行財政運営を行っていく上での組織戦略についての考え方と課題と、それに対する対処について。

④として、行政ニーズや役割が変化している現状に必要な人材を育成するための取り組みには、どのようなものがあるかについて教えてください。

以上、この場におきましての質問は、ここまでで終了とさせていただきます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〔7 番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新学校給食センター建設に係る市民説明会で出された要望と、その対処についてであります。新学校給食センター建設工事における基本設計の内容について、周辺住民や利用団体の方々を含め、市民の皆様は理解していただくために、平成26年3月に市民説明会を行いました。当日の要望としては、周辺環境に関するものが多くございました。市では、その内容を真摯に受けとめ、実施設計の中で検討してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、発注者である市の責任についてであります。受注者である設計業者には東大和市学校給食基本計画を理解し、衛生管理基準や建築基準法などの関係法令を遵守し設計をまとめ、適正な工事費の積算を行う責任があると認識しております。市は学校給食業務の主体として、受注者の業務の履行を指導、監督する責任があると認識しております。

次に、入札の方法の決定に関する考え方についてであります。市民説明会の時点では確定しておりませんでした実施設計につきましては、ここで随意契約により基本設計と同じ業者に委託することといたしました。工事に関する入札方法につきましては、今後検討を行ってまいります。

次に、東大和市職員定数条例で定められております定数の根拠についてであります。各担当業務に必要な人数を積み上げて定員を決定しているところであります。

なお、定数条例における定数は職員数の限度を示しているものでありますことから、実際の定員よりも上回った数字となっております。

次に、東大和市職員定数条例で定数を定めたとき、現在の事務量の違いについてであります。現在の職員定数条例は平成19年第4回市議会定例会で一部改正の議決をいただき、平成20年4月1日から職員定数を500人として施行しているものであります。平成20年4月1日付で各課の定員を積み上げた総数は491人でありました。平成26年4月1日付では、定員476人となっておりますことから、15人減少しているところであります。これは主に、施設への指定管理者制度の導入や民間委託等により減少したものであります。一方で国における新しい制度の創設、地方分権の推進、行政課題の解決などに対応するため、業務量が増加している職場

があるものと認識しております。

次に、現在の事務量にふさわしい定数の把握についてであります。毎年各課の管理職から組織及び定員に関する聞き取り調査を行いまして、業務に必要な人数を把握し、その数量を積み上げて定員を決定しております。

次に、正規職員以外の活用の状況と課題についてであります。正規職員以外の職員としましては、臨時職員、嘱託員、それに平成26年4月から制度を取り入れました再任用職員がおります。臨時職員は産休・育休代替対応や繁忙期への対応等で、嘱託員は専門的な知識、資格を必要とする職務へ配置しております。再任用職員については、退職者が有する知識、経験、資格を生かした職務に従事しております。市の仕事が複雑化、高度化していく一方、正規職員をふやすことは困難な状況にあります。それぞれの雇用形態を考慮した適切な配置を行っていく必要があるものと考えております。

次に、行財政運営を行っていく上での組織戦略についての考え方と課題と、それに対する対処についてであります。国における新しい制度の創設、地方分権の推進、行政課題の解決などにつきましては、組織の見直しや職員の配置などにより対応しているところであります。また、庁内の複数の課に係る業務を進める場合には、庁内で検討委員会等を設置して、情報の共有をし、問題点を把握した上で業務を進めております。

次に、行政ニーズや役割の変化に対応できる職員の育成についてであります。平成20年4月に策定した人材育成基本方針では、職員研修制度、人事管理制度、職場環境の3つの視点から、人材育成を推進することとしております。これに加えまして、平成25年1月策定の人材育成実行プランでは、次代を担う職員を育成する仕組みとして、すぐれた人材の確保、自己指導型人事制度、メンター制度の導入等により、特に若い職員の育成を図っております。平成26年度からは、人事評価制度に基づく査定昇給を導入し、評価に応じた昇給の仕組みを取り入れております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 新学校給食センター建設に係る市民説明会で出された要望についてであります。周辺環境への要望が多くありました。例えば交通に関するものとして、市道2号線と市道第1491号線との交差点に警備員を置いてほしい。あるいは、新学校給食センター出入りに車の進入時の安全対策として、警告灯などを設置してほしいといったものがございました。また、においに関するものとして、臭気を取る機器がどういうものか教えてほしいといったものがありました。さらに、騒音に関するものとして、屋上に設置する室外機置き場に防音フェンスを設置してほしいといったものがございました。そのほかでは、給食の安全性には十分配慮し、安全性の確保を願うという要望等をいただきました。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) 御答弁ありがとうございました。

では、1つ目の学校給食センターから再質問させていただきたいと思っております。

初めに私、新学校給食センターの建設関連の質問をさせていただくのは、今回で3度目になるんですけども、基本的なスタンスとしては安心で安全で、なおかつ食育にもいい影響のある学校給食を一日でも早く子供たちに提供していただきたいという気持ちはございますので、そのところを改めて発言させていただきたいと思っております。

先ほど、市民説明会で出た要望について、車の出入りの警告灯、あと臭気のこと、あとは騒音、室外機が主

だったと思うんですけども、騒音に関するものなどの施設設備関係に関する要望を幾つか出ていたと思うんですけども、それらについては対応はどうするのか。それは取り入れてとか、これは取り入れないでというような、その判断をする基準みたいなものはありますか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 説明会でさまざまな御意見、御要望をいただきました。その際の一定の対応する際の判断の基準でございますが、まずは市ができることなのかどうか。あるいは、関係者、関係機関に御協力いただくものなのかどうか。また、物理的といいますか、技術的に対応ができるものなのかどうか。また、できるとしても金額がかかるものなのか、かからないのか、かかるとした場合に、その後もいつまで終わるのか、維持、管理といいますか、そういうものがずっとかかるものなのか、そういうことを含めて、総合的に判断して対応していくという姿勢でございます。

あと細かい点につきましては、給食課長のほうから御説明いたします。

○**給食課長（梶川義夫君）** それでは、改めまして、3月に行われました市民説明会の中で設備関係ということていただいた御要望に対して、対処について、お答えさせていただきます。

まず、車の出入りに関するものとして、給食センターの出入り口付近に回転したり、音の出るような警告灯を設置してほしいという要望をいただきました。これにつきましては、今後実施設計の中で検討させていただきます。

次に、給食センターに出入りする食品納入業者や、あるいは給食の配送車、こういった方々に給食センターへ通る道を指導してほしいという要望をいただきました。これについては、指導できるとしております。

次に、給食センターに接します市道2号線、それから1491号線等、交通安全が交通の事故等が心配だということで、ぜひこの現場を見てほしい。また、警察との調整を持ってもらいたいという要望をいただきました。現場につきましては、5月9日に朝の時間帯、給食課のほうで現場の確認をとっております。また、警察署につきましては、一度基本設計の段階で警察と調整を行いまして、出入り口等の位置の確認をしておりますが、今後また再度警察とも調整する機会もあると思っております。

次に、市道2号線と市道1491号線の角に交通安全上ということで警備員を置いてほしいという御要望をいただいております。こちらにつきましては、給食センターの工事期間中につきましては、警備員を設置するという考えでありますが、稼働後につきましては、必要な時期に必要な調整を行ってまいりたいと考えております。

次に、においに関する御要望として、臭気を取る機械は何を使用するのか、メーカーや型番を教えてくださいというような御要望をいただいております。これにつきましては、場外施設につきましては、脱臭装置を置く計画でございます。こういった設備にするのかということは、今後実施設計の中で検討してまいります。

最後でございますが、騒音に関するものとして、室外機の置き場が屋上で北側になっているということで、目隠しフェンスではなく防音用のフェンスを設置してはどうかという要望をいただいております。これにつきましては、室外機等につきましては、低騒音型の機器を使用したいと考えております。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** 対応できるもの、できないもの、いろいろある種々今御説明いただいたんですけども、一番気になるのは、あそこが小学生の通学路でということ、今回給食センター側に歩道をつけてくださるということが、逆に子供が歩道を通ることによって、納品車が朝が忙しい時間と通学時間が重なると、事故につながるんじゃないかというような御要望、心配されていたお話も出ていたと思うので、そういう1回におい

のこととか、騒音のものは設備をつけたら、もうそれで一応一定の解決というのはあると思うんですけども、日々の運営の中での危険性のはらんでいるものという部分については、よく交通量であったり、時間帯というものを調査していただいて、子供たちのための給食センターで子供が交通事故というようなことにならないように、ぜひ対応いただきたいというふうに思っております。

私も2回目の市民説明会に参加させていただいたんですけども、その中で学校給食衛生管理基準に関する質問が幾つか出ていたと思います。いくつか出ていたときの答弁者というか、市側の担当、説明されていた方たちが慌てるというか、その場で明確な回答がすばつと言えるような状況ではなかったもので、改めてここで確認させていただきたんですけども、今回の給食センターについては、一番の売りというか、今現状問題になっていることを解決できるという点で、汚染作業区域と非汚染作業区域をきっちり分けをしたということが、一つの大きな前進になるということ、再三説明会でも御説明されていたんですけども、当日市民に配布された平面図、設計図がありまして、それが汚染作業区域と非汚染作業区域を色分けして、全部こういうふうになっているんですよと、一目瞭然でわかるようなカラーの資料を配布されていたと思うんですけども、1点非汚染作業区域を通過して汚染作業区域に入るという入り口の配置になっている部分がありまして、その点について、当日市民側のほうから指摘をされていました。それに対して、市側のほうでは把握をしていなかったような状況に見えまして、当日にはその理由について説明がいただけませんでしたので、再度こちらで御説明をお願いしたいと思います。

○給食課長（梶川義夫君） 2回目の市民説明会でいただいた御質問でございます。

2階部分の新学校給食センターでは、今度炊飯施設を新たに設けるということで、1階の米庫部分から2階の洗米庫室というところにお米を移しまして、そこから2階で炊飯するシステムになっております。2回目の説明会当日は、この洗米庫室、お米を洗う場所ですが、ここが汚染区域でございました。それから、その汚染区域である洗米庫室に入るには、その先にあります非汚染区域である炊飯室、ここを通過して洗米庫室に入るというような経路になっておりまして、そういった説明をさせていただきました。この汚染区域である洗米庫室は、1階の米庫から自動でお米を送りまして、洗米庫室も全てオートメーションで自動でお米を洗いまして、炊飯室までこれまたお米を送り出すということで、洗米庫室は通常調理員は入らないエリアでございます。給食のない長期休業中などのときに、メンテナンス用として入るということでございまして、その際には非汚染区域である炊飯室から汚染区域である洗米庫室に入ると、これは給食をつくっている期間ではございませんので、衛生的には全く問題ない状況でございます。そういったことで、通常給食調理期間中は汚染区域である洗米庫室は作業として入らないということでございました。私達も当日に向けて図面を確認しておりましたが、十分な説明がわかりにくい部分があったかと思っております。今後そういった説明については、慎重にわかりやすい説明に心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 今の御説明は、答弁は理解しました。

あともう1点、学校給食衛生管理基準ではトイレについては、食品を取り扱う場所及び洗浄室から3メートル以上離れた場所に設けるよう努めることというふうになっておりますが、平面図では3メートル離れていないというトイレもありました。それについて、これは3メートル離れていないんですけども、大丈夫なんですかという質問が出たんですけども、それに対しても、慌てて答弁ができないと、調べておきますというような当日は保留になっていたと思うんですけども、その点についての説明もお願いします。

○給食課長（梶川義夫君） 今の御質問につきましては、1階のトイレ部分につきまして、北側の検収室という汚染区域でございますが、ここの距離が3メートルなかったということでございます。こちらにつきましては、トイレから最も近い検収室という汚染区域でございますが、この検収室の中で、このトイレに一番近い部分というのが、3メートルに入る範囲のところがお米を袋に入れた状態で米庫へ運搬する途中の経路ということもございまして、実際にトイレとその検収室は壁で仕切られております。そういったことから、衛生管理上は全く問題ないものでございます。

また、衛生管理基準上はトイレから食品を取り扱う場所まで、3メートル以内と努めることということでございますので、決して衛生管理基準上は逸脱しているものではございませんし、衛生管理上は問題ないものでございます。先ほどの洗米庫室の入り口とあわせまして、今後説明会の中でいただいた御意見でございますので、参考にさせていただきます。よりよい給食センターとなるよう、また実施計画の中でも考えさせていただきます。と思っております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 今のこの学校給食衛生管理基準に関連することの質問というのは、今後参考にするという種類のものではないと思うんですね。最初市長の御答弁でも、発注者である市側の責任というところを触れていただいていたけれども、設計業者さんも給食センターをほかの自治体で大きなものをつくられた経験があるということで、この衛生管理基準ということは、わかって多分線を引いていらっしやると思います。でも、人のやることですので、どこか抜け落ちるという可能性はゼロではない。それを納品された場合、今、今度は発注者側の給食センターの建設にかかわっている職員の市側が、建設のことはプロではないからわからないとしても、学校給食衛生管理基準を満たしているかどうかというところを、例えば先ほどの入り口であれば、ここから入って、こういうふうに行って、こうなんだなというふうにたどればわかることですし、逆に何でそういうふうになっちゃったんだろうとか、3メートル確保しなきゃいけない、努力義務というふうになっていますけれども、そういうふうにしたほうがいいと言っているものが確保できてない図面が来たときに、それに対して疑問を持って、どうしてそれでいいんだろうかということ、自分たちの中で納得感を持ってから、市民に説明をするというのが私は順番だと思うんですが、市側の責任については、1点は努めることというのは、今回大きな予算をかけて給食センターをつくるんですけれども、努めることという項目がいっぱいあるんですよ、この衛生管理基準。なので、努めることというのはやったほうがいいことには限りがないので、最大限それを確保した給食センターにするように、私は今回市は取り組むべきだと思うんですけれども、それが確保できていないものに関しても、きちんと確認をして努めることということを、逆に全てクリアしないとしたら、それを努力義務を捨てるというか、切り捨てるかどうかというところの基準というか、考え方について教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 新しい給食センターでは、最新の学校給食の衛生管理基準、それに適合した施設とするというのが使命でございます。その中で義務づけられているもの、また努力とされているものがいろいろございますけれども、その中で今のトイレから3メートルという部分は努力ということで、その部分につきましては、一つの判断基準としては民間といいますか、学校給食以外のそういう厨房について、どうなるかというものも参考にしております。やはり、トイレから3メートル離れるということが努力規定ということと、さらに壁により仕切られていると、そういう文言も入っていました。それに対して、学校給食のほうは壁による仕切りというのが文言上はないんですが、そういうものも実務的にあるほうがよいに決まっております。

すので、より安全性を追求するためには、壁で仕切るといふ、実際上仕切ってもございます。

また、努力義務規定全てクリアするというのは、目指すべきところだと思うんです。ただ、実務的に合理的な理由が見つかるころ、あるいは判断ができるものについては、しゃくし定規じゃない部分もあるのかなと思います。ただし、これから実施設計を続けていく中で、よりよい施設にしていくというところで、私ども発注者側も、さらに慎重にチェックをかけていきますので、その中で設計業者のさらなるノウハウとか、他市の事例とか、そういうよい事例なども参考にしながら、よりよいものをつくり上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) やっぱ、この大きな予算で、それで長い間、言ってしまうれば何もなければ40年、50年、わからないですけども、使うことになる施設を市民の方から負託を受けて、お任せしますのでいいものをつくってくださいねという立場だと思うんですね。なので、前回とかも費用のこと、予算のことで質問させていただいていますが、今回基本設計ができてきて、あの場で市民から質問が出たときに、今の御答弁のようなことをささっと言っていたら、任せて安心、全部言っていることは信頼できるという、そういうことだと思うんですね。なので、欲を言えば、これはどうなっていますか、こうなっていますよ、さらにここまで調べてありますというのが本当の安心感というふうになると思っていますので、発注者側の、市側の責任というところを、もう一度再認識というか、強く感じながら事業を進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、今後のことなどについて再質問させていただきますが、市民説明会2回目は3月27日に開催されたと思うんですけども、その際は実施設計の業者選定については未定というふうに回答をされていたと思います。市長答弁では、基本設計と同じ業者にて随意契約を行ったということなんですけれども、3月27日のときは未定、その後に実施設計を基本設計と同じ業者で随意契約を行ったという、その契約日というのはいつになっているのでしょうか。

○給食課長(梶川義夫君) 実施設計の契約日でございます。平成26年5月16日でございます。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) そうしますと、3月27日、ほぼ4月ですよ。契約をしたのが5月16日ということですので、1カ月半で業者選定の方法を随意契約にすると決めて、それから契約というふうになったと思うんですけども、その1カ月半というのは、どういう感じで契約まで進んだのか、そんなに詳細は要らないので概略を教えてください。

○建築課長(中橋 健君) 契約日までの予定でございますが、最初に4月に入りまして、起工を起案いたしまして、決裁終わり次第、今度は契約係のほうに契約の依頼を出します。その後、契約のほうで今度は指名委員会のほうを準備していただきまして、その中で今回随意契約ということをお願いしておりますので、その点を検討していただいて、そこで決まった後に今度は見積もり合わせということで、最終的に5月16日に契約に至ったということです。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) そうしますと、いろいろな手続上のところは指名委員会とか、ダブルチェックのような形で庁内で調整をしていただいて、今回は実際にプロジェクトを進めている皆さんのほうで随意契約という形の希望を出して、チェックしていただいて随意契約になったという理解をしました。では、今後今年度は予算で3,000万円ちょっとですかね、実施設計の予算が入っていると思うんですけども、その後に来るのが工事

に関することだと思うんですけども、工事に関する入札方法については、今後検討していきたいということも市民説明会のほうでは答弁されていました。この点については、工事については建物の工事、今回は非常に厨房機器の割合が多いため、その点と、あとは外構とか、植栽とか、そういった幾つかの区分、工事区分が分けられていくと思うんですけども、それに対して分離発注にするのか、一括請負契約方式にするのかの判断は、どのような基準で決めていかれるのでしょうか。最近のそういった公共工事の関係では、一括請負契約方式に比べて、コストや品質や責任履行の明確化が図られるなどのメリットが分離発注にはあるかどうか、あとはJVをやるかどうか、いろいろとメリット・デメリットという部分はあると思うんですけども、分離にするのか、一括請負方式にするのかというのは、どうやって今後決めていくのか。あとはスケジュール感、ありましたら教えてください。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 新学校給食センターの稼働のスケジュールでいきますと、27年度と28年度にかけて工事を行います。そうしますと、スケジュール感といたしましては、今年度の後半にはその部分を決定していくということでございます。先ほど、市長から御答弁がございましたように、工事に関する入札方法については、現在検討している途中でございますので、まだ今後引き続き検討して、そのスケジュールに乗っていくということでございます。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** 特に市側では、運営については外部委託、直営ではなくて業者さんに運営のほうをお願いするという方向で考えているということは、いろいろなところで示されているんですけども、そうなった場合に厨房設備については、請負業者さんも日々の運営のほうに非常に影響があると思うので、そこが受託するかどうかの一つのポイントになると思うんですが、その厨房設備についてのそういった点については、どのようにして請負業者さんがより多く集まってくれるとか、よい業者さんが請け負ってくれるようになるかというようなポイントについては、どのように考えているか教えてください。

○**給食課長（梶川義夫君）** 確かに、厨房機器につきましては、給食センターの心臓部分ということでございます。どのような厨房機器にするのか、それによりまして民間委託を請け負っていただく調理業務業者のほうに従業員の数ですとか、金額的なものですとか、そういったものを割り出してくる重要なポイントであると思っております。そうしたことも踏まえながら、厨房機器については、この実施計画の中で選定してまいります。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** ぜひ、そのようにしてください。

あと、ほかの自治体で同じような給食センターであったり、大きな公共施設の建設のときの入札の際に、入札の条件として地元の業者さんを下請でも何でもいいんですけど、地元の業者さんを使用することを義務づけて、条件として応札するようにとか、入札の条件としてやっているところがあるんですけども、今回の給食センターの建設についても、ぜひ地元の業者さんがかかわれるところについては、積極的にかかわってもらえるような、そういった進め方というふうにしてもらいたいとは思うんですが、市側は工事の入札について、そのような条件づけをされる予定はあるのでしょうか。

○**総務部長（北田和雄君）** 工事関係の入札方法でございますけども、今一般的な流れとしまして、ある一定規模の金額の工事関係というのは、指名競争入札じゃなくて一般競争入札という流れが大多数でございます。今回追加議案で出します中央公民館のことについても、条件つきでありますけども、一般競争入札を試行的に市でもやっております。ですから、この給食センターについて、本体の大きな部分については、一般競争入札に

なる可能性が高いというふうには考えております。その中で、地元業者でできる業務がどの程度あるのか、地元業者ができる業務については、基本的には地元業者を優先に指名をして発注をしていきたいというふうには考えておりますが、業務内容がまだはっきりしておりませんので、その内容を見た上で地元でできるものについては、地元のほうでできるような指名をしていきたいというふうには今考えているところです。

○7番(和地仁美君) 済みません、私も余り不勉強なので、ちゃんとした表現ができるかわからないんですが、いわゆるJV的に何ていったらいいんでしょう、埼玉県の給食センターの建設の入札、県ではないんですけど、どこかまちはちょっと今忘れちゃったけれども、例えば外構というところを全体を請け負った中の外構は地元の、ここの植木屋さんを使いますよということを、もうそもそも書いて入札をする、そういうやり方がちょっと私は何ていう名前でも正確に言っていかわからないんですが、もちろん給食センターのような、あの大きいものを建てられるような業者が市内に幾つあるのかということだと難しいんですが、全体の中のここの部分は市内のこの業者と一緒にやることを決めて入札していますよみたいな、そういう方式でやっている自治体を見たんですけれども、そのような方法というのは、今決めてないと思うんですけれども、やる可能性もぜひ探っていただきたいというふうに思います。

今後について、今いろいろ聞いてきたんですが、今回の定例会でも補正予算のところ、都のというか、工事費の基準価格のようなところが上がって、学校の雨漏りだとか、ああいうところの補正予算を算定したというのがあったかと思うんですけれども、当初の給食センター建設の予算25億3,000万円、その後いろいろ見直して23億円ぐらいまでというのは、前の一般質問のときで御答弁いただいているんですが、世の中のいろいろなものが上がってきているという状況は、それはもう皆さん御存じのとおりだと思うんですが、25億3,000万円を試算したとき、いろいろなものを積み上げてそうなったというお話しでしたが、それを現状の価格で同じように積み上げたときは、大体幾らぐらいになっちゃうかということは把握されているのでしょうか。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 現時点におきましては、数量の積み上げとか、そういうのをこれから実施設計の中でしていきます。今回の議会の初日に補正予算を議決いただきましたが、その際にも実際に設計をしていく中で、単価のアップ、それを反映させないといけないという状況になりましたので、今後実施設計を進めていく中で、具体的な数字、いろいろなものが入り繰りが出てくるかと思っておりますけれども、そういう中で精査をしていくということで、現時点では数字の試算などもしておりません。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) もちろん実施設計に入ってくれば、より正確な数字の積み上げというのはできると思いますが、何もないところで25億3,000万円という数字をつくられているわけですから、正確性というよりも、やっぱり先読み、先読みをして、何か自分たちの中で検証のできるものを持ちながら、実際のプロジェクトを動かしていくということも必要だと思いますので、数字が正しいとか正しくないかということよりも、いつもそういった形でプロジェクトを進めていっていただきたいというか、それが本来のやり方だと私個人は思っていますので、ぜひともそういったところも検証していただきたいというふうに思います。

あと、給食センターというのは、でき上がればいいものではなくて、その後運営をしていくということに、運営業者さんというのを外部委託ということに本当になった場合、お願いしなきゃいけないと思うんですが、一方で今非常にそういった飲食業とは、またちょっと違いますけれども、いわゆる人手不足という問題が世の中に出ていることは御存じのとおりだと思います。給食をつくる方たちを、どうやって確保していくかといったときに、現状の給食センターの設計のままですと、車で通勤することは無理ですので、自転車で来るのか、何

かしら公共の乗り物で通える方、そして安定的に運営できる方というとき、確保していく中で、請け負うほうの業者さんは、やっぱりよりよい環境だと人が集まりやすいということがあると思うんですね。今の給食センターの図面を見ますと、職員の休憩室は試食をする部屋というんですか、見学室を通常は使ってもらいますという説明を市民説明会でもされていましたが、働く方が安心していつでも休憩できる部屋が、いまはないという図面で、本当に有利な交渉で市側がこれだけのものが従業員の方にもありますから、ぜひ運営のほうに応じてくださいという有利な交渉ができないんじゃないかなと思うんですね。研修室で通常は休憩してもらう予定ですみたいな建物になっていますので、その点については、もしちゃんと休憩室をつくったときの試算、私は納品口のところのトラックヤードの上に見学室、搬出するところと同じように少しひさしを出して、休憩室がくれるのではないかなと思っているんですけども、そういったことの試算とか、あとは請負業者さんとの交渉に優位にできるような施設というような点で、いろんな工夫が必要だと思いますが、それについては試算されたり、今後対応する予定はあるんでしょうか。

○給食課長（梶川義夫君） 基本設計の段階で民間の請負業者、調理員が多数来るとは思いますが、職員用の休憩スペースでございますが、こちらにつきましては、基本設計の中で一定の人数を想定して、男女の更衣休憩室というのを1階に、先ほど議員さん御質問になりました会議室とは別に、1階の西側のほうに設けております。約110平米程度でございます。これに、さらに会議室兼食堂というのが、また2階の別の場所でございますので、こちらにも休憩に使っていただくと考えております。こちらの会議室兼食堂につきましては、試食会や視察のときに、午前中調理中の現場を見ていただくというようなスペースでもございますので、そういった活用も図りながら、職員の休憩にも影響が出ないように、できる限り、そういったところにも努められるようなスペースを設けたところでございます。

また、1階の荷受け室のひさしの部分の上に、さらに休憩スペースということになりますと、その張り出した部分、建て増した部分の東の端の部分には、やはり柱を建てなければいけなくなると思いますので、そうなるちょっと車の出入りに影響が出るのではないかなと考えられると思いますので、ちょっと難しいかなと思っております。当然そうした試算というのもしておりません。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 先ほども、いろいろと今後の進め方などについても確認させていただきましたが、本当に給食センターは建てるのが目的ではなくて、その後の運営のことも考えていかなければならないと思いますので、ぜひとも外部委託をするということが本格的に決定しているということではあるかどうかというのは、まだ100%ではないと思いますけれども、今の方向性でもし進むのであれば、将来的には学校給食コンクールみたいなものもあるようですので、そこで日本一の給食だということになるぐらいの給食が提供できるような、その先の運営のほうまでを考えて、実施設計のほうも取り組んでいただきたい。

あともう一度、先ほども申しましたが、とにかくこの人たちがこのプロジェクトやっているから安心だねという、その安心感をぜひとも持たせてもらいたいというのが一番のこととして、普通に質問したことにはぱきと応えていただければ、なるほどわかっているな、そうなんですという場面が余りにも少ないので、先手、先手でいろいろなことを調査して、やっていっていただければ、いい給食センターをつくらせていただきたいというふうに思います。給食センターについては以上です。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時46分 休憩

午後 4時55分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○7番（和地仁美君） それでは、2つ目の項目の市の組織マネジメントと人材マネジメントについて、お尋ねしたいと思います。

これについて、今回質問で取り上げさせていただいたのは、先ほどの公会計関係の質問をされたほかの議員の答弁の中でも、固定資産台帳は非常に必要なものだという認識はあるということは、すごく伝わってきたんですが、いかんせん人手が、お金がというふうな、ざっくりと言うとそういうことに当市はなっているのかなど。いつもの定例会の一般質問でも、いろいろな議員の方から、こんなアイデアを実現したらどうだとか、こういうことに取り組んだらどうかとか、いろいろとそういう提案が出ているんですけども、それはやりたい気持ちはやまやまだが、目の前にあることをどんどんこなしていかなきゃいけないというような状況に今当市はなっているんじゃないかなとなると、幾らいいことをやりたくても、もうその基盤というか、できる体制になってないのであれば、それはちょっと悪循環に陥ってしまうんじゃないかなというような印象がありましたので、今回実態のほうを確認させていただければというスタンスで取り上げさせていただきました。

最初の先ほどの市長答弁では、平成20年4月から現在の職員定数条例が施行されたということですが、20年の4月当時と現在とでは、市が行わなければならない事務もふえているということは御答弁で了解しました。それについては、都などから市におりてきた事務事業であったりとか、あとは給食センターや総合福祉センターであったり、ごみの有料化であったりというような、当市ならではの事業に関することであるとか、あとは時代やいろいろな法律の改正などによって、新たに発生した事務というか、やらなければいけなくなったものなど、いろいろと背景はあると思うんですけども、具体的には当時はなくて、現在行っている事務、重立ったものだけで結構ですので、どのようなものがあるのか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 都から市におりてきた事務の具体的なものですが、例えば墓地等の経営の許可が平成24年度からおりてきております。また、社会福祉法人の定款の認可や、その検査業務等につきましても、平成25年度からおりてきているような状況です。また、法制度に伴うものとしまして、子ども・子育て支援新制度で運用が始まりつつありますので、その辺の国の制度によるものもあります。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） いろいろと新たにふえた事務に関して、純粋にその事務だけを取り上げたときに、それを効果的かつ発展的に実施することを考えた場合に、必要な人数、マネジメントの人間が1人いて、あとはスタッフがいてという、これをこなすのにいわゆる人時数というんですかね、そういったものをきちんと何人必要かということは把握されているんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 職員数や体制の把握というのは、組織や定員の聞き取り調査というか、毎年それをやっておりますので、それで管理職から確認しまして把握しているところです。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） では、その一つ一つの事務事業を取り上げて、これは何人時とか、何人必要かということとを組み合わせて、こことここは一緒にやってもらえるねみたいな形で、全体的な人数を出すということはやられていないということですね。現実的には、事務がふえていっていても、その分の人員をふやすということ

は予算的にも不可能だということは理解しているんですけども、そうした場合、市はどのようにして、どんな事務はふえているわけですし、最近では当市だけで言えば、観光なんかもやっていかなきゃ、皆さん質問にも取り上げていますし、イベントもうまかんべえ～祭でふえたりとか、そういった状況で、でも予算はふやせない、市はどうやってそういったものをこなすような対応をしているのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 主なところでは、市民会館のように指定管理者の導入だったり、あるいは民間活力導入ということで、これまでは例えば向原保育園を民営化したり、あるいは電話交換手を民営化したりと、そういうことで正職員がやる業務を減らして、その職員を活用しているというような状況でございます。

○7番（和地仁美君） 先ほど、各課の定員を管理者からヒアリングして、それを積み上げて得た人数、必要職員の人数は今476人だという御答弁があったと思うんですけども、この各課の人数の積み上げというのは、一応管理者も予算のことはわかっていますから、本当は何人欲しいんだけど、ほかのところのあれも考えると、ちょっと少な目に出しておこうかなというふうに出している部分もあるんじゃないのかなというふうに想像するんですが、市は各課の管理者が出してきた人数は、本当に妥当性のあるものなのか。もっと言ってしまえば、市全体の方向性として、ここは本当は強化しなきゃいけないから、少し厚くしようとか、管理者が遠慮してじゃないですけど、この人数出してきたからといって、いやいやそこは戦略的にうちの市では力を入れなきゃいけないんだから、プラス1人だよとか、そういった客観的に出してきた人数が妥当性のあるものかどうかということを検証するような指標とか、そういった仕組みというのはあるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） もとになるのが、ヒアリングということですので、その検証するための指標そのものはないというような状況です。

以上です。

○7番（和地仁美君） ぜひとも、先ほどの固定資産台帳の話もそうですけれども、何かしら本当にそこをやらないと、今ここでやらないと、5年後、10年後、もっと大変になるよみたいな、そういったものはやっぱり経営側というか、もしくは組織全体のこと、もしくは職員のことを専門にやっている部署から、その現場部署に対してはアドバイスをしていくとか、そんな戦略的な方向性を持って人数を見てもらいたなというふうに思います。

先ほど、行革をどんどん進めていく中で、職員数を適正化、イコール少なくするということだと私は理解していますけれども、適正化を図るという形で今まで動いてきたと思うんですが、指定管理制度とか、民間委託とか、いろいろなことをやって効率化を図っているということを先ほど御答弁いただきましたが、それらについて職員が何名減少し、経費は幾ら削減できたのか、たまたま人件費がほかの委託のほうに経費がつけ変わっているだけかもしれませんけれども、人数がどれだけ削減できて、経費が抑えられたのか把握できている範囲でいいので教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 指定管理者になりました市民会館ですけれども、平成21年度ですけれども、効果額としましては行革大綱の成果額ですけれども、2,385万7,000円の効果額です。人数の削減は定員にしまして、課長以下7人を削減しております。また、市民体育館等の体育施設ですけれども、平成22年度から導入しましたが、課長以下6人の削減と効果額が3,600万円です。あとは、向原保育園の民営化に伴いまして、保育士さん関係が19人、定員で削減して効果額が8,300万円ほどあるということです。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） そういうふうに民営化とか、いろいろな指定管理とかにして、経費も削減できたという

部分と、あとは職員数が減ったという部分はあるんですけども、外部に事業を出すことで対応できるものというのもあると思うんですけども、一方で恒久的に、もしくは最初の産みの苦しみにゃないですけど、初期段階などのときに、一時的に市が直接担わないとならないという事務もあると思うんですよ。そうしたことを考えたときに、一方でこうやって削減できた人員を、そういった新たに始まった事務事業のほうに優先的に配置をしたというような例はあるんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） ヒアリングで各課長から必要な人数を聞きます。新しい業務で何人必要だということは、そこで把握して、そこで削減した職員をそちらに張りつけるというような定員として管理しているところですよ。例えば今の話ですと、平成21年度の場合ですと、市民会館の指定管理が始まったわけで職員が削減できたわけですけども、そういう職員は子ども家庭支援センターが先駆型支援センターになったということで、業務増に伴いまして1人増加したり、次世代育成支援計画の担当の主査を置くために、そこに張りつけたりという形で、人の調整をしているというような状況でございます。

以上です。

○7番（和地仁美君） 2010年でちょっと古いんですけども、自治体の職員の方のアンケートをとって、その結果を立教大学の原田教授という方がまとめていらっしゃる資料があって、アンケートの回答母数が2,700ちょっとというものですけども、その資料を見ますと、人員が減少し一人一人の仕事量がふえているということを感じているという回答が、全体の74.8%だったというふうに記載しているんですけども、当市はどうなんでしょう、行革を進めていって、どんどん職員数は減って事務量はふえているという、先ほど御答弁でしたので、一人一人の仕事量はふえているという現状でしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 確かに、人数は減っておりまして、また新たな行政課題もあります。市民ニーズなんかもふえておりますので、業務も、一人一人の職員の仕事量もふえていますし、また求められる知識や能力もより高度になっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 同じく、その資料で正規職員が減り非正規職員がふえているという問いに対しては、当ではまるというのが51.1%と半数以上になっているという結果が出ていました。職場の状況での職務遂行については、非正規職員が正規職員と同じような仕事をしているというふうに回答している方が、43.3%というふうになっていたんですけども、この状況は公務労働の意味とか、労働条件の違いから来る問題も少なからず起こっているようです。なおかつ正規職員の方が、そういった状況に戸惑いを生じているという職場も少ないというふうになっておりますが、当市の非正規職員がふえている状況とか、そのような問題が起こっているかどうか、あとは不足分を正規職員以外の人員で補う基準というものはあるかどうか、そこら辺の現状について教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 非正規職員の雇用の基準でございますけども、基本的には非正規職員といいましても2通りありまして、一つは臨時職員、もう一つは嘱託職員と。臨時職員の場合は、あくまで補助的、臨時的業務ということに限定して雇用しておりますので、御指摘のようなことは起きてないというふうに思っています。ただ、嘱託職員の場合は資格者を中心にやっておりますので、こちらは正規職員に近い、正規職員と同じではありませんが、比較的近い業務を担っていただいております。ただ、これについては、それなりの賃金水準をやはり維持しておりますので、それについても対応できているというふうに考えております。

問題は、不足分をどうやって埋めるかということですが、基本的には正規職員がやらなきゃならない仕事が

正規職員を充てるということを原則にしておりますが、ただなかなか人がふやせない中では、業務のあり方を見直してもらって、臨時職員ができる仕事を生み出してもらうことで、臨時職員を充てて正規職員が本来やるべき仕事をやってもらって、補助的な業務を臨時職員に担ってもらうとか、あるいはもう少し仕事の比重が高ければ、嘱託職員を活用するとか、それからまたここで導入しました再任用職員、これらの活用によって不足分を補っていくということを考えております。

以上です。

○7番(和地仁美君) 同じような問題が起きていたら、どのように対応しているのかとか、対処しているのかということをお聞きしようかと思っておりましたが、当市においては、そのような問題はないというふうな答弁だったというふうに取りたいと思います。

正規職員の年齢構成は、当市も実際に採用を抑制した時期もあったということで、いびつな部分があるというのは、いろいろな資料で説明を受けているところです。それが、実際に現場を牽引していくような年代、キャリア的の方が今現在は不足しているという状況だというふうには私は思っているんですけども、現状はどのような感じでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 職員の年齢構成でございますが、やはり山と谷がございます、30代前半、それから30代後半から40代前半、このあたりの職員が年齢的には少なくなっております。ただ、年齢を埋めるのであれば、採用年齢を変えることで穴埋めはできますが、年齢の問題よりは、やはり経験の問題ですね、職務経験、これがやはりこれは採用の年齢の調整だけでは補いきれませんので、そちらのほうが問題としては、課題としては大きいかなというふうには考えております。

○7番(和地仁美君) そうですね、今部長が御答弁いただいたとおりでと思うんですが、実際にはそういった30代とか、いろいろな仕事の経験もしたり、幾つかの部署を回られたりという方が実際現場のところで、リーダー的に動いたりというような年齢になると思うんですけども、そこが薄いということは、その年代を採用で補えばという方法もあるんだけれどもというお話ありましたが、いまそこが薄いという現実があるので、例えば組織としての意思の伝達で、ちょうどそこら辺の方がもっと若い人に出すというような役割が、ちょっと滞ってしまっていて影響が出ているとか、あともっと簡単な話だと、現場の小さなミスみたいなものが、普通はその上のリーダー格の人で見つけられて、すぐ解決するのに、最後の部長まで行かないとそのミスが見つけられないみたいな弊害が普通考えられるんですけども、そのような状況は当市にはないのでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 経験年数を持った職員が均等にいないという状況の中では、そういったことが十分想定できる事態だというふうには認識しています。ただ、これは先ほど申しましたとおり、年齢を埋めれば解決できる問題じゃありません。やはり、民間での経験があったとしても、行政としての経験が最後は物を言いますので、行政経験を積ませることが一番解決策になります。そのためには、一朝一夕にはできません。その間、どうするかというと、やはりこれはチームで対応しなきゃいけないと。経験の少ない職員を、できるだけ育てることで短期間のうちに経験を積んだ職員を、できるだけ生み出していくということで対応したいと思っております。そのために、現在は人材育成実行プランの中でメンター制度ですとか、短期ジョブローテーションといまして、若いうちに複数の職場を経験させることで、できるだけ経験を短期間に多くの経験を積ませることで補っていきたいというふうには考えています。

以上です。

○7番(和地仁美君) 今の御答弁からすると、民間の経験だとか、いわゆる社会経験というところだけではな

くて、行政としての経験が最後は物を言うという御答弁でしたので、いわゆる一定の今採用は一般職は30歳まで応募の枠を、年齢枠を広げていらっしゃると思いますが、逆にこういうキャリアじゃないと応募ができないというような、いわゆる中途採用、キャリア採用みたいなものはされる今御予定はないんだというふうに理解しましたが、例えば今やっている観光とか、そういったものは、そういった旅行会社でやっていたとか、もしくは広告代理店のようなどころでお勤めだった方とか、そういった方が入ってくることでできる、よりお互いいい刺激で活性化されるような職もあるんじゃないか私は個人的には思っていますので、お互いの人材の流動化をすることによって、今よく言われている民間との給与の格差とか言いますが、実際民間の人と公の人が一緒に仕事をしてみたら、やっぱり公の人のほうができるじゃないって、もしかしたら現象もあるかもしれない。そういうことも副次的な効果として私はあると思っていますので、いまは民間からの中途採用による拡大とか、補足ということは考えていらっしゃるようでしたので、今後はそういったことも考えていただきたいと、検討していただきたいというふうに思います。

そういう人材の方を今度は組織として戦力化していかなきゃいけないと思うんですが、例えば今年度は産業振興課が環境部から市民部に移りましたよね。組織編成というのは、戦略的に政策に合わせて変更することが必要かと考えられるんですけども、例えば今回の編成はどんな戦略を持ってやられたのか、もしくは過去の組織編成の変更事例として、こんな市の政策に戦略的によりよい効果のある組織にしたんだというような事例があれば教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 重立ったところでですけども、平成20年度には子ども生活部をつくりました。そのときには、子ども施策が教育委員会にあたり、他の部にあたりしましたので、一貫性があって整合性がとれた子ども施策を推進するという趣旨で、子ども生活部をつくったものです。

また、平成24年度につきましては、環境行政が重要になってきているということで、環境部もつくっております。また、そのときには産業振興課が市民部から環境部に組み入れたわけですけども、今回平成26年度に当たりましては、逆に環境部の負担が重いということで戻したという形で、市民部のほうに移しかえたわけですけども、ただ観光行政をさらに充実するという意味では、体制の強化は産業振興のほうは十分しているというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 以前の一般質問で私1回産業振興基本計画でしたっけ、何か産業振興に今度は観光という新しい軸がというのができたときに質問で取り上げさせていただいたときに、喜多方が友好都市で、あそこも観光都市だから、そこからいろいろなことをお互いに学び合いながら、いろいろ教えてもらいたいみたいな、そういった答弁も私の質問だったか、ほかの方の質問かで御答弁あったと思うんですけど、人を厚くして、組織を厚くしたということも一ついいことだと思うんですけども、環境部が大変になったから市民部に戻したというのは、余り戦略的という言い方にはならないと思いますし、あとは友好都市との関係ということで、観光のこともしかかわってくる、お互いのまちを行ったり来たりしようとか、外の人からうちのまちのいい観光として光るものを見つけてもらおうとか、そういう発言がいろいろあるのであれば、もし戦略的という意味であれば、観光のところで、そういった友好都市のところをくっつけて最初の立ち上げのところをやるとか、そういった何か戦略の見える組織編成というのを、ぜひやってもらいたいんですけども、よく民間企業では特に外資系のところから端を発して、人事担当役員という方を置いたり、最近では副社長が人事担当役員を兼任するとか、そういったことをやられている会社もいっぱいあって、いわゆる人・物・金・情報という経営資源

のうちの人の重要性をすごい実感しての結果だと私は思っているんですね。最近では人事部とか、そういうことを言わずに、いわゆる人材というところで英語で言うヒューマン・リソースズ、HRということでやられているところが多いんですけども、行政の場合、HRというのは基本的に人的資源を生かして事業を促進していく部門という使命を持っているんですけども、市の中ではこのような組織と人を戦力にしていくような役割を戦略的にやって計画して実行していくというのは、どの部門というか、どなたになるんでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 現在先ほどから答弁でも申し上げておりますけれども、組織を担当しておりますのが企画財政部のほうになります。また、人事面のほうの担当は総務部ということで2部で行っています。先ほどから申し上げております組織、あるいは定員の聞き取り調査というのを実際にやっているのは企画課と職員課というふうな形になります。連携をとって、これらの2部2課がいろいろな面から対応しているということになりまして、理事者のほうにもいろいろな情報をもとに、いろいろな指示をその情報をもとに仰いでいるというところで、私どもは別に組織がそれぞれであっても、連携をとって今の体制をつくっているというふうな考えでございます。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 今の体制は、そういう形だなということは理解しました。そうであるのなら、例えば組織編成のほうをやっている企画財政部のほうは、こういう形でという、どちらかという予算から割り返したようなやり方をやるのが、そこも維持するのがミッションの一つだと思うので、そういう形を逆に人のほうに軸足をとっているほうの職員課のほうの方が、一人一人の職員を把握したり、戦力となるにはこうしたほうが良いというところを、逆に企画財政部案の人数割とか、組織にけんけんがくがくお互いにもんで、最終的にこんな戦略的な組織ができましたというような形の組織編成とか、今回のような観光の産業振興課の動きみたいなじゃないようなものを、今後はぜひともつくり上げていただきたいなというふうに思っております。

ずっと行革でできる限り人を減らしたり、業務を効率化しているという部分は、いろいろな資料でもわかりますので、それはやっているんでしょうけども、最終的にはもう次にやられることというのは、例えば今まで3人でやっていたものを2人でできるように、一人一人の能力を1.5倍にするみたいな、人材育成というところでやっていく部分で補うという方策しかない部分もあると思うんですけども、そういうような育成とかというのは、何か具体的に取り組んでいるものはあるんでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 人材育成ですけども、これはなかなか即効性のある方策というのはないんですね、正直言います。ただ、やらないことには育成もできませんので、今やっているものとしましては、人事評価制度、これを本格的に取り入れて賃金反映もさせております。この中では、これは評価ですけども、育成のための評価というふうに捉えております。ですので、管理者との面談で目標の共有化ですとか、コミュニケーションの円滑化を図るとか、その人材のすぐれている点を含め、足りない点を補うというか、アドバイスしてあげると、助言してあげるといようなことで、人材を育成していくという今仕組みをつくっております。

それから、先ほど申しましたが、若手職員については短期ジョブローテーションですとか、メンター制度によって、できるだけ早い時期に一戦力としてなるような制度も入れているところでございます。

以上です。

○7番（和地仁美君） ことしも採用予定人数に対して、非常に人数の多い方が応募されているというような状況で、ちょっとこの言葉が正しいのかよくわかりませんが、基本的に皆さん優秀な方が市の職員になっているというふうに思っていますので、その方たちの結果とか、育成という部分に非常にモチベーションというのが、

やる気ですよね、やる気というのが非常に大きく影響していると思うんですけども、以前何か人事系の質問をさせていただいたときに、昇任試験を受験するという職員の方が今減っていると。大変なだけで大変だ、上になるのは嫌だと思っているのかわかりませんが、今現状そういった昇任試験を受ける方が、どういふような現状、人数であったり、どうなっているのかということと、あとは今こちらに皆さんいらっしゃる現部長たちが、数年後には大分入れかわるということは、もう予測されるわけですけども、そのまま事業のレベルを落とさずに、継続させるような人材育成の対策をとっているかどうか、そこら辺について教えてください。

○職員課長（原島真二君） 昇任試験の関係でございますけれども、現在行っているのが主任昇任試験というものでございまして、試験を受けて1年間主任をやって成績がよければ係長になるというようなものでございまして、平成24年度に行った主任昇任試験は、51名の対象者に対して8名の受験者がいたと、15.7%の受験率でした。平成25年度におきましては、49名の対象者のうち9名、率で言うと18.4%の方の受験がありました。ということで、ここ2年を見ると若干希望者がふえているというような状況でございます。

以上です。

○総務部長（北田和雄君） 昇任試験の受験者はそういう状況です。これは、東大和市に限ったことではなくて、全国的な傾向として今の若い人に昇任意欲が低下しているということは、民間も含めて言われていることです。ただ、それを手をこまねいて見ているわけにもいきません。昇任意欲を高めるためには、やはり昇任することの魅力、昇任した後の職の魅力、そういったものがやはり見えないと、なかなか昇任を目指そうということが出てこないと思います。その対策としまして、市のほうでは人事異動の申告制度というのがあります。本人の異動希望を聞く制度なんですけども、その申告制度の内容を見直しまして、キャリアビジョンの考えを取り入れております。自分が将来に当たって、どういった分野で、どういった仕事をしていきたいのか。そのために、どういった資格を今持っているとか、今後取得していくとか、どういう場所を経験したいとか、そういうものの申告をしていただいて、その申告がしっかりしたものであれば、本人の希望に沿った人事のローテーションをできる限り反映させるというようなことで、意欲を高める人事制度を入れているところでございます。

以上です。

○7番（和地仁美君） 以前も自分で希望するところが変われる制度ができたというお話を聞いていて、先ほど言った公務員の方にアンケートで調査したのも、モチベーションが高かったり、やる気が高い方は自分がやりたい仕事をやっているという方と非常に合致するということが結果として出ていましたので、一つの方策としてはいい方策なのかなというふうに思います。

一方で、いわゆる公務員の方というのは、身分保障とか、定期的な昇給が民間企業よりも安定しているため、逆にすごく頑張っていたり、仕事が偏って自分のところに来るといふ、いわゆる頑張っている方へのインセンティブが逆に薄れるという傾向があるというふうに言われているんですけども、そういった人一倍といふか、一生懸命やっている人、その下を持ち上げるのもそうですけど、上の方を上手に評価をするというふうな方策は何かやっていたらいいんじゃないでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 職務に対する評価でございますけども、これは先ほども申しましたが、人事評価制度、これでございます。昨年までは評価をするだけで、それが処遇に反映はされておりました。ただ、今年度から給料に処遇に反映をさせる制度を取り入れておりますので、それだけ意欲的にやっていたら、それが当然処遇の面でも反映されるという仕組みにはなっております。

以上です。

○7番(和地仁美君) そうであれば、一生懸命やったことを認めてもらって、それも処遇にも反映できるという仕組みが昨年よりも一歩進んだということは、やる気であったり、もうひと踏ん張りしようというような、自分の成長というところに努力をするというきっかけにはなると思うんですが、一方で同じ先ほどのアンケートの結果で、やりがいを持ってなくなったり理由というものが出ていまして、それがまず一つ目としては仕事量が余りにもふえちゃったので、やりがいが持てなくなっちゃった。2番目が賃金の問題ですね。3番目が職員間の連携やコミュニケーションに、いろいろな問題を抱えてやりがいが持てなくなったというふうに、結果としてなっているんですが、4番目に多かったのが職務怠慢者の存在、自分の身近に頑張っていない人がいるのに、そういったことに余り反映されないというか、アクセルを2速で踏んでいても、5速で踏んでいても同じ、余り差はないなという、逆の余り頑張らない人というところモチベーションには影響しているという結果が出ているんですが、そこに対して何かしらのご入れとか、気持ちを切りかえてもらうとか、そんなような対応というのはやっぴらっしゃるんでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 職務怠慢者、余りいい言葉じゃないんですけども、そういう職員はいないと思っておりますが、端から見てもう少し頑張ってほしいと思える職員に対しては、いろいろ理由はあると思うんですね。仕事がやはり合わないとか、興味が持てないとか、そういうこともあるかと思っておりますので、基本的には本人の適性を見きわめて、本人が意欲が出る職場に配属するというのが基本だと思っております。ただ、なかなかそうとばかり言えない人もいないというふうには思われますので、その場合ですけども、先ほど人事評価制度で申しましたが、職員の給与というのは基本的には一定みんな一律で上がるんですが、優秀者については少し上がり幅が高いという制度を入れたというふうに申しましたが、標準まで上がらない制度も同時に入れております。ですから、職務態度に問題がある職員につきましては、通常の昇給よりは少し落ちる昇給という制度も入れて対応しているところでございます。ただ、これはそれをメインにしているんじゃないで、あくまで本人のやる気をどういうふうに出していくか、そのためにどういった人事をやっていくのか、そちらのほうに主眼を置いているものであって、あくまでこれは結果として、そういう出ちゃった場合、やむを得ずやるという制度でございます。

以上です。

○7番(和地仁美君) よく言われる2・6・2ですので、どこでもどこの組織にも人が集まれば、2・6・2というのがありますから、その割合というよりも、やっぱり一人一人が市の職員の方が生き生きやりがいを持ってやるということが、最終的には市民にとってもいい影響が出てくるというふうにつながると思っておりますので、ぜひともそういった前向きな形の対応をとってもらいたいと思います。

どうしても人のことになると、予算、お金のこともありますので、いっぱい評価してあげたくても予算内でとか、もっと人数をふやしてあげたいけども予算内でとか、そういう形にいろいろなってくると思うんですが、あとお金のかからない評価というものもあると思うんですね。例えばよく言われる、マズローの欲求の5段階というところで言いますと、先ほどのもうちょっと頑張してほしいなという方の欲求というのは、収入を確保して生命を維持したいという生理的欲求でとどまっているから、余り意欲が出ないと。次のほうの社会的欲求まで、もしいければみんなから受け入れられたいとか、仲間とよい会社で仕事をしたいというふうになったり、もう次の段階の自我欲求になれば、能力にふさわしい仕事をして褒められたい、達成したいとか、最終的には自己実現欲求までいけば、本当にそのモチベーションを上げるだけで、自分の満足度も上がりますし、組織としても非常にいい結果が出てくると思うんですが、評価の中で、そういったところを刺激するというか、

職員の仕事への欲求とか、そういうものをより高みに上げていくような評価をしてあげるとか、みんなでそれこそ朝礼で手をたたいてあげるというのも一つのやり方かもしれませんが、そんなようなグループワークの中でいろいろ今週の何とかの人と取り上げるだとか、何かそういうようなことはやっていらっしゃるのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 確かに、モチベーションというか、意欲を上げるということは賃金の問題だけじゃないと思います。やはり、その人がその仕事をやっていて、自己実現ができるとか、自己満足が生まれるとか、やりがいを感じるとか、そういったことが出てくれば、いい方向にどんどん回って行って、マズローの5段階の上階のほうまで上がっていくということになると思うんです。ただ、これもなかなかすぐに特効薬があるものではないです。ただ人間というのは、否定されるよりは肯定されるほうが好循環になるケースが多いです。ですから、今やっている内容としましては、先ほど申しましたが、人事評価で管理者特殊面談を行う中で、一生懸命やったところは、それなりに褒めてあげるということを主眼とした人事評価制度をやることで、職員の意欲を高めるという方策を今考えているところです。ただ課題としましては、それを実利にあらわすためにはボーナス、これが職務によって差をつけているところもございまして、まだうちの市はそこまでやっておりませんが、今後はそういったことも考えなきゃならない時期が来るというふうには思っています。

以上です。

○7番（和地仁美君） 研修であったり、評価であったり、それ職員課のほうでいろいろ企画したりとかする内容だと思うんですけど、ぜひともボーナスでも差があったほうが私はいいと思いますけど、そうじゃない日常的なところで全然知らない部署の人から、すごいねと声をかけられたら、自分がやっていることがみんな実は見ているんだとか、そんなような職員課ならではの企画とか、そういった仕組みというのものも、お金はかからないことですから、そういう工夫っていろいろな組織でやっていますので、今後取り組みの一つに検討していただければなというふうに思っております。

行政へのニーズが変わっているということは、最初の登壇したときも言わせてもらいましたし、市長答弁の中にもあったと思いますが、いわゆる創造性とか、イノベーション力というものが今公務員の方、職員の方にも求められていると思うんですが、そういったことを強化するような研修というのが、今平成24年度の研修内容しか私はまだ見てない、25年度は出ていませんであれなんですけど、24年度には1個もそういうのがなかったと思うんですけど、何か具体的にそういったイノベーション力とか、創造性を高めるような研修というのはされているのでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 創造性を高める研修というようなことで、お答えしたいと思いますけども、平成25年度に市町村職員研修所で行った研修で、創造性開発研修ラテラルシンキングに学ぼうというのがございました。この研修につきましては、既成の理論とか、概念にとらわれずにアイデアを生み出すという研修で当市からは2名が参加しております。また、東大和市が加入します周辺7市で構成する研修連絡会第4ブロック会というのがございまして、合同研修として毎年政策形成、創造性開発研修というものを実施しております。創造性とコスト意識などをテーマに2日間の研修を行っている。これにつきましても2名が参加しております。このような状況があります。

以上です。

○7番（和地仁美君） ぜひとも、そういった今までのちょっと固定概念というか、そういうちょっとかちかちなより、もうちょっと自由な発想がないと対応できないようなことというのはいっぱい出てきちゃっていると

思うので、そういったところを強化する研修やってほしいんですが、研修をやったとしても、忙しいとなかなかそういう創造力とか、イノベーションって発揮できないんですよね。目の前にあるものをこなすということで一生懸命になっちゃうということになりますので、どうですか、実際問題として、今そういった創造性を発揮するとか、イノベーション力を発揮するというような時間的なとか、精神的なゆとりというのは当市は十分な状況なんでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 十分な状況かと聞かれますと、必ずしも十分とは言えないというふうに思います。これは、先ほど来出ているとおり、仕事がふえていると、それに比例して職員がふえているわけではありませんで、一人の業務力の拡大は動かしがたい事実でございますので、そういった中だからこそ、逆に業務をよく見直して、効率的にやって時間を生み出してほしいという気持ちがございます。忙しい人ほど、いい仕事をするという言葉もありますので、ぜひ忙しい中でも時間をつくって取り組んでいただきたいという気持ちでございます。

○7番（和地仁美君） 今の総務部長の答弁からすると、まだ伸び白があるというような状況だということだと思いますので、それはいいことなんですけれども、一方でさっきいろいろやらなきゃいけないことが頭数がなくてできなくて、いわゆるこなすだけでやったよというんじゃないような状況にしないとならないようなものもいっぱい出てきていますので、公会計のこともそうですし、いろいろとありますので、そこら辺は伸び白を頑張れよというばかりじゃない、もうちょっと対応をお願いできればなというふうに思います。もし逆に、それが要らないんであればやらなくてもいいことを、きちんと説明のできるような状況でやっていただければと思います。

意欲を高めるという現場の伸び白を伸ばすというやり方で、一つほかの自治体でやっていらっしゃるのが、少なくなった職員がより自分たちの士気を維持するためにやる組織・機構のフラット化というのがあって、いわゆる決裁の段階をきゅっと小さくして、現場に非常に権限をおろしてやっていくことによって、いわゆる現場、一番下のラインのスタッフもやる気もわきますし、あとは現場に近いから生きのいいフレッシュな意見がどんどん出てくるという取り組みをされているところがありまして、それはよく市民協働を進める上でも、実際に市民と一緒に動いている人が、市民の人からちゃんと決断できる、いわゆる責任者出せというのと同じで、おまえに話しても何も決まらないというよりも、一緒にやっている若手スタッフの人が、そこまでは決めていいということをやったフラット化ということによって対応して、少ない職員になったからというふうにやっている自治体があるんですけれども、当市のまず決裁の段階と、そのフラット化というのを検討したことがあるのか。そのフラット化をやっているところは、決裁は3段階だというふうに言っていました。それを検討したことがあるか教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東大和市の決裁区分としましては、市長決裁、副市長決裁、部長決裁、課長決裁という4つの区分です。担当者から数えると、あと2つ追加になるわけですが、正直例えば中間管理職になる課長とか、係長を除いて、担当者がいきなり部長に行くというようなフラット化は検討したことはありません。

以上です。

○7番（和地仁美君） どこの自治体も似たような問題を抱えている中、やはり組織、特に企業は人なりと言いますが、市は人がつくったサービス、製品をつくっているわけじゃないので、全て人がつくったものを提供していることが、その市の強みになりますので、ぜひ人材というところを、より重要に考えていただいて、な

おかつそれが戦略的に機能する組織というところまでを考えて、今後も他市に負けない、いい東大和市になるように進めていただければなというふうに思います。

いろいろありがとうございました。これで一般質問を終わりにします。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議は、これをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時42分 延会